



# 再生可能エネルギー 事業支援ガイドブック

平成30年度版



# 再エネコンシェルジュ(国の支援施策検索等)の検索機能活用のヒント

- 「再エネコンシェルジュ」のホームページにある「国の支援施策検索」により、検索機能を活用することが可能です。
- 検索機能の活用により、目当ての「支援メニュー」を探す際の利便性が向上します。
- 本検索機能では、<①フェーズを選択>、<②電源を選択>、<③フリーワード検索>の3つの項目をキーとして検索することができます。
- 上記3つの項目は単独でも使用できますが、複数の項目を組み合わせると、目当てとする「支援メニュー」へ最短距離で到達することに役立ちます。
- 具体的な入力に当たっては、以下の画面イメージをご参照ください。

## ①フェーズを選択

### 事業の進捗状況等に応じた支援メニューを検索する場合に便利

- フェーズごとのチェックボックスをクリックし、チェックマークを表示させると、事業の進捗状況等に合わせて、利用可能な支援メニューを絞り込むことができます。
- 複数のフェーズの中から最も効果の高い「支援メニュー」を選択したい場合には、いくつでもチェックマークを表示できます。
- 「すべてを選択」ボタンをクリックすると全てのフェーズにチェックマークが表示されます。
- 「解除」ボタンをクリックすると表示されている全てのチェックマークが解除されます。

## ②電源を選択

### 電源が決定している場合に便利

- 導入する電源が決定している場合には、当該電源のチェックボックスをクリックし、チェックマークを表示させると、電源を限定した検索が可能です。
- 支援メニューの内容を確認してから導入する電源を決定する場合には候補としている電源について、いくつでもチェックマークを表示できます。
- 「すべてを選択」ボタンをクリックすると全ての電源にチェックマークが表示されます。
- 「解除」ボタンをクリックすると表示されている全てのチェックマークが解除されます。

## ③フリーワード検索

### キーワードで絞り込む場合に便利

- 支援メニューの名称に含まれる語句が部分的にわかっている場合は、入力すると検索結果として一覧表示される支援メニューが限定され、目当てのものを探しやすくなります。
- 任意のキーワードのみによる検索も可能です。



クリック



## 検索結果を一覧で表示

- 各項目の入力が完了したら、「検索結果を一覧で表示」ボタンをクリックしてください。
- 検索結果として「支援メニュー」の名称が一覧で表示されますので、「支援メニュー」の名称をクリックして、内容を確認してください。

<https://renewable-energy-concierge.go.jp/>

再エネコンシェルジュ

検索



# 本書の構成

本書は、再生可能エネルギーに関連する補助金や税制優遇をはじめとした種々の情報を一元化することにより、再生可能エネルギー事業者の方が事業を円滑に開始していただくための手引として利用していただくことを目的としています。

このため、支援施策活用事例集、固定価格買取制度の基本的な仕組み、関連許認可手続ガイド、再生可能エネルギー事業支援メニューを掲載しています。

支援施策活用事例集は、国による施策を活用した再生可能エネルギー事業の事業概要、施策の活用内容について具体的な事例を紹介しています。

固定価格買取制度の基本的な仕組みは、制度の基本的な仕組みと再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの一般的な流れを紹介しています。

関連許認可手続ガイドは、再生可能エネルギー事業の実施に必要な主要な手続等について、内容や問い合わせ先をまとめています。また、特に手続きが必要となることが多い許認可手続等については個別にフロー等を掲載しています。

再生可能エネルギー事業支援メニューは、再生可能エネルギーの導入推進に関する各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした種々の支援施策及び制度について概要を紹介しています。

| 事業計画のステップ | 「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」   |
|-----------|---|
| 事業を企画する   | <b>支援施策活用事例集</b> <b>P. 3</b><br>再生可能エネルギー事業を企画するにあたり、支援施策を利用した地域の事例を紹介しています。            |
| 制度を理解する   | <b>固定価格買取制度の基本的な仕組み</b> <b>P. 27</b><br>設備の設置を検討するにあたり、固定価格買取制度の基本的な仕組み等を紹介しています。       |
| 場所を決定する   | <b>関連許認可手続ガイド</b> <b>P. 31</b><br>事業用地を選定・使用するにあたり、また設計・施工にあたり必要な主な許認可手続を紹介しています。       |
| 資金を調達する   | <b>再生可能エネルギー事業支援メニュー</b> <b>P. 106</b><br>事業に必要な資金調達をサポートする施策や事業の導入を促進するための施策等を紹介しています。 |

## 目 次

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 本書の構成             | 1   |
| 支援施策活用事例集         | 3   |
| 固定価格買取制度の基本的な仕組み  | 27  |
| 関連許認可手続ガイド        | 31  |
| 再生可能エネルギー事業支援メニュー | 106 |
| 1. 設備導入           | 116 |
| 2. 実証・モデル事業       | 141 |
| 3. 調査             | 150 |
| 4. 研究開発・その他       | 158 |
| 固定価格買取制度の問い合わせ先   | 183 |
| 支援メニュー問い合わせ先一覧    | 184 |
| 索引                | 188 |

# 事業を企画する

## 支援施策活用事例集

## 支援施策活用事例集 目次

|       |       |                                      |    |
|-------|-------|--------------------------------------|----|
| 太陽光   | 事例 1  | 地域分散型太陽光発電事業……………                    | 5  |
|       | 事例 2  | メガソーラー発電とその事業収益を活用した被災地「ふるさと復興事業」…   | 6  |
|       | 事例 3  | 社会福祉法人における独立型太陽光発電 ……                | 7  |
| 風力    | 事例 4  | 石狩市厚田区・市民風力発電事業……………                 | 8  |
|       | 事例 5  | 鹿島港洋上風力発電所開発事業……………                  | 9  |
| 地熱    | 事例 6  | 温泉バイナリー発電事業による観光の活性化……………            | 10 |
|       | 事例 7  | 地熱発電所の余剰熱の活用によるハウス栽培……………            | 11 |
| 中小水力  | 事例 8  | ダムの維持放流水を活用した小水力発電事業……………            | 12 |
|       | 事例 9  | 農業水利施設を活用した小水力発電事業……………              | 13 |
|       | 事例 10 | 小鷹井堰小水力発電実証事業……………                   | 14 |
|       | 事例 11 | 水の戸沢小水力発電事業……………                     | 15 |
| バイオマス | 事例 12 | 空調給湯用木質バイオマスボイラー設置事業……………            | 16 |
|       | 事例 13 | 地域循環型木質バイオマス発電及び木質ペレット製造の高効率エネルギー事業… | 17 |
|       | 事例 14 | 木質バイオマスの導入による森林資源の有効活用……………          | 18 |
|       | 事例 15 | 豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業……………          | 19 |
|       | 事例 16 | 乾式メタン発酵技術を用いた廃棄物処理モデル……………           | 20 |
| その他   | 事例 17 | 温度差エネルギー高度複合システム実証事業……………            | 21 |
|       | 事例 18 | 鈴廣かまぼこ恵水（めぐみ）工場空調更新事業……………           | 22 |
|       | 事例 19 | 堺市鉄砲町地区における下水再生水複合利用事業……………          | 23 |
|       | 事例 20 | 自治体新電力の熱電併給エネルギーマネジメント事業……………        | 24 |
|       | 事例 21 | 津山市総合福祉会館 ZEB 化改修事業 ……               | 25 |

# 事例 1

～グリーンファンドからの出資を活用した事業化事例～

## 地域分散型太陽光発電事業

### ■事業及び発電設備の概要

福島県会津地域において、設備認定合計出力1,229kWの太陽光発電設備を導入した。地域別内訳は、喜多方市岩月町に250kW、他の会津地域内に20ヶ所で計979kWである。事業主体は、会津電力や一般社団法人グリーンファイナンス推進機構等が出資し、平成25年12月に設立された「アイパワーセット株式会社」(SPC)である。(この他、会津電力単独で実施している太陽光発電事業分を含めると、合計2.33MWの出力となる。)

上記岩月町の設備(250kW)及び地域分散型設備20ヶ所の内1つは、平成26年4月1日より建設が開始された。その後、毎月数ヶ所ずつ建設が開始され、9ヶ月後に、20ヶ所全ての建設が完了し売電が開始されている。

また、平成26年3月28日～平成26年9月30日の間、同事業の資金の一部を得るため、市民ファンド(「会津ソーラー市民ファンド2014」)を募集し、9980万円(20万円×499口)の出資を得た。

### ■事業実施上の課題

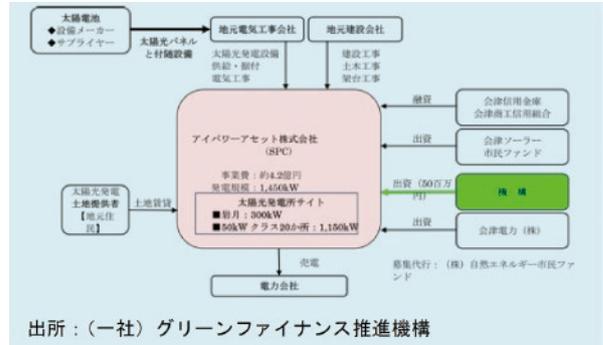
土地取得の問題

地域分散型設備20ヶ所の設置場所を確保するのに苦労した。当初、平成26年4月1日に1号機の建設が開始されてから4ヶ月間で20ヶ所全ての建設が完了する予定であったが、結果的に9カ月かかった。これは、候補地を実際に現地調査等をしてみると、農振地域であったり(56ページ参照)、抵当権に入っていたり、国立公園指定地域であったりして(79ページ参照)、土地選定に時間がかかったためである。



<岩月発電所>

### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

環境省の「地域低炭素投資促進ファンド事業」(138ページ参照)を活用した。同制度の活用により、(一社)グリーンファイナンス推進機構より総出資額の2分の1未満の出資を受けることが可能となる。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

(一社)グリーンファイナンス推進機構より出資を受けたことにより、地元金融機関(会津信用金庫、会津商工信用組合)からの融資を円滑に受けることができるようになった。

もし同制度を活用できなかった場合は、会津電力の自己資金で事業を行うことになっていたが、出資額に限度もあり、金融機関からの融資額も限られていたと考えられるため、事業規模はかなり小さくなっていたと予想される。

### ■問い合わせ先

会津電力株式会社  
アイパワーセット株式会社  
住所：福島県喜多方市天満前 8845-3  
URL：<http://aipower.co.jp/>

## 事例 2

### ～再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金を活用した事業化事例～ メガソーラー発電とその事業収益を活用した被災地「ふるさと復興事業」

#### ■事業及び発電設備の概要

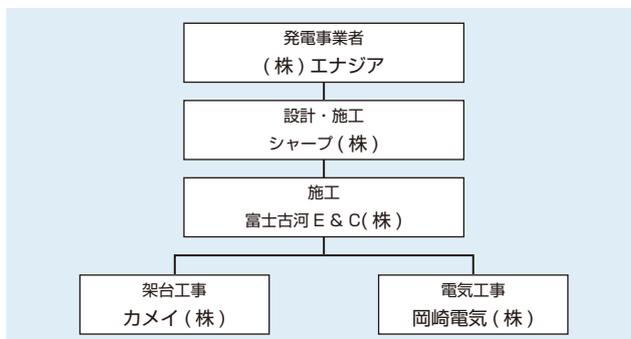
東日本大震災を受けて、小規模自律分散型の再生可能エネルギー導入による復興への貢献策を模索していた株式会社エナジアが福島県川内村の誘致もあり、同村下川内字糖塚地区の牧草地であった村有地 4.5ha を 20 年契約で賃借し、2016 年 2 月に発電を始めたパネル設置容量約 2.6MW、PCS 定格出力約 2MW の大規模太陽光発電所。この事業用地は原発事故以来、避難指示解除準備区域に指定されたが、2014 年 10 月に避難指示が解除。同地で酪農が困難なことから遊休地となっていた。設備利用率 12.1% で、年間発電量は 264 万 2800kWh を見込んでおり、一般家庭約 800 世帯の年間消費量に相当する。全量を固定価格買取制度 (FIT) を利用し、東北電力に売電している。

#### ■事業実施上の課題

エナジア社は設立まもないベンチャー企業であったため、発電事業に必要な資金の確保に苦労した。しかし、東邦銀行の「とうほう・次世代創業支援ファンド」から 5 千万円の出資を受けるとともに、動産担保融資の手法を活用し、資金調達を可能とした。本融資では太陽光パネルやパワーコンディショナー、売電債権など、売電事業にまつわる資産全てが担保となっている。



#### ■事業の実施体制



#### ■利用した施策と内容

「再生可能エネルギー発電設備等導入推進復興支援補助金（半農半エネモデル等推進事業）」  
総事業費約 7 億円のうち約 2 億円の補助を受けた。原子力災害の被災地において再生可能エネルギー発電設備の導入促進をするとともに、その収益の一部を活用して「ふるさと復興事業」として「かえるかわうち復興支援バス事業」が 2017 年 4 月 3 日より運営開始となった。

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

本施策を活用することにより、金融機関からの事業資金の調達を有利にし、川内村の復興整備計画の認定事業となることで、農地転用許可手続きに関する許可の基準緩和などの特例を受けることができた。売電益から約 1 億円を充て、2017 年 4 月より運営開始となった「かえるかわうち復興支援バス事業」では村内の交通機能の拡充と、バスを有効活用することでの村民の帰村促進、高齢者のライフライン確保、それに伴う雇用創出も寄与する。

#### ■問い合わせ先

株式会社エナジア  
住所：福島県郡山市亀田 2-11-21  
TEL：024-933-7077  
URL：<http://www.enagia.co.jp>

## 事例 3

### ～施設内消費電力として使用するための太陽光発電設備導入事例～ 社会福祉法人における独立型太陽光発電

#### ■事業及び発電設備の概要

社会福祉法人拓心会は、介護保険事業、障害者（児）自立支援事業、公益事業（住宅型有料老人ホーム）などの福祉サービスの提供を行っている。当法人の敷地内には、5つの施設が点在しており、1日あたり、平均87人の入居者及び平均120人の通所者が施設を利用している。各施設内で必要となるエネルギーの供給は、化石燃料の使用や電力会社からの購入による部分が大きい。木質ペレットボイラーの導入など再生可能エネルギーの活用にも積極的に取り組んでいる。本事業においては、5つの施設の建物の屋根部分に合計731枚の太陽光パネルを設置し、施設内消費電力の一部として使用することを予定している。

太陽電池モジュール公称最大出力 181.2 kW

パワーコンディショナー定格出力 165kW

年間想定発電電力量 178,750kWh/年

#### ■事業実施上の課題

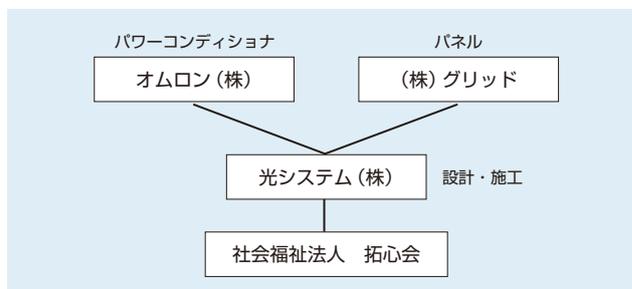
社会福祉法人として安定した福祉サービスを提供するため、電気料金の上昇が施設の運営に与える影響を緩和する必要があった。

社会福祉法人の性質上、できるだけ法人負担の少ない方法で設備を導入することが求められていた。

青森県五所川原市は、豪雪地帯に指定されているが、1月～2月にかけて2メートルの積雪があり、十分な発電ができないのではないかと不安があったため、シミュレーションにより経済性が確保できるか検討する必要があった。



#### ■事業の実施体制



#### ■利用した施策と内容

「独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金」

施設の屋根等に165kWの太陽光発電設備を設置し、発電した電力を施設内消費電力の一部として使用する。

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

施策の利用により、太陽光発電システム導入による光熱費の抑制効果が設備導入費を上回り、地域に根ざした福祉サービスの提供を行う環境が整備できた。また、当地域において、社会福祉法人への太陽光発電の導入は初めてであり、当法人への導入により、他の社会福祉法人への波及や見学者の増加を見込んでいる。

#### ■問い合わせ先

社会福祉法人拓心会

住所：青森県五所川原市水野尾字懸樋 223-3

URL：<http://www.takushinkai.or.jp/>

## 事例 4

～地域低炭素投資促進ファンドを活用した事業化事例～

### 石狩市厚田区・市民風力発電事業

#### ■事業及び発電設備の概要

北海道石狩市厚田区において、合計出力 4,000kW (2,000kW × 2 基) の風力発電設備が設置され、平成 26 年 12 月より運転が開始されている。事業主体は、「株式会社厚田市民風力発電」(SPC) であるが、この SPC は、北海道浜頓別町において日本初の市民出資型の風力発電所(市民風車)を建設した株式会社市民風力発電が中心となり設立・運営されている。また、この事業資金の一部を調達するため、「市民風車ファンド 2014 石狩厚田」を募集し、9900 万円 (20 万円 × 495 口) の出資を得ている。

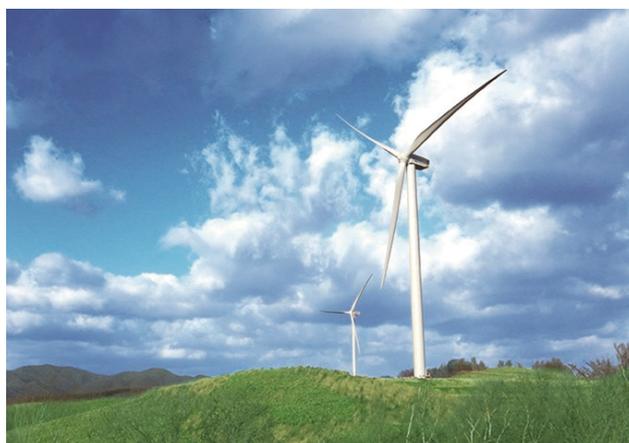
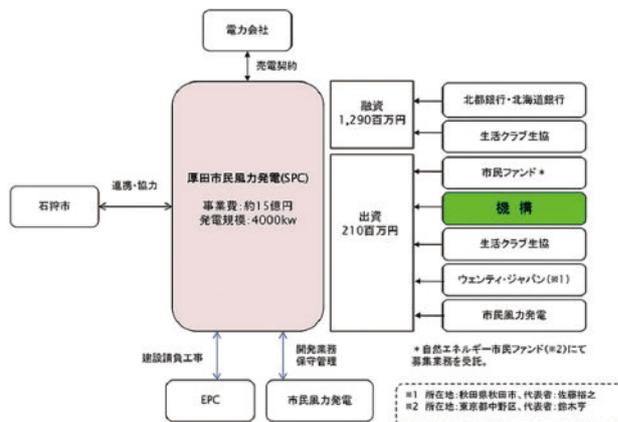
なお、事業収益の一部は、石狩市の「環境まちづくり基金条例」に基づく基金へ寄付され、森づくりや市内の環境関連の取り組みに活用されている。さらに、市民ファンドの利益の一部が、厚田区の活性化のための取り組みに活用されることになっている。この 2 基の風車は FIT 制度施行後に稼働した最初の市民風車であるが、FIT 制度は地域住民を含め国民の負担の元に成り立っておりそこで得られた利益は地域に還元していくべきであるという考えからこれらの寄付が実施されている。

#### ■事業実施上の課題

株式会社市民風力発電は、北海道、東北地方を中心に全国で 21 基の風力発電施設の建設と運営管理に関する事業を展開している。これらは、事業資金の一部もしくは全部を「市民ファンド」から調達している点に特徴がある。こうした取り組みを行う理由に、市民の参加と地域への経済的な利益還元の実施が可能であることが挙げられるが、中小企業が行う再生可能エネルギー事業に対する銀行融資の審査が厳しかったため資金調達手段の一つとして必然的に「市民ファンド」が活用されたという経緯もある。FIT 制度導入後に事業を開始した厚田区のこの 2 基の風車も状況は同じであった。



#### ■事業の実施体制



#### ■利用した施策と内容

環境省の「地域低炭素投資促進ファンド事業」(138ページ参照)により設置された基金を活用した投資ファンド「グリーンファンド」から、SPC(株式会社厚田市民風力発電)に対する出資を受けた。

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

(一社)グリーンファイナンス推進機構より出資を受けたことにより、金融機関(北都銀行、北海道銀行)からの融資を円滑に受けることができたようになった。

#### ■問い合わせ先

株式会社市民風力発電  
株式会社厚田市民風力発電  
住所：札幌市中央区北 5 条西 2 丁目 5 番地  
JR タワーオフィスプラザさっぽろ 20 階  
URL：<http://www.cwp.co.jp/>

## 事例 5

### ～着床式洋上windファーム開発事業事例～ 鹿島港洋上風力発電所開発事業

#### ■事業及び発電設備の概要

・わが国初の5 MW風車 25 基（総出力 125 MW）の設置を計画する大規模な着床式洋上windファーム建設のため、すでに、FS 調査、概略設計、基本計画を実施し、国土交通省、経済産業省、環境省、茨城県、鹿嶋市、神栖市、港湾管理者、地域漁協関係者等との協議を重ね、準備を進めている。

- ・発電出力：100 MW（5 MWの大型風力発電機×20 基、全体計画 25 基のうち第 1 期分）
- ・年間発電量：245 百万kWh（県内世帯の約 6%にあたる約 7 万世帯分の年間消費電力に相当、全量を東京電力に売電（買取価格：36 円 /kWh（税抜）））
- ・第 1 期分 20 基の事業費：約 530 億円（税抜）

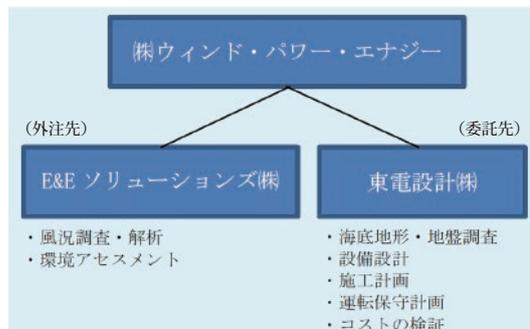
#### ■事業実施上の課題

- ・FS 調査、概略設計、基本計画については既に実施していたが、今後の事業化にあたっては、さらに詳細な風況調査・解析、環境アセスメント（61 ページ参照）、海底地形・地盤調査、設備設計、施行計画、運転保守計画、コスト検証等が必要な状況であった。
- ・洋上エリアの使用に関する許認可の取得が課題となっていた。
- ・事業の開発段階より多額の事業費が必要となるため、資金調達が課題となっていた。
- ・漁業関係者、航行者の理解や調整が必要であり、また、景観の観点から地域の方々の理解も重要であった。



鹿島港沖大規模洋上風力発電イメージ図

#### ■事業の実施体制



#### 【事業予定水域】



#### ■利用した施策と内容

「洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上windファーム開発支援事業」（127 ページ参照）  
着床式洋上windファームの開発初期である風況調査、環境アセスメント、海底地形・地盤調査、設備設計、施行計画、運転保守計画、コスト検証等を実施。また、開発段階の資金調達に関しては、本事業の他に一般社団法人グリーンファイナンス推進機構からの出資を利用した。

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

上記事業を実施中に事業実施計画について、風力発電の専門家や関係行政機関で構成する「鹿島港洋上風力発電推進協議会」の了承が得られ、鹿島港洋上風力発電事業の建設に係る水域占用許可を取得することができた。現在wind・パワー・エナジーでは「鹿島港大規模洋上風力発電所」の工事を 2020 年着工を目指し準備中である。また、事業予定水域は当初の北側エリアに加え 2018 年には南側エリアを含めた広い水域にわたって建設の許可を取得した。総出力も 180,000kW を予定している。

#### ■問い合わせ先

株式会社wind・パワー・エナジー  
住所：茨城県神栖市南浜 3 番地 226  
URL：[http://www.komatsuzaki.co.jp/about/gaiyo\\_wpe.php](http://www.komatsuzaki.co.jp/about/gaiyo_wpe.php)

## 事例 6

# ～ JOGMEC 債務保証と地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用した事業化～ 温泉バイナリー発電事業による観光の活性化

### ■事業及び発電設備の概要

福島県土湯温泉の源泉から湧出する蒸気・熱水を使用し、発生させた電力を固定価格買取制度を利用して売電するため、バイナリー発電設備を導入した（最大出力：440kW、工事開始：H26.4.1、工事終了：H27.9.30）。

また、発電後の冷却水（約 21℃）と温泉水（約 65℃）を活用し、オニテナガエビの養殖に最適な水温（25℃前後）に保つ熱交換装置を設置した。このシステムは電力を一切必要としないため、光熱費が高く国内では進んでなかったエビ養殖事業を可能とした。さらに、同養殖施設とともに、無散水融雪見学体験展望施設も導入した（H29年3月に完工、同年4月施設オープン）。



設置されているバイナリー発電設備

### ■事業実施上の課題

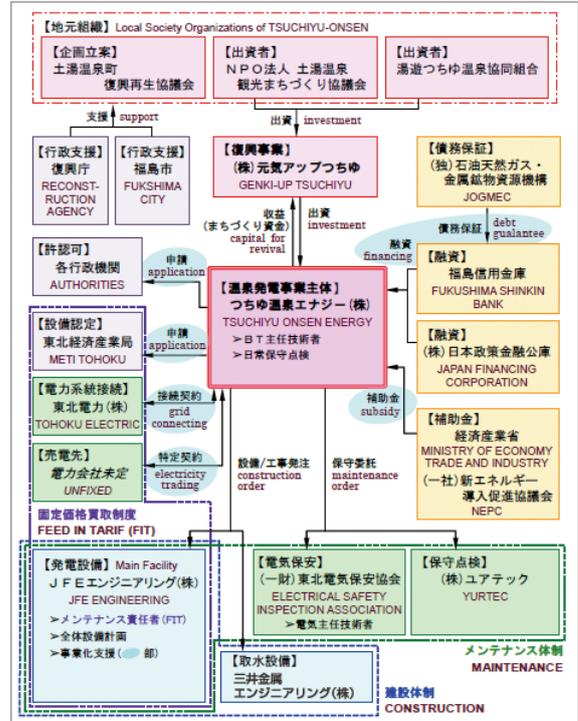
多額の事業費に対し資金調達（債務保証含）が必要であった。

また、地域住民等への地熱開発に対する理解を促進するとともに、温泉街をさらに活性化させるため、訪問客（特に冬場）が増加することが期待されていた。そのため、オニテナガエビの養殖施設を設置するとともに、冬期でも利用可能な展望デッキ（熱水を活用した融雪設備を併設）を整備した。



養殖されているオニテナガエビ

### ■事業の実施体制



注) 上図は、創業時の実施体制図である。

### ■利用した施策と内容

- ・バイナリー発電事業：「地熱資源探査出資等事業」による JOGMEC 債務保証（民間融資額の 80%）と、NEPC「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業（補助率 1/10）」
- ・土湯温泉エビ養殖事業及び無散水融雪見学体験展望施設整備事業：「平成 28 年度地熱開発理解促進関連事業（補助率 10/10）」（168 ページ参照）

### ■施策を利用したことによる事業の成果

債務保証及び補助金を活用することにより、金融機関からの資金調達が円滑化された。また、地熱開発理解促進関連事業（定額補助）を利用することにより、バイナリー発電所にエビ養殖施設や展望デッキを併設することができ、観光が活性化するとともに、東日本大震災で被害を受けた温泉街の復興にも寄与している。

### ■問い合わせ先

株式会社 元気アップつちゆ  
つちゆ温泉エナジー株式会社  
住所：福島県土湯温泉町字下の町 1 7  
URL：<http://www.genkiuptcy.jp/>

## 事例 7

～周辺ハウス園芸農家への余剰熱供給による地熱発電所と立地地域の共生事例～

# 地熱発電所の余剰熱の活用によるハウス栽培

### ■事業及び発電設備の概要

地熱発電所と立地地域の共生を目的として、平成 25 年度本事業（ソフト事業）で実施した余剰熱活用の検討、周辺農家及び自治体との意見交換並びに勉強会の結果を受け、平成 26 年度事業において余剰熱を周辺農家で活用するための設備を設置し、発電に利用できない蒸気を周辺のハウス園芸農家で活用することが可能となった。

余剰熱有効活用設備の管理については、山川発電所構内部分を九州電力が行い、構外部分を山川フラワーランド地熱利用協同組合が行っており、余剰熱を利用した胡蝶蘭の栽培などに活用している。

（山川発電所余剰熱有効活用設備設置工事）

平成 27 年 2 月～ 3 月

（設備概要）

蒸気配管、高温用流量計、サイクロンセパレータ、ストレーナ、スチームトラップ、ディスクスチームトラップ、手動仕切弁

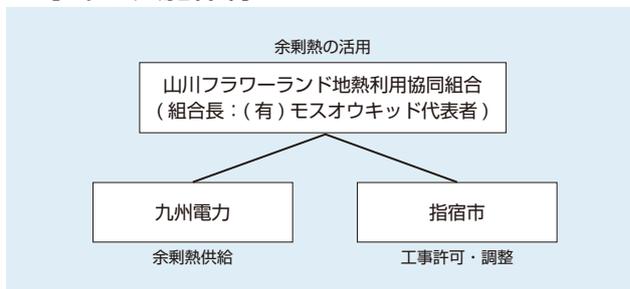
### ■事業実施上の課題

ハウス栽培を行うにあたり、そもそもバックアップの位置づけとしての熱源が必要であるが、山川発電所の余剰熱の供給量や供給条件が整うのかという課題があった。

周辺農家で余剰熱を活用するためには、余剰熱を通す配管を山川発電所から周辺農家まで敷設する必要があり、これにかかる資金の負担も課題となっていた。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「地熱開発理解促進関連事業」（168 ページ参照）

本事業を活用し、発電所より余剰熱の提供を受け、高品質な農作物の低コストでの育成を図る。

※平成 29 年度より事業内容を見直しています。

詳細は、公募要領をご確認ください。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

平成 25 年度本事業で実施した余剰熱活用の検討、周辺農家及び自治体との意見交換及び勉強会の結果、余剰熱の供給量、供給条件などの課題が解決された。また、平成 26 年度事業において資金面での課題についても解決することができた。

本事業により、周辺農家における協調関係が構築された。

余剰熱と自己所有の熱源の併用により、熱エネルギーの安定供給が実現し、胡蝶蘭、観葉植物の栽培に効果を発揮している。

### ■問い合わせ先

有限会社モスオウキッド

住所：鹿児島県指宿市山川福元 3482-1

URL：<http://itp.ne.jp/shop/KN4604082100000107/>

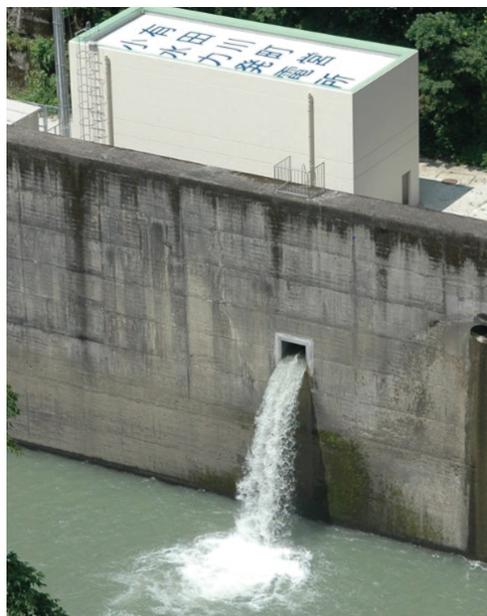
## 事例 8

# ～中小水力開発促進指導事業基礎調査を活用した事業化事例～ ダム維持放流水を活用した小水力発電事業

### ■事業及び発電設備の概要

有田川上流にある二川ダムでは、下流域の環境維持のため毎秒約0.7トンの放流が常に行われている。有田川町は、この未利用エネルギーを活用し、町営二川小水力発電所（最大出力199kW、有効落差35.4m）を建設した。同発電所の建設は平成26年9月に開始され、平成28年2月に完了した。

発電した電力は、固定価格買取制度（FIT）を活用し、関西電力に全量売電している。売電で得た収益は基金に積み立てられた上で、ゴミ減量製品や太陽光・太陽熱利用機器の購入補助等に充てられ、収益が地域住民に還元されるようになっている。なお、平成29年2月に、同発電所の取り組みに対し「新エネルギー大賞（資源エネルギー庁長官賞）」が授与された。



### ■事業実施上の課題

町営二川小水力発電所はダムと維持放流設備を利用することになるため、これら設備の建設費用の一部を負担する必要がある。維持放流設備等の建設費用は、前例によると、利用する流量の割合に応じて負担することになっている。これに従えば、有田川町は、維持放流設備の50%を負担しなければならないことになり、事業が成り立たなくなることが予想された。こうして、平成21年4月より、ダムと維持放流設備の建設費用にかかる持分負担割合について、これら設備の所有者である和歌山県及び関西電力と有田川町の間で協議が開始された。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

NEF「中小水力開発促進指導事業基礎調査（基本計画策定）」（平成22年度）及びNEF「新エネルギー等導入促進事業基礎調査（周辺測量・地形図作成）」前者の調査では、中小水力発電事業の事業性にかかわる基礎調査の費用が全額負担される。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

上記調査の結果、水車や電気設備等の建設費用や事業性等に関する信頼性の高いデータが提示されることとなり、県との交渉が円滑に進むようになった。さらに、東日本大震災後の再生可能エネルギー推進への機運の高まりも追い風となり、平成24年8月に、懸案であった維持放流設備に対する費用負担割合を「ダムと同等にする」との決定を受け、大幅な軽減ができた（当初の50%から0.3%に減額）。これにより、事業の見通しが立つようになり、平成26年8月には、河川法に基づく水利使用ほか占用等の許可が下り、翌月、発電所の建設が開始されることとなった。

### ■問い合わせ先

有田川町 建設環境部環境衛生課  
住所：和歌山県有田郡有田川町下津野2018-4  
URL：<http://www.town.aridagawa.lg.jp/kurashi/seikatsu/17138.html>

## 事例 9

～農山漁村地域整備交付金を活用した事業化事例～

# 農業水利施設を活用した小水力発電事業

### ■事業及び発電設備の概要

岐阜県は、岐阜県中津川市加子母地区に、農業用水「小郷用水」を活用した小水力発電施設（加子母清流発電所）を整備し、平成26年2月10日に発電を開始した。同発電所の最大出力は220kW、年間予想発電量は168万kWhである（一般家庭400世帯分の年間消費電力に相当）。

発電した電力は、固定価格買取制度（FIT）を活用し、中部電力に全量売電している。売電収益は、中津川市が管理している土地改良施設の維持管理費をはじめ、農業集落排水事業、加子母防災ダム、コミュニティセンター等への維持管理費に充当するとともに、将来の建設資金として積立て、土地改良事業や農業農村振興に役立てる計画である。

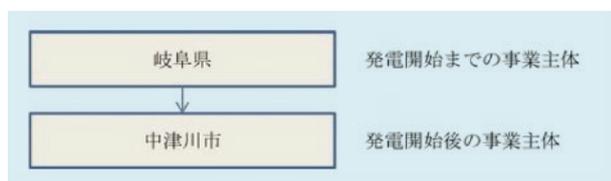
なお、同発電所は、発電開始日に、岐阜県から中津川市へ譲渡され、発電事業の主体も中津川市が担っている。

### ■事業実施上の課題

加子母清流発電所が発電のため活用している小郷用水には、「取水量が安定している（設備利用率が高い）こと」、「新たな水利権取得が不要であったこと（水源は普通河川）」、「用水と平行に林道や電線があった（工事を円滑に実施できた）こと」など、小水力発電事業を行う上で有利な条件が揃っていた。そのため、開発に伴う問題もほとんど発生しなかった。但し、イニシャルコストの負担に補助が必要という課題は、他の多くの小水力発電事業と同様に、存在した。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）」（129ページ参照）同事業には、「導入支援（経済性の検討）」と「施設整備（発電所の整備）」の2つの支援が講じられている。（導入支援は平成28年度まで）平成22年度から「導入支援」を実施するため、中津川市からの申請を受け、本県が事業実施主体となり、小水力発電の事業化の適否を判断するために必要な経済性の検討として、流量調査やルート選定などの基本設計（最適案）の策定を行った。（費用負担：国50%、県50%）。

平成23年度から、「施設設備」の段階に進み、詳細設計を実施して施設（発電所、導水管路、上水槽施設、除塵機）の整備に着手した。加子母清流発電所は、実施期間平成23年度～25年度の3ヶ年間で、総事業費3億3,800万円（費用負担：国50%、県25%、市25%）を投じて整備された。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本施策を活用することにより、イニシャルコストの負担を最小限に抑えることができた。

また、農業水利施設を活用した小水力発電設備を整備することにより、地域の土地改良施設等の維持管理費軽減や温室効果ガスの排出削減を図るといった交付金の目的に沿った成果が得られている。

#### ■問い合わせ先

岐阜県 農政部農地整備課

住所：岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1

URL：<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

## 事例 10

### ～らせん水車を用いた小水力発電実証事業事例～ 小鷹井堰小水力発電実証事業

#### ■事業及び発電設備の概要

国内では導入実績のない30kW級のらせん水車を用いた小水力発電所を建設し、水車発電機の効率、土木設備の省略による低コスト化の検討、ゴミの流下の影響、魚類への影響、騒音対策など、らせん水車導入時の課題となる項目について、実証試験を行い、農業用水路、砂防堰堤などの低落差地点へのらせん水車の普及促進に貢献する。

#### 【諸元】

- (1) 水系・河川名：川内川水系田海川
- (2) 流域面積：27km<sup>2</sup>
- (3) 発電方式：流込式水路式
- (4) 総落差：2.9m
- (5) 使用水量：1.5m<sup>3</sup>/s
- (6) 最大出力：28kW
- (7) 年間可能発電電力量：114MWh
- (8) 設備利用率：43%

#### ■事業実施上の課題

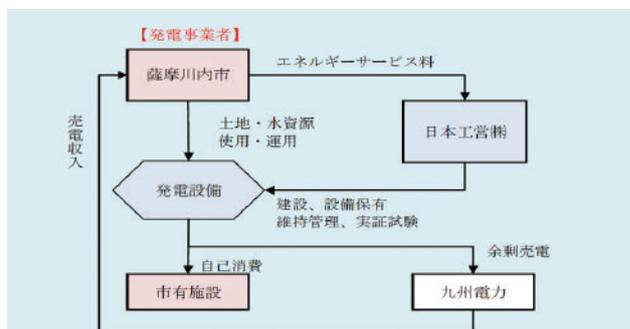
低落差の水力発電開発可能地点は、潜在的に数多く存在すると言われているが、使用できる水車が少なく、建設コストが割高であることからこれまで導入が進んでこなかった。

らせん水車は、低落差地点に適用可能であり、比較的構造が簡易であるため、設置時のコスト及び維持管理の労力を削減できる可能性がある。しかし、国内で20kW超のらせん水車の導入実績がなく、効率特性、環境への影響などに不明な点がある。さらに、導入実績や性能評価に基づく省コスト化、採算性の向上の検討ができない状況である。そのため、候補地点でらせん水車の導入を検討した場合においても、費用対効果が見込めず、さらに設置によるリスクを把握できない課題があった。



小鷹井堰に設置されたらせん水車

#### ■事業の実施体制



小鷹井堰（鹿児島県薩摩川内市）

#### ■利用した施策と内容

「小水力発電導入促進モデル事業費補助金」

#### ■施策を利用したことによる事業の成果

本施策の活用により、①効率特性の把握、②軸受のオイルレス化、騒音対策、魚類への影響の把握、③土木設備（余水路、除塵機、沈砂池）の省コスト化を成果として得ることができた。

本実証試験の成果のほかに、独自に実施した模型試験の結果および日本工営株の長年培ってきた水力発電のノウハウを活かして、平成29年度から、「らせん水車小水力発電システム」を国内で展開している。今後は商用化したらせん水車の特徴を最大限活かして、低落差地点への小水力発電の普及促進への貢献、および地産池消のエネルギー源として、地域活性化への貢献が期待できる。

#### ■問い合わせ先

日本工営株式会社  
エネルギー事業部  
住所：東京都千代田区麹町 4-2  
URL：<http://www.n-koei.co.jp/>

## 事例 11

～環境・エネルギー貸付を活用した事業化事例～

# 水の戸沢小水力発電事業

### ■事業及び発電設備の概要

檜原水力発電株式会社は、東京都檜原村にて小水力発電事業（神戸川支流「水の戸沢」を活用）を開始した。これは、東京都において中小企業者が小水力発電所を設置する最初の事例であり、普通河川の利用に限定すれば、関東地方においても初めての事例となる。同社は、地元の土木事業者である翠高庭苑株式会社の関連会社であり、H27年に設立された。同小水力発電事業は、両社の他、電気工事会社である藤崎電機株式会社が協力しつつ、検討された。

また、総事業費のうち7千万円を、西武信用金庫と株式会社日本政策金融公庫が、半分ずつ融資することになった。融資期間は15年である。発電した電気は固定価格買取制度により東京電力に全量売電される。

#### 【諸元】

工事開始：H29.6.16、運転開始：H30.4.27

出力：49kW、有効落差：約91m

最大使用水量：0.065m<sup>3</sup>/s

水車形式：ペルトン水車（高落差・低水量向き）

### ■事業実施上の課題

#### ①資金調達の問題

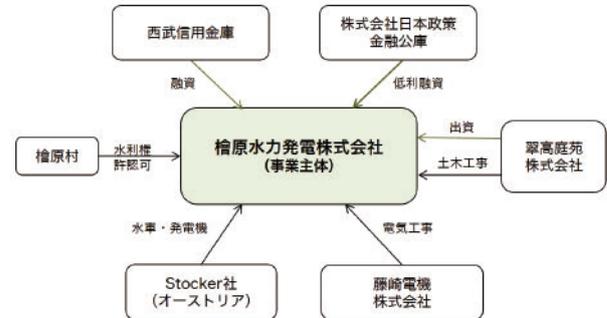
融資総額が多額（7千万円）であり、かつ同社には小水力発電事業の実績がなかったため、金融機関から融資を受けることが難しかった。また、融資を受けられたとしても通常の金利であれば採算性確保が難しいという課題があった。

#### ②許認可の問題

発電用水を取水した後の河川（減水区分）の適正な維持水量等を判断するための明確な基準が存在しない状況であったため、檜原村（普通河川の占用の許認可機関）と幾度も会合を重ねることとなり、水利権取得までの調整に時間を要した。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）」（116ページ参照）

株式会社日本政策金融公庫より、低金利の融資を受けた。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本プロジェクトにおいて、西武信用金庫と株式会社日本政策金融公庫の協調融資が実現することになり、事業の採算性を確保できる見通しがついた。

なお、檜原村には、この他にも、小水力発電に適した地点があるため、同社は、本事業において実績を得た後、第2号、第3号となる小水力発電事業の実施を検討する予定である。

### ■問い合わせ先

檜原水力発電株式会社

住所：東京都西多摩郡檜原村 7945 番地

URL：<https://hinohara.net/>

## 事例 12

# ～再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を活用した事業化事例～ 空調給湯用木質バイオマスボイラー設置事業

### ■事業及び発電設備の概要

静岡県御殿場市のリコー環境事業開発センターでは、平成 28 年 12 月に木質バイオマスボイラーの運用を開始した。本事業では、御殿場市の公共施設管理会社である御殿場総合サービス(株)が御殿場市域の山林から未利用間伐材を回収・チップ化し、それを当センターの空調・給湯用熱源として利用することにより、木質バイオマスの地産地消を実現している。

当センターでは、木質バイオマスボイラー 2 台 (500kW、200kW) の他に、吸収式冷凍機 1 台 (500kW) を導入し、暖房・給湯、さらに冷房も利用できるようになっている。

### ■事業実施上の課題

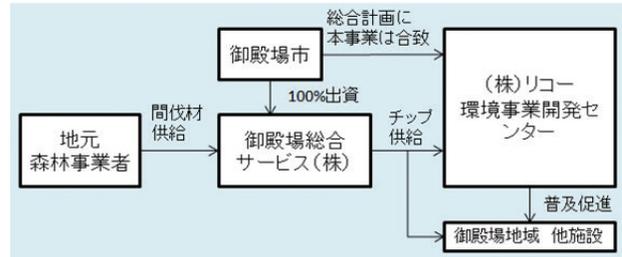
御殿場市では、市内の森林整備のために、未利用間伐材の活用を目指していたが、需要先を確保することに苦慮していた。一方、リコーでは 2013 年に休止した御殿場事業所を環境事業開発センターとして再スタートするにあたり、老朽化した熱源設備を更新しなければならず、中期環境負荷削減目標達成のために CO<sub>2</sub> 排出量削減を実現できる熱源を求めていた。

木質バイオマス利用においては、木質バイオマスの供給から消費までの一連の流れを構築することが必要となるが、両者がそれぞれの課題を解決するために協力することによってこの流れを構築することが可能となった。ただし、事業の実現にあたっては、バイオマスボイラーの初期費用が化石燃料ボイラーと比較して高額となることが課題となっていた。



(左から) 間伐材置場と木質バイオマスエネルギープラント

### ■事業の実施体制



設置された木質バイオマスボイラー

### ■利用した施策と内容

「平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」(121 ページ参照)

御殿場市からの指定・認定を受け、かつ先導的な事業と認められたため、補助対象経費(設備費・工事費)の 2/3 の補助を受けた。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

補助金の活用によって初期費用の負担が軽減されたことに加え、燃料費の低減効果も得られるため、高いコスト低減効果が得られた。

本事業によって、リコーでは、空調・給湯用の灯油及び灯油由来の CO<sub>2</sub> を削減することが可能となった。一方、御殿場市では、市内の森林資源の活用、林業の活性化、新事業による雇用創出等の地域の課題解決がはかられた。また、木質チップ供給拠点が整備されたため、今後、市域の他施設での木質バイオマスエネルギー利用の拡大が期待されている。

### ■問い合わせ先

株式会社リコー リコー環境事業開発センター

住所：静岡県御殿場市駒門 1-10

URL：[https://jp.ricoh.com/ecology/eco\\_business\\_center/](https://jp.ricoh.com/ecology/eco_business_center/)

## 事例 13

～森林整備加速化・林業再生対策を活用した事業化事例～

# 地域循環型木質バイオマス発電及び木質ペレット製造の高効率エネルギー事業

### ■事業及び発電設備の概要

高知工科大学発の環境ベンチャー企業「株式会社グリーン・エネルギー研究所」が平成27年1月に発電を開始した定格発電出力6,500kW、計画発電量約4,500万kWhの木質バイオマス発電所。平成16年頃、ハウス園芸の盛んな芸西村から、重油価格高騰対策として木質バイオマス研究の相談が地元民間事業者にあった。高知工科大学はこの民間事業者によるハウス用木質ペレットヒーターの研究開発事業に参画。これも契機となって、木質ペレットの県内需要は年間5～6千tにまで高まった。ペレット需要が育ち、供給体制をさらに構築しようとベンチャー企業を設立。ペレット製造事業の検討を開始したが、伐採の現場や製材所などで放棄または廃棄されてきた間伐材等の後処理問題がネックとなり、ペレット生産単体での事業化は容易ではなかった。その折、固定価格買取制度（FIT）が施行されたため、ここでペレット原料にそぐわなかった枝葉等の木質資源とFITを活用した発電事業を両立させることで、豊富な森林資源を活用した地産地消の産業構築の展望が拓けた。大学発ベンチャーの利を活かし、研究活動成果を社会に実装する形で地元地域の持続的発展に寄与している。

### ■事業実施上の課題

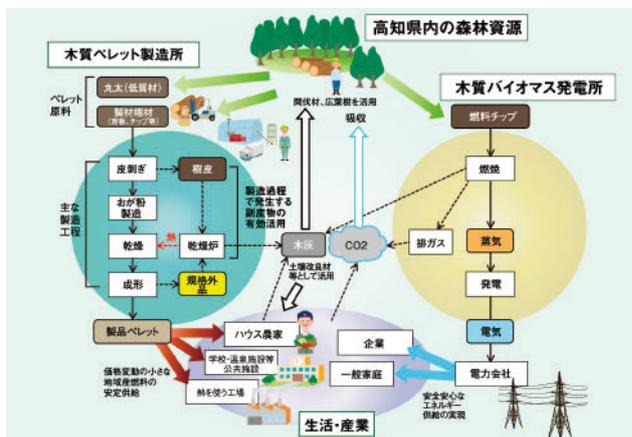
#### ①原材料の調達

材の安定供給は事業実施上の一番の課題であったが、地道な調達活動が実り、現在では近隣7市町村、発電事業地から半径約70kmの範囲内でほぼ全ての原材料を調達している。

#### ②材の出处証明書

FITにおいては、発電に使われる木質バイオマスがどのような種類の木であるか、伐採の出处に等によって売電価格が変わるため証明書が必要である。一般家庭や農家などは業界団体に所属しておらず出处証明が取りづらいことから、近隣7市町村と連携し、各自治体で木質バイオマスの証明代行を行うシステムを構築した。

### ■事業の実施体制



グリーン・エネルギー研究所の木質バイオマス発電所

### ■利用した施策と内容

「森林整備加速化・林業再生対策」

総事業費約40億円（木質ペレット製造プラント含む）の内、約15億円の補助を受けた。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本施策を活用することにより、イニシャルコストの低減をはかり、それと平行して民間金融機関からシンジケートローンの組成を受けることで、計画から工場完成まで3年半という短期間で稼働を始めることができた。地元雇用にも積極的で、約30名の直接雇用、80-100人の間接雇用を現在まで生み出している。

### ■問い合わせ先

株式会社グリーン・エネルギー研究所  
住所：高知県宿毛市平田町戸内字扇 3661-55  
高知西南中核工業団地内  
URL: <http://www.ge-labo.co.jp/>

# 事例 14

## ～地域資源循環型施設園芸団地の形成へ向けた事業化事例～ 木質バイオマスの導入による森林資源の有効活用

### ■事業及び発電設備の概要

J A宮崎中央管内は、以前より施設園芸を主体とした産地を形成し、発展してきた。しかしながら近年、高齢化等による農家の減少で今後の産地の維持・発展が危惧されている。

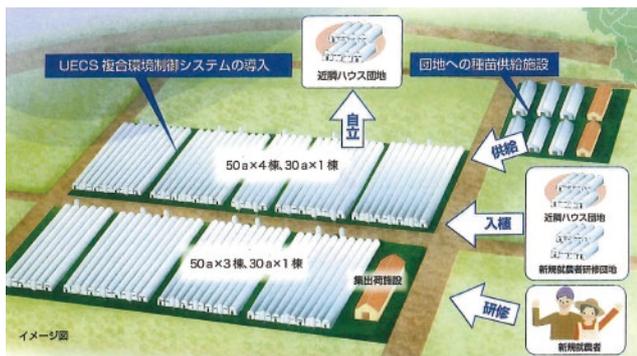
そこで、施設の規模拡大と団地化・集約化による生産性の向上や、高度な環境制御技術を導入した施設園芸の新たな展開、さらには施設園芸用燃料を化石燃料依存から脱却する為、木質バイオマスへエネルギー転換など、産地構造を転換・強化する必要があった。このため、先端技術を用いた大規模施設園芸団地を整備し、地域への波及を目指すとともに、団地の効率的な運営や課題解決のための民間企業や生産者・関係機関・団体等からなるコンソーシアムを設立した。



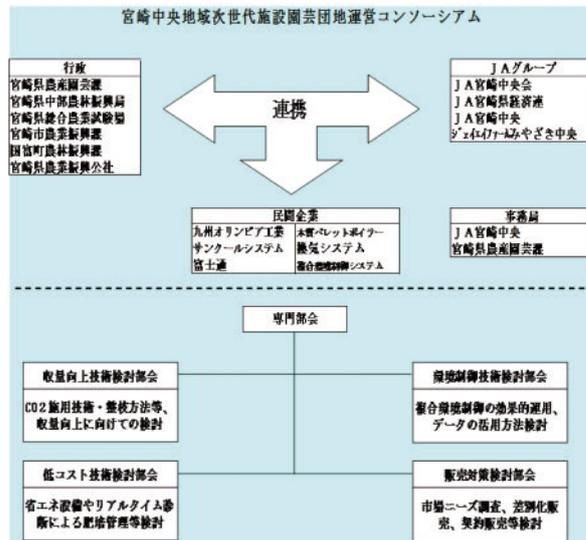
木質ペレット暖房機

### ■事業実施上の課題

原油価格の高騰や乱高下の影響により、農家の経営を圧迫することが課題であり、宮崎県においては未利用の森林資源の存在が課題であった。これらの課題に加え、地球温暖化対策への取組を考えていた。また、後継者問題もあり、最適な栽培環境を構築して、生産量の拡大を図っていく必要に迫られていた。



### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

- 「次世代施設園芸導入加速化支援事業」
- ・ジェイエイファームが中心となり、4.1haのハウスできゅうりとピーマンを栽培
  - ・エネルギーは木質ペレットを活用
  - ・高度な ICT 技術を活用した高生産性の栽培管理システムの構築
  - ・JAの担い手育成システムと連携し大規模・集約化のモデルとして地域へ波及

### ■施策を利用したことによる事業の成果

施策の利用により、地域資源（木質ペレット）を活用したエネルギー転換による環境負荷低減がもたらされた。また、当施策が進捗していくことにより、①生産基盤の強化・規模拡大による生産性の向上、②地域資源循環による地域経済の活性化といった効果が期待される。

### ■問い合わせ先

宮崎中央農業協同組合 営農部 営農企画課  
住所：宮崎県宮崎市花ヶ島町鴨の丸829-1  
URL：<http://chuou.ja-miyazaki.jp/>

# 事例 15

～社会資本整備総合交付金を活用した事例～

## 豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

### ■事業及び発電設備の概要

豊橋市バイオマス利活用センターは、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」として、地域バイオマスである下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥および生ごみを、市内最大の下水処理場である中島処理場に集約し、メタン発酵により再生可能エネルギーであるバイオガスを取り出し、利活用を図る施設である。バイオガスはガス発電のエネルギーとして利活用するほか、発酵後に残った汚泥は炭化燃料に加工し、エネルギー利用する施設である。



- ガス発電設備
  - ガスホルダ：2,000m<sup>3</sup>
  - 発電機：1,000kW
  - 売電量：年間 680 万 kWh
  - (一般家庭約 1,890 世帯分に相当)
- 炭化設備
  - 6 t / 日

### ■事業実施上の課題

豊橋市は全国でも有数のキャベツ生産地であり、下水処理場で生成する乾燥汚泥を全量、キャベツ農家等の土壌改良材として使用していた。農家の後継者不足等から乾燥汚泥の継続した全量利用への懸念があり、「下水汚泥有効利用検討会」を組成し、持続可能な利活用方法を模索していた。「第5次豊橋市総合計画」や「豊橋市上下水道ビジョン」でも、未利用バイオマス資源のエネルギー利用推進の方向性が打ち出されていた。

一方、し尿・浄化槽汚泥および生ごみを含む可燃ごみは、市内唯一の廃棄物中間処理施設である資源化センターで、集約処理を行っていたが、し尿処理施設の老朽化や焼却炉の更新時期も迫っており、し尿・浄化槽汚泥および生ごみを含む可燃ごみを合理的に処理する手法の検討が急務な状況にあった。

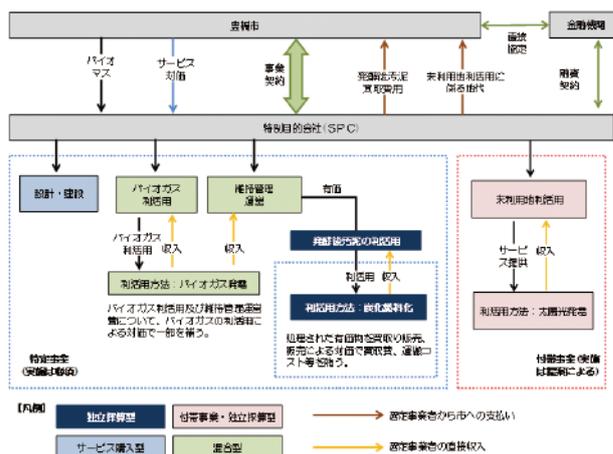
2011 年度に国土交通省の「先導的官民連携支援事業」を活用し、複合バイオマスのメタン発酵処理及びバイオガスの利活用事業の導入可能性を検討し、下水汚泥単独よりも複合バイオマスのほうが費用対効果が高いことを確認し、事業化に着手した。



豊橋市バイオマス利活用センター全景

### ■事業の実施体制

本事業は、PFI 法に定める特定事業として、施設整備で社会資本整備総合交付金を活用した BTO 方式 (Build Transfer Operate) による事業方式とした。



### ■利用した施策と内容

「社会資本整備総合交付金」(133 ページ参照) 豊橋市バイオマス利活用センターを下水道事業で整備した。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

社会資本整備交付金の活用により、同交付金の目的である“生活環境の保全”や“住生活の安定の確保及び向上”が図られた。また、以下の3つの事業効果が得られた。

| 3つの事業効果   |
|---|
| <b>複合バイオマスを100%エネルギー化</b><br>バイオガス発電と炭化燃料化で複合バイオマスを100%エネルギー化 |
| <b>地球温暖化防止対策</b><br>バイオマスの利活用でCO2を削減<br>年間で杉の木約100万本分の植樹効果    |
| <b>財政負担軽減</b><br>PFIの導入、既存施設の規模縮小等により、市全体の財政負担軽減は20年間で約120億円  |

### ■問い合わせ先

豊橋市上下水道局下水道施設課  
 住所：愛知県豊橋市神野新田町字中島75番地の2  
 URL：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/30705.htm>

## 事例 16

# ～バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業を活用した事例～ 乾式メタン発酵技術を用いた廃棄物処理モデル

### ■事業及び発電設備の概要

株式会社富士クリーンは、産業廃棄物処理業を営む中で、以下の3つの課題を抱えていた。

- 1) 焼却処理施設等で使用するA重油や電力に伴う急激な燃料費の高騰
- 2) 将来の人口減少に伴う廃棄物の減少（売上減少）懸念
- 3) 廃棄物処理業に対する悪いイメージの払拭と環境に対する社会的責任の履行

また、周辺地域の自治体では、焼却施設の老朽化・温暖化対策・防災対策が、食品製造業では多量な食品在庫・適正処理の徹底・温暖化対策が、再生業者では堆肥処理の飽和・再生利用率の停滞（難処理古紙類等）が課題となっていた。そのため、NEDOの支援策を活用し、事業性を評価したところ、実施可能性があることを確認し、現在、社会実装に向けた実証事業に取り組んでいる。



### ■ガス発電設備

ガス発電機：370kW × 2基  
蒸気発生ボイラー：0.5 t/h × 2台  
バイオガス発生量：約 9,500Nm<sup>3</sup>/日

### ■事業実施上の課題

事業性評価を終え、実証事業に移行する際に、社会実装に向け3つの課題を抱えていた。

- 1) 必要十分な原料の確保
- 2) エネルギー供給の工夫
- 3) 事業経済性の向上

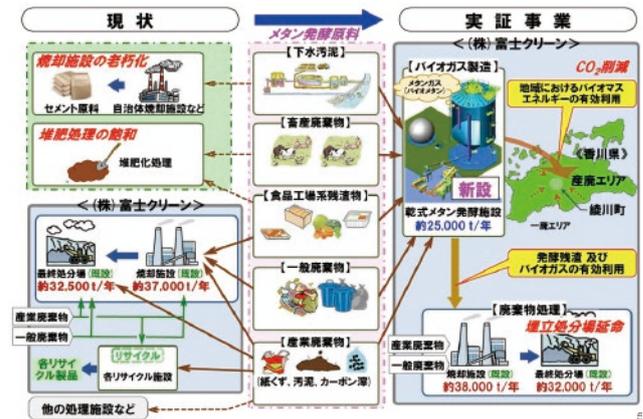
原料調達に関しては一般廃棄物に加え、食品廃棄物・畜産廃棄物・下水汚泥・紙ごみ・難処理古紙等、多様な産業廃棄物を対象とし、県内での40年の操業実績を活かすことで事業経済性の向上に資する必要量確保のメドを立てた。

エネルギー供給の工夫として、蒸気をメタン発酵槽の加温及び既設の水処理施設の蒸気ボイラーで利用するほか、発電の一部を既設の水処理施設の電力に利用すること、発酵残さは既設の焼却施設の補助燃料として利用する予定。

縦型乾式メタン発酵施設の前処理設備として高効率ドラム式選別装置を導入したことで、メタン発酵適合物の回収率の向上、維持管理費等のコスト削減が期待できる。

### ■事業の実施体制

本実証事業は、株式会社富士クリーンが実施している。初年度の事業性評価では、乾式メタン発酵技術を保有する栗田工業株式会社の協力を得た。



### ■利用した施策と内容

「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」（148ページ参照）

2015年4月～2016年3月まで、事業性評価を行い、2016年8月から2020年3月まで実証事業を行う予定。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

香川県全体（広域）での取組となることで、地域活性化、地域雇用促進、二酸化炭素排出量削減が期待できる。二酸化炭素排出量削減効果は約1万トンの見込みであり、香川県全体の排出量約1千万トンに対し0.1%の削減に貢献できる。また、バイオマスを有効活用する乾式メタン発酵技術は、廃棄物とされていたものを資源化することでリサイクル率を向上させるほか、バイオマスエネルギーの導入拡大を推進するため、再生可能エネルギーの電源構成比率の向上に寄与する。

さらに、震災、災害時の施設活用を通じ、地域の個別電源としての貢献が可能になる。

### ■問い合わせ先

株式会社富士クリーン

住所：香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1

URL：<http://www.fujicl.com/company/gaiyo.html>

## 事例 17

～未利用熱源（工場排湯）を官民連携で有効活用する事例～

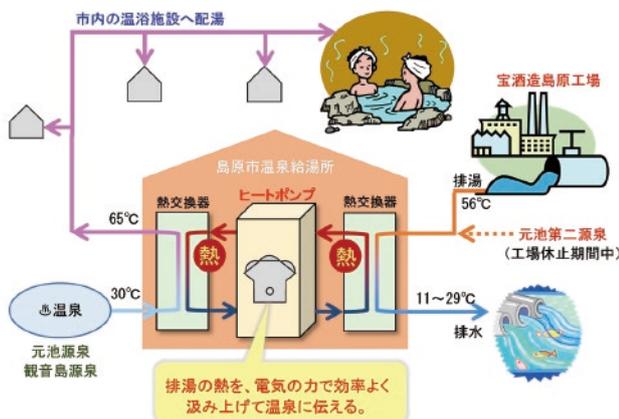
# 温度差エネルギー高度複合システム実証事業

### ■事業及び発電設備の概要

島原市では、昭和 42 年から集中管理方式により温泉供給事業を運営している。本実証事業では、市が管理する温泉給湯所に、近隣の未利用熱源（宝酒造株式会社島原工場からの排湯及び未利用源泉）を利用するヒートポンプシステムを導入した。本システムは、民間の熱供給者（工場）と公共の熱需要者（温泉給湯所）が連携することにより実現している。具体的な設備としては、大型ヒートポンプ（358kW × 2 基）と小型ヒートポンプ（109.8kW × 4 基）を中心に、熱源水、温泉水と循環水との間で熱交換し、温泉水を加温するための熱交換器（プレート式 × 10 基）、各配管経路に取り付けるポンプ、タンク、弁・センサー類、およびこれらをシステムとして稼働させる自動制御盤、熱源監視装置で構成されている。なお、ヒートポンプ熱源として通常は宝酒造株式会社島原工場からの排湯を利用するが、工場休止期間中（年間で 2 か月程度）は、市が所有している源泉の 1 つ（元池第二源泉）を利用する。

### ■事業実施上の課題

ヒートポンプ設置前は、市の温泉給湯事業では 3 基の灯油ボイラーにて加温を行っていたが、年間約 8 千万円の維持管理費のうち、燃料費が約 6 千万円掛っていた。今後の化石燃料の高騰及び CO<sub>2</sub> 排出削減への対処を考えると、省エネ化や代替エネルギー等への早急な移行が望まれることから、ヒートポンプシステムの利用を検討した。



未利用の排湯熱源を活用したヒートポンプシステムの概略図

### ■事業の実施体制



ヒートポンプユニット

工場排湯の送湯施設

### ■利用した施策と内容

「再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金」

平成 26 年度から平成 29 年度にかけて同制度の補助を受け、システム構築を行い、再生可能エネルギーの活用及び設備の運転効率の向上を検証する実証事業を行っている。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本事業で導入したヒートポンプシステムは、これまでのボイラー加温システムと比較して、エネルギー消費量 45% 減、エネルギーコスト 58% 減が見込まれている。現時点（平成 28 年度実証事業時点）では、この見込値を上回る省エネ効果が得られている。また、ヒートポンプシステムは温泉排湯熱や下水、河川等の様々な熱源を利用することが可能である。島原市では、実証事業を通して、全国の未利用熱源を有する自治体や事業者に対し、導入に向けての道筋を示すことを目指している。

### ■問い合わせ先

島原市 産業部 しまばら観光おもてなし課

住所：長崎県島原市上の町 537 番地

URL：<http://www.city.shimabara.lg.jp/>

## 事例 18

# ～再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を活用した事業化事例～ 鈴廣かまぼこ恵水（めぐみ）工場空調更新事業

### ■事業及び発電設備の概要

鈴廣グループは、東日本大震災後の計画停電をきっかけに、省エネ・再エネ設備の導入を積極的に進めてきた。2015年8月に建設された本社の新家屋は、太陽光発電、地下水を熱源とするヒートポンプシステムなど様々な創エネ・省エネ設備の導入によって、年間の1次利用エネルギー消費量が正味でゼロになるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)となっている。

今回、鈴廣グループでは、鈴廣かまぼこ恵水工場の空調機器(ガス炊き冷温水発生機)が老朽化していることを踏まえて、同工場に地下水を熱源とするヒートポンプシステム(冷房能力201kW、暖房能力197kW)を2台導入した。熱源の交換だけでなく、冷温水ポンプを最新の機器に更新し、インバーター制御を取り入れることにより、省エネ化を図った。

### ■事業実施上の課題

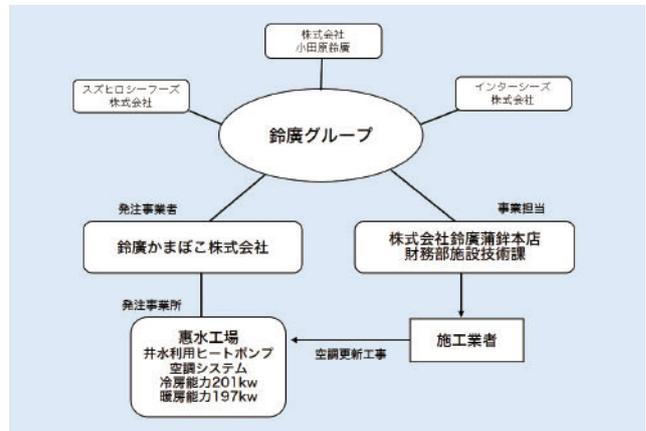
更新前の空調機器は、故障が多発する上に、老朽化による能力低下もあり省エネ性能が低かった。設備更新にあっては、熱源をメンテナンス性能のよい電気に変更することを決めたが、契約電力が上昇しないこと、環境負荷を低減できること、既存の冷温水配管を活かせることに配慮して、空気熱に比べて、夏季・冬季のエネルギー効率が高い地中熱の利用が適していると判断した。

地中熱の利用には、地中熱交換井の整備や地下水の確保が課題となるが、同工場は、地下水の豊富な地域に立地しており、もともと工業用水に用いていた休止中の井戸を有していたことから、井水を利用することで地中熱利用を実現した。また、既設のファンコイルを流用することにより設備費用を抑えた。



鈴廣かまぼこ恵水工場

### ■事業の実施体制



設置された地中熱ヒートポンプシステム

### ■利用した施策と内容

「平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」(121ページ参照)

補助対象経費(設備費・工事費)の1/3の補助を受けた。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

本設備の導入により、設備更新前の前年度に比べて、同工場の空調用の1次エネルギー消費量は71%、CO2排出量は76%に低減した。

さらに、ガス炊き冷温水器で利用していたクーリングタワーの洗浄作業がなくなり、労務が低減したほか、地下水熱ヒートポンプで利用した後の排水を、生産ラインで使用する冷凍機用クーリングタワー3台の補給水として利用することで、同設備の水処理剤が不要になるという効果も得られている。

### ■問い合わせ先

株式会社鈴廣蒲鉾本店

住所：神奈川県小田原市風祭245

URL：<https://www.kamaboko.com/>

# 事例 19

## ～地産地消の再生可能エネルギー熱利用の実現に向けた事業化事例～ 堺市鉄砲町地区における下水再生水複合利用事業

### ■事業及び発電設備の概要

本事業は、三宝水再生センターにて処理された、夏に冷たく冬に温かい下水再生水を、地域内で熱源・水源として複合利用する取り組みである。

具体的には、熱需要家であるイオンモール堺鉄砲町に、外調機（計 400kW 相当）、給湯用ヒートポンプ（15 馬力相当×2 台）、水冷スクリーチャー（70RT×2 台）等を導入し、下水再生水の温熱を外調機での外気予熱（冬季のみ）、ならびに給湯用ヒートポンプ熱源として利用した後、水冷スクリーチャーの冷却水として利用している。さらに、熱利用後の排水を施設内の小川（せせらぎ）やトイレ洗浄水の水源として利用し、残りを内川緑地のせせらぎ水路に放流することで水辺環境の改善を図っている。

本事業の特徴として、以下の 2 点が挙げられる。

- ・下水再生水を給湯熱源水として利用し、温度低下後に、空調熱源水として利用し、空調熱源の COP 向上を図っている
- ・下水再生水を熱源水として利用後、施設内で水源としても利用している

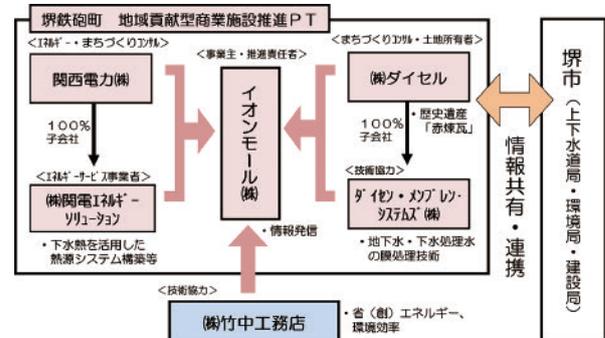
### ■事業実施上の課題

下水再生水の高度複合利用には、下水再生水の供給者、熱需要家など関係者の協力体制が必要となる。本事業では、堺市が下水再生水の活用を目指す中で、環境配慮型店舗づくりを通じた地域貢献を目指すイオンモール、エネルギー事業を通じた地域活性化に取り組む関西電力グループが協力することで事業の実現に至った。ただし、高度複合利用のためにシステムが複雑化し、初期費用が高額になることが課題となっていた。



イオンモール堺鉄砲町と下水再生水を水源とした小川（せせらぎ）

### ■事業の実施体制



本事業のフロー図

### ■利用した施策と内容

「再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金」

平成 25 年度から平成 29 年度にかけて同制度の補助を受け、システム構築を行い、CO2 排出量やエネルギー消費量の削減効果等の検証を行っている。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

当該施策の利用により、国内初の下水再生水の高度複合利用が実現し、従来方式（空気、冷却水を熱源とするヒートポンプ、チラー設備）と比較して、省エネルギー率 11.5%、ランニング費用の省コスト率 25.4% の実績が得られている（平成 28 年度実証事業結果）。

本事業の取り組みが、今後社会的に普及・展開していくことを目指して、三宝水再生センターからイオンモール堺鉄砲町、せせらぎ水路に至る見学ルートを設定するなどして、モデル事業の普及に取り組んでいる。

### ■問い合わせ先

株式会社関電エネルギーソリューション  
住所：大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号  
中之島フェスティバルタワー25F  
URL：<http://www.kenes.jp/>

## 事例 20

# ～地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等相違新事業費補助金を活用した事例～ 自治体新電力の熱電併給エネルギーマネジメント事業

### ■事業及び発電設備の概要

鳥取県米子市では、米子市出資の自治体新電力「ローカルエナジー株式会社」を平成27年12月に設立し、平成28年4月から米子市内の公共施設182施設に電力小売り事業を開始した。ローカルエナジーは、米子市内の廃棄物発電及び太陽光発電といった再生可能エネルギーを主要電源とし、自社単独（直営）で電力需給管理を行っている。

同社は、市内の下水処理場（皆生処理場）に、コージェネ設備を設置し、同処理場に電力自営線を通じた電力供給、市民プールと市民病院に熱導管を通じた熱供給を行うという設定において、新たに設置した制御設備と既に運用している電力需給管理システムとの連携による熱電併給エネルギーマネジメントを活用した電力小売事業及び熱供給事業の事業可能性を明らかにした。なお、この「再エネ電力需給調整と連携した熱電併給エネルギーマネジメント事業」は、電力管理業務を自前で行っている自治体新電力に展開可能である。



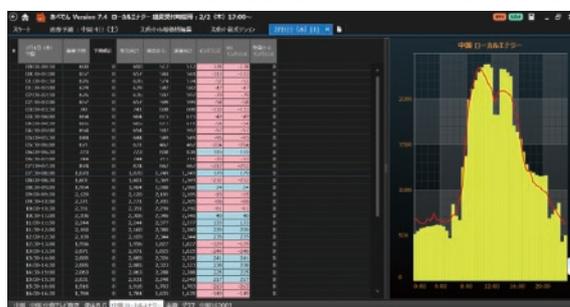
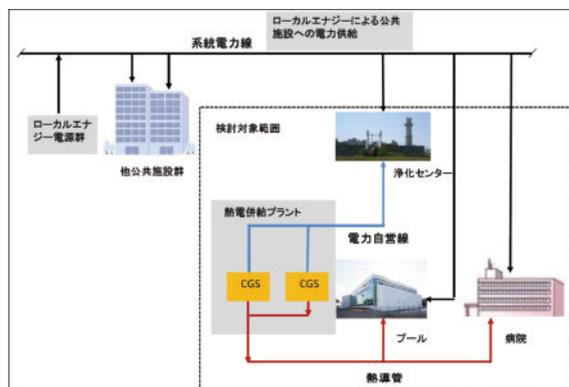
### ■事業実施上の課題

新電力事業の課題として、自社電源や調整電源が不足し、電力調達を市場からの調達に依存する傾向にあることが挙げられる。

ローカルエナジーでは、将来的に、電力販売量を増やしていく計画であるが、その際、市内にコージェネ設備が複数設置されるようになり、調整電源（例えば、太陽光発電による発電量の増減をコージェネ設備による発電量を増減させることにより調整可能）が増えていけば、効率的なエネルギーマネジメントが可能となる。

そのためには、コージェネ設備を活用した熱電併給エネルギーマネジメント事業が採算性を確保できること等を確認する必要があった。

### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「平成28年度地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業費補助金 構想普及支援事業（事業化可能性調査）」（141 ページ参照）

### ■施策を利用したことによる事業の成果

熱電併給事業の事業性を高めるためには、熱需要施設の需要特性を把握し効率的に熱供給を行う計画を立てるとともに、その計画が実施される時間帯の中に日本卸電力取引所の取引単価が高い時間帯がちょうど含まれるようにスケジュールを組み、その計画に従いコージェネ設備を運転することが望ましいことがわかった。また、市場に売電する以外に、電力需要のピーク時間帯にコージェネ設備を稼働させ電力需要施設のピーク電力を削減させる目的で電力供給を行うことが、熱電併給エネルギーマネジメントの効率性をより高めることにつながることも確認できた。

### ■問い合わせ先

ローカルエナジー株式会社  
住所：鳥取県米子市角盤町1丁目55番地2  
URL：<http://www.lenec.co.jp/>

# 事例 21

～社会福祉施設の ZEB 化事例～

## 津山市総合福祉会館 ZEB 化改修事業

### ■事業及び発電設備の概要

津山市総合福祉会館の ZEB 化改修を実施した。会館では会議室の一般貸出も行っているため、会館利用と並行して ZEB 化を達成する必要があった。今回採用した ZEB 化の具体的な手法は、屋根断熱の強化及び窓ガラスの高性能複層ガラス化など、断熱性能の向上を図るとともに、設備には、高効率マルチエアコン、全熱交換器、LED、BEMS 等を導入し、CO2 センサ等を活用した空調、換気連動運転を行うことで大幅な省エネを実現した。また、屋根は太陽光発電を導入しやすく設計されており、改修後の電気使用量を把握した上で、自家消費可能な太陽光発電設備を導入し、さらなる ZEB 化を推し進める計画である。

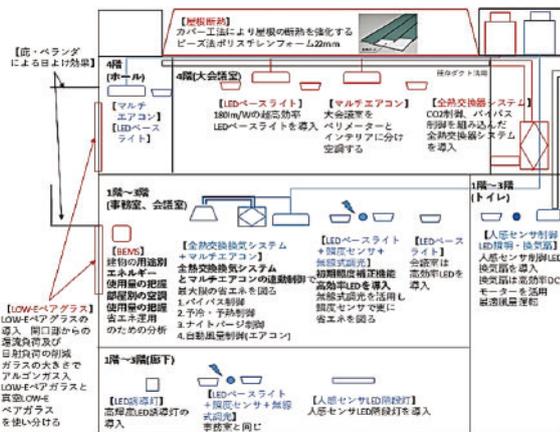
(建物概要)

名称：津山市総合福祉会館、築年数：34 年

延床面積：2285.78m<sup>2</sup>、

階数：地上 4 階、地下 1 階

### 【ZEB 化の概要図】



### ■事業実施上の課題

新築建築物では ZEB 化の事例が多く存在するが、既存建築物においては事例が少ないことから、施主にとっては採算性やその他のリスクに対する不安が残る。そのため、事業実施後に高い省エネ効果は期待できるものの、既存建築物の ZEB 化が進まないという課題があった。

また、建築物の竣工年が古かったため、図面に記載されている断熱材の詳細仕様が不明な場合があり、建築物の仕様を正確に把握するために多くの時間と労力が必要となった。

### ■事業の実施体制



### ■利用した施策と内容

「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」（149 ページ参照）

設備導入に関する総事業費から補助対象外となる撤去費などを除いた金額に対し、2/3 の補助を受けることができる。

### ■施策を利用したことによる事業の成果

補助金を活用することで、イニシャルコストの負担を軽減することができ、ZEB 化改修事業を実現できた。また、多くの市民が訪れる建物の ZEB 化を行ったことにより、省エネルギーの実践的な取組みを示すことができ、地域住民の省エネ意識向上に貢献できた。さらに、事例が少なかった既存建築物の ZEB 化のモデルとなることができたことで、今後、近隣地域において既存建築物の ZEB 化が広まることが期待される。

### ■問い合わせ先

社会福祉法人 津山市社会福祉協議会

住所：岡山県津山市山北 520

URL：<http://www.tsuyamashakyo.or.jp/>



# 制度を理解する

## 固定価格買取制度の基本的な仕組み

# 固定価格買取制度の基本的な仕組み

自宅で発電される方



再生可能エネルギーによる発電を  
事業として実施される方

太陽光



風力



地熱



中小水力



バイオマス



・事業計画を認定  
(発電事業が円滑かつ確実に実施されるか等を国が確認。要件を満たさなくなった場合には認定取消し。)

国

経済産業大臣

買取価格・買取期間  
について意見

調達価格等算定委員会

調達価格等算定委員会の意見を尊重して  
買取価格・買取期間を設定(毎年度)

費用負担調整機関  
(賦課金の回収・分配を行う機関)

買取費用  
の交付

回収した  
賦課金を納付

kWh当たりの賦課金単価の  
決定(毎年度)

再生可能エネルギー  
による電気を売電  
国が定める期間、  
固定価格で電気を買取り

送配電  
事業者



小売電気事業者

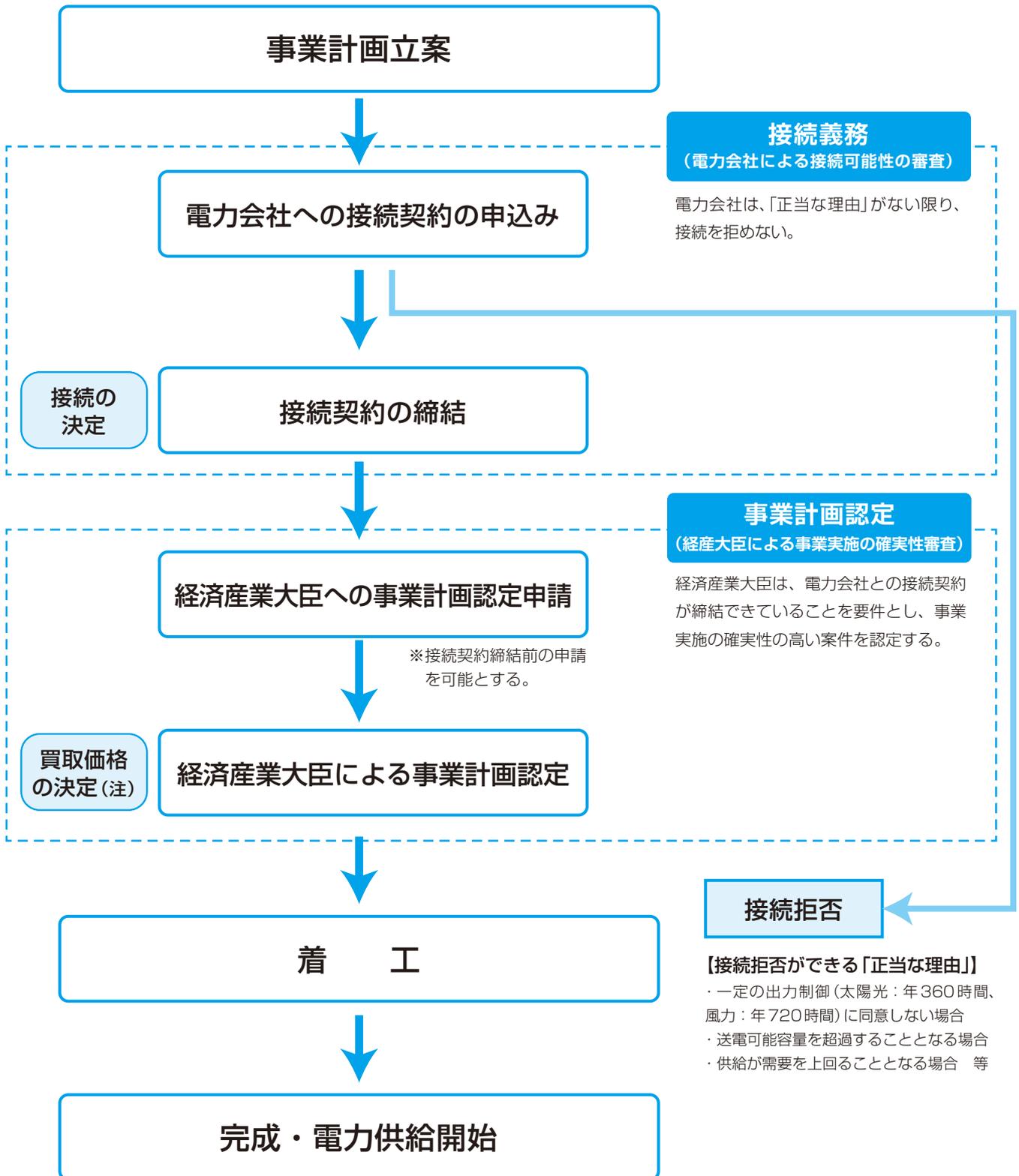
電気料金と合わせて  
賦課金(サーチャージ)  
を回収

電気を供給

電気をご利用の皆様



# 再生可能エネルギー発電設備を設置するまでの一般的な流れ



## ■ 固定価格買取制度の詳細について

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)

買取制度

検索





# 場所を決定する

## 関連許認可手続ガイド



## 関連許認可手続ガイド 目次

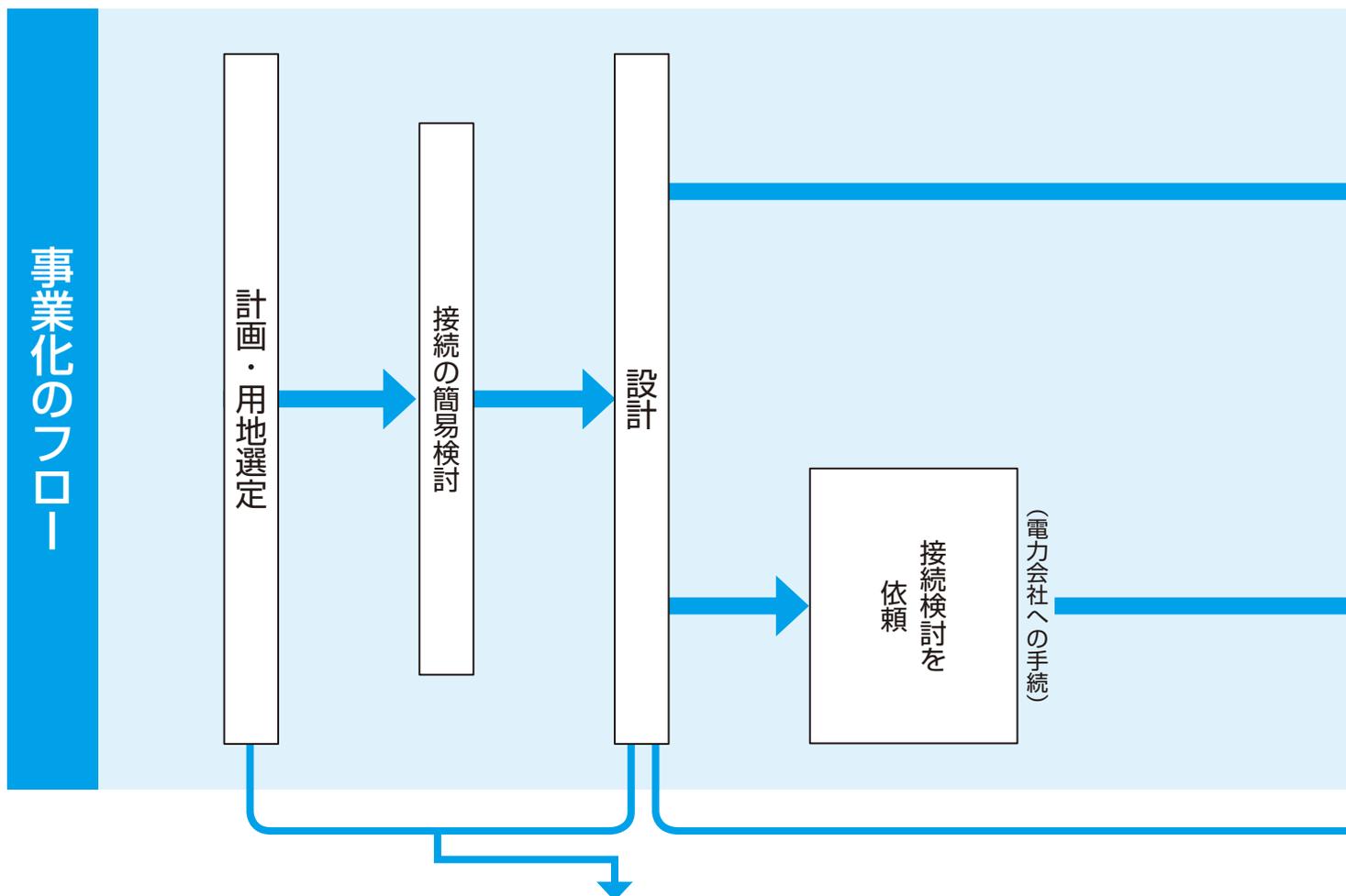
|            |    |
|------------|----|
| 1. 太陽光発電   | 34 |
| 2. 風力発電    | 36 |
| 3. 地熱発電    | 38 |
| 4. 中小水力発電  | 40 |
| 5. バイオマス発電 | 42 |
| 6. 主な許認可手続 | 44 |

### (関連許認可手続ガイドに係る取り扱いの留意事項)

- ✓ 再生可能エネルギー事業の実施にあたっては電気事業法に則ることはもちろんのこと、その自然環境や周辺施設への影響、各種計画との整合のため、事業用地や発電設備について様々な許認可手続が必要となります。本ガイドブックでは、事業の進捗段階に応じて、必要となる可能性がある主な手続等について、内容や問い合わせ先をまとめています。
- ✓ また、再生可能エネルギー事業の実施にあたり、特に必要となることが多い手続について個別にフロー等を掲載しました。
- ✓ なお、ここに掲載されているのは法令等に基づく主な手続を例示したものであり、事業の実施にあたっては、その他関係する法令等を遵守するとともに、自治体の条例等に係る手続についても確認し、利用者の責任のもと確実に手続を行って下さい。
- ✓ 固定価格買取制度に基づく事業計画認定は、「事業の許可」ではありません。事業を行う土地を選定する場合には、事業ができる土地であるか等について、地方自治体と事前調整を行っておくことが適当です。

# 関連許認可手続ガイド

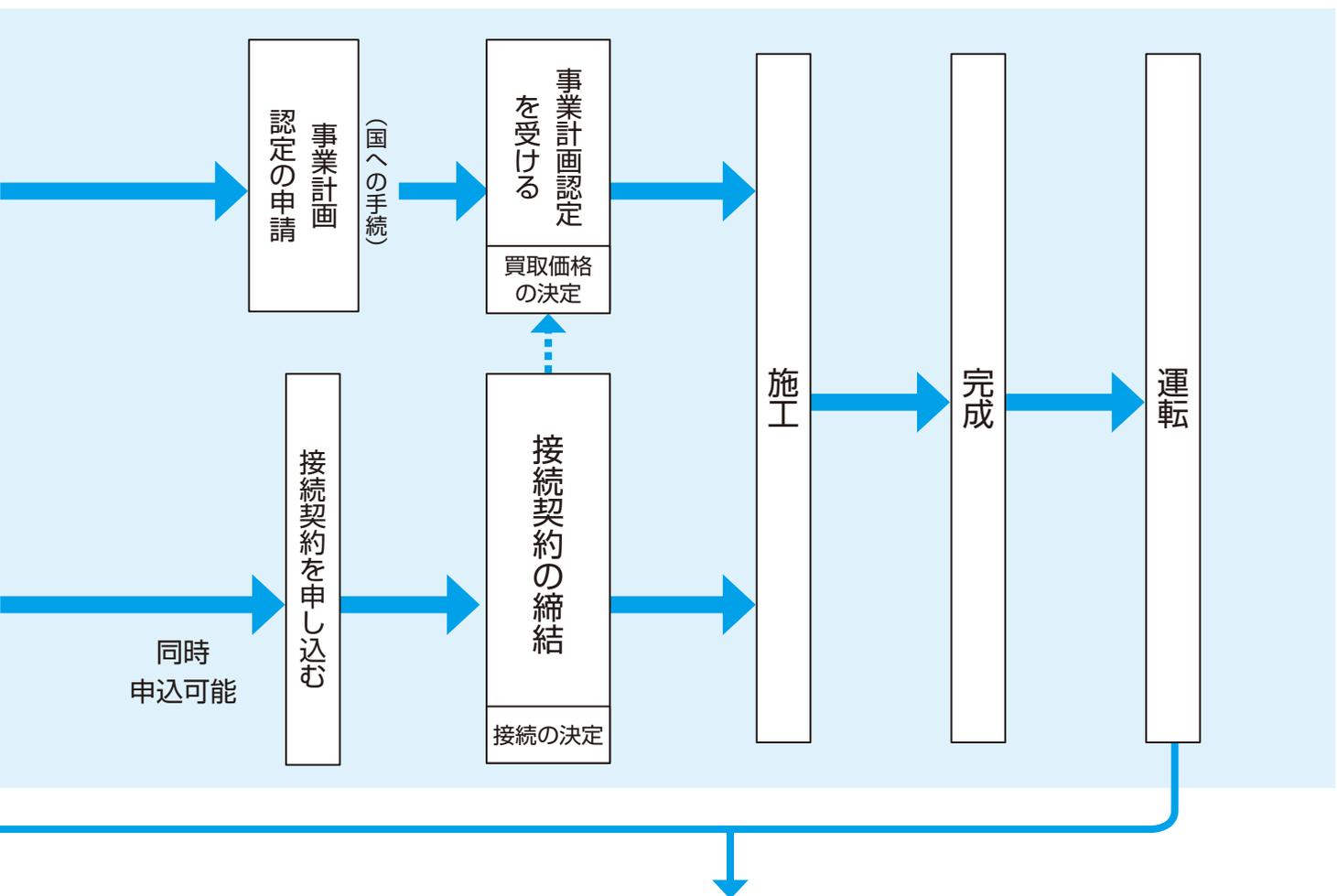
## ○太陽光発電(50kW以上)の場合○



### 主な関連許認可手続

- 農地転用許可手続…………… 56
- 森林における開発許可等手続…………… 59
- 開発許可手続…………… 63
- 土地の形質変更に係る届出手続…………… 65
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続… 67
- 土地売買等の契約届出手続…………… 69
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 景観法等に基づく届出…………… 73
- 宅地造成等規制法に基づく許可又は届出 74
- 砂防指定地における行為許可等…………… 75
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可…… 76
- 地すべり防止区域内の行為許可…………… 77
- 行為許可申請等手続…………… 79
- 自然環境保全地域等における行為の許可  
又は届出…………… 80
- 生息地等保護区の管理地区内等における  
行為の許可等手続…………… 81
- 特別保護地区内における行為許可手続… 82
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変  
更の許可…………… 83
- 臨港地区内における行為の届出…………… 86
- 漁港の区域内の水域等における占用等の  
許可…………… 89

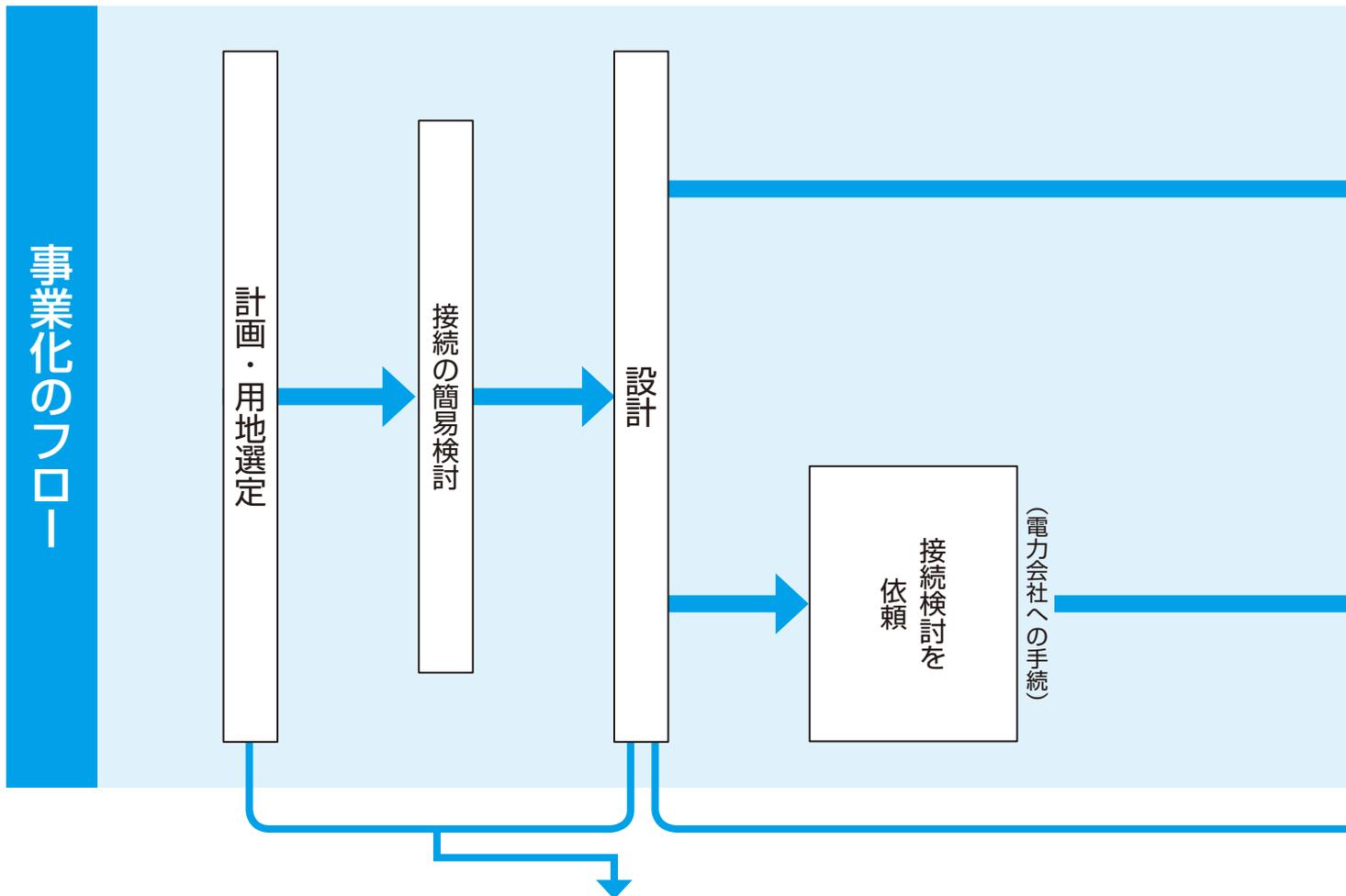
※関係する条例等を必ず確認してください



## 主な関連許認可手続

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ● 工事計画の届出手続…………… 45       | ● 消防法に基づく申請等…………… 55  |
| ● 使用前自己確認の届出手続…………… 46    | ● 道路使用許可手続…………… 70    |
| ● 主任技術者の選任及び届出…………… 47    | ● 道路の占用許可手続等…………… 71  |
| ● 保安規程の届出手続…………… 48       | ● 道路法に基づく車両制限…………… 72 |
| ● 使用前安全管理検査手続…………… 50     | ● 遺跡・遺物等の発見報告…………… 84 |
| ● 供給計画の届出…………… 52         |                       |
| ● 建築確認申請（太陽光発電設備）…………… 53 |                       |
- ※関係する条例等を必ず確認してください

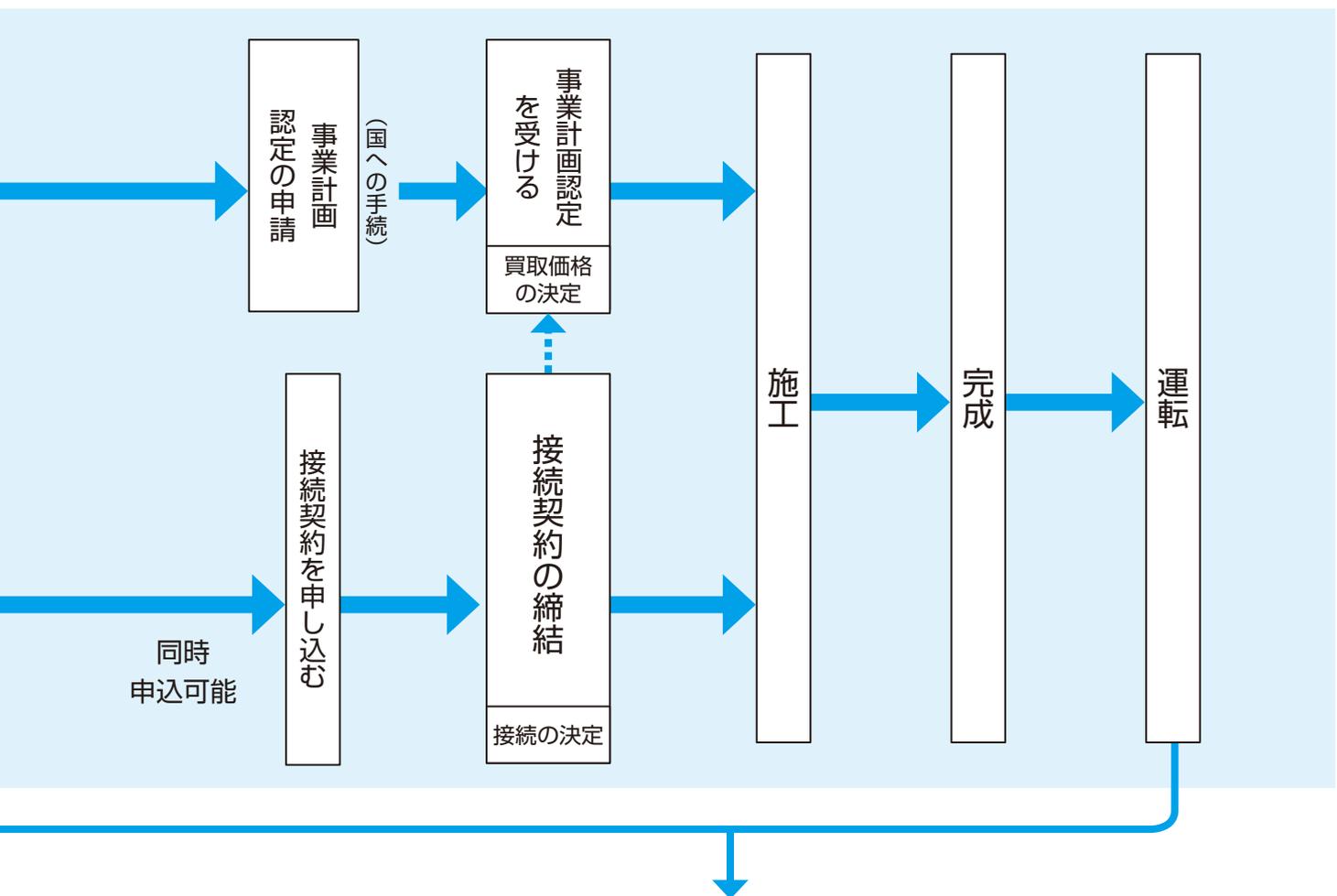
# 関連許認可手続ガイド ○風力発電○



## 主な関連許認可手続

- 農地転用許可手続…………… 56
- 森林における開発許可等手続…………… 59
- 環境アセスメント…………… 61
- 開発許可手続…………… 63
- 土地の形質変更に係る届出手続…………… 65
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続… 67
- 土地売買等の契約届出手続…………… 69
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 砂防指定地における行為許可等…………… 75
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可… 76
- 地すべり防止区域内の行為許可…………… 77
- 行為許可申請等手続…………… 79
- 自然環境保全地域等における行為の許可  
又は届出…………… 80
- 生息地等保護区の管理地区内等における  
行為の許可等手続…………… 81
- 特別保護地区内における行為許可手続… 82
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変  
更の許可…………… 83
- 工場立地法に基づく届出…………… 85
- 臨港地区内における行為の届出…………… 86
- 海岸保全区域等の占用の許可等…………… 87
- 港湾区域内等における占用許可…………… 88
- 漁港の区域内の水域等における占用等の  
許可…………… 89
- 空港周辺における建物等設置の制限… 103

※関係する条例等を必ず確認してください



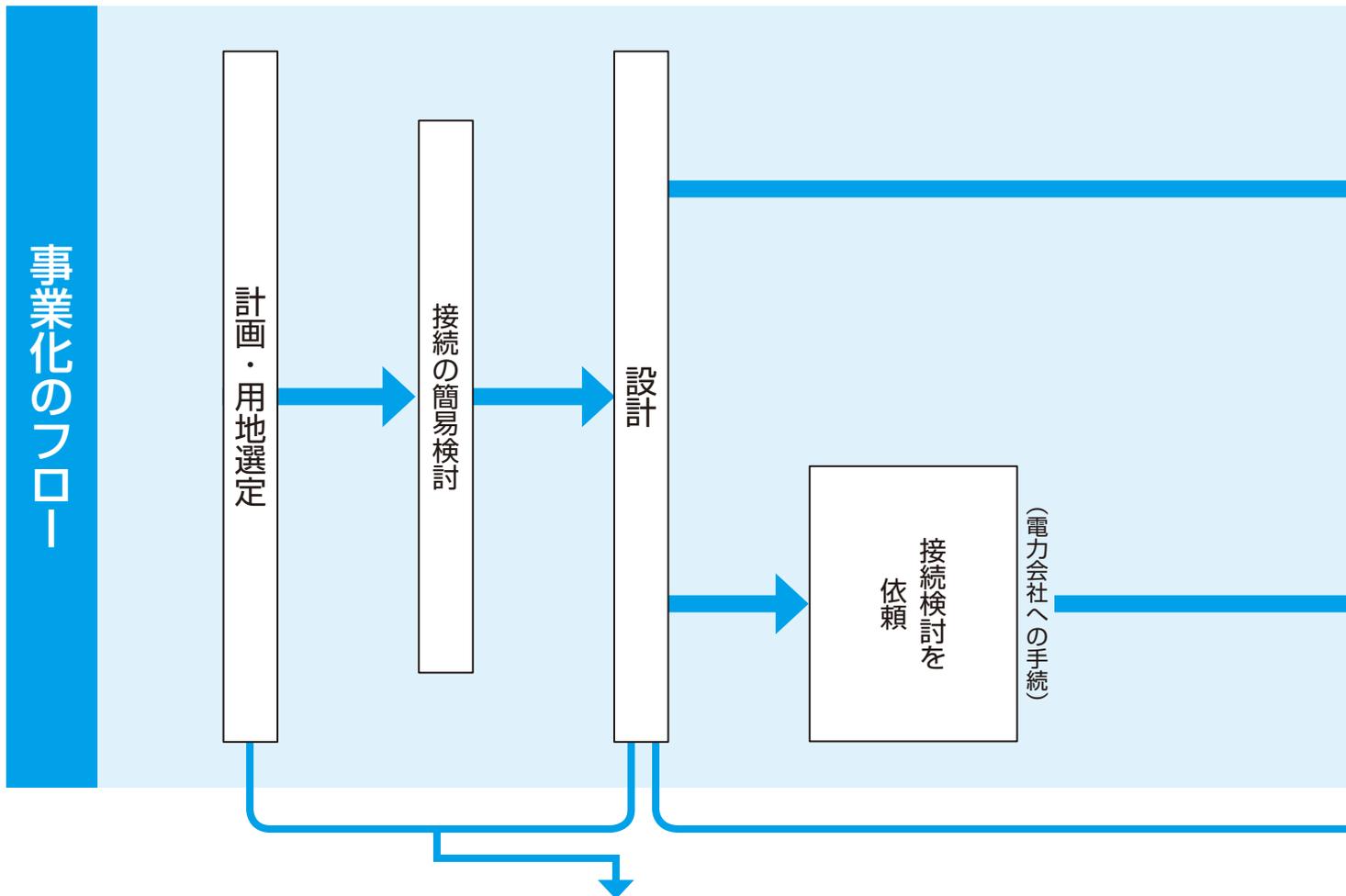
## 主な関連許認可手続

- 工事計画の届出手続…………… 45
- 主任技術者の選任及び届出…………… 47
- 保安規程の届出手続…………… 48
- 使用前安全管理検査手続…………… 50
- 供給計画の届出…………… 52
- 建築確認申請（太陽光発電以外）…………… 54
- 消防法に基づく申請等…………… 55
- 道路使用許可等手続…………… 70
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 道路法に基づく車両制限…………… 72
- 遺跡・遺物等の発見報告…………… 84
- 昼間障害標識設置物件の届出…………… 104
- 伝搬障害防止区域における高層建築物  
等に係る届出…………… 105

※関係する条例等を必ず確認してください

# 関連許認可手続ガイド

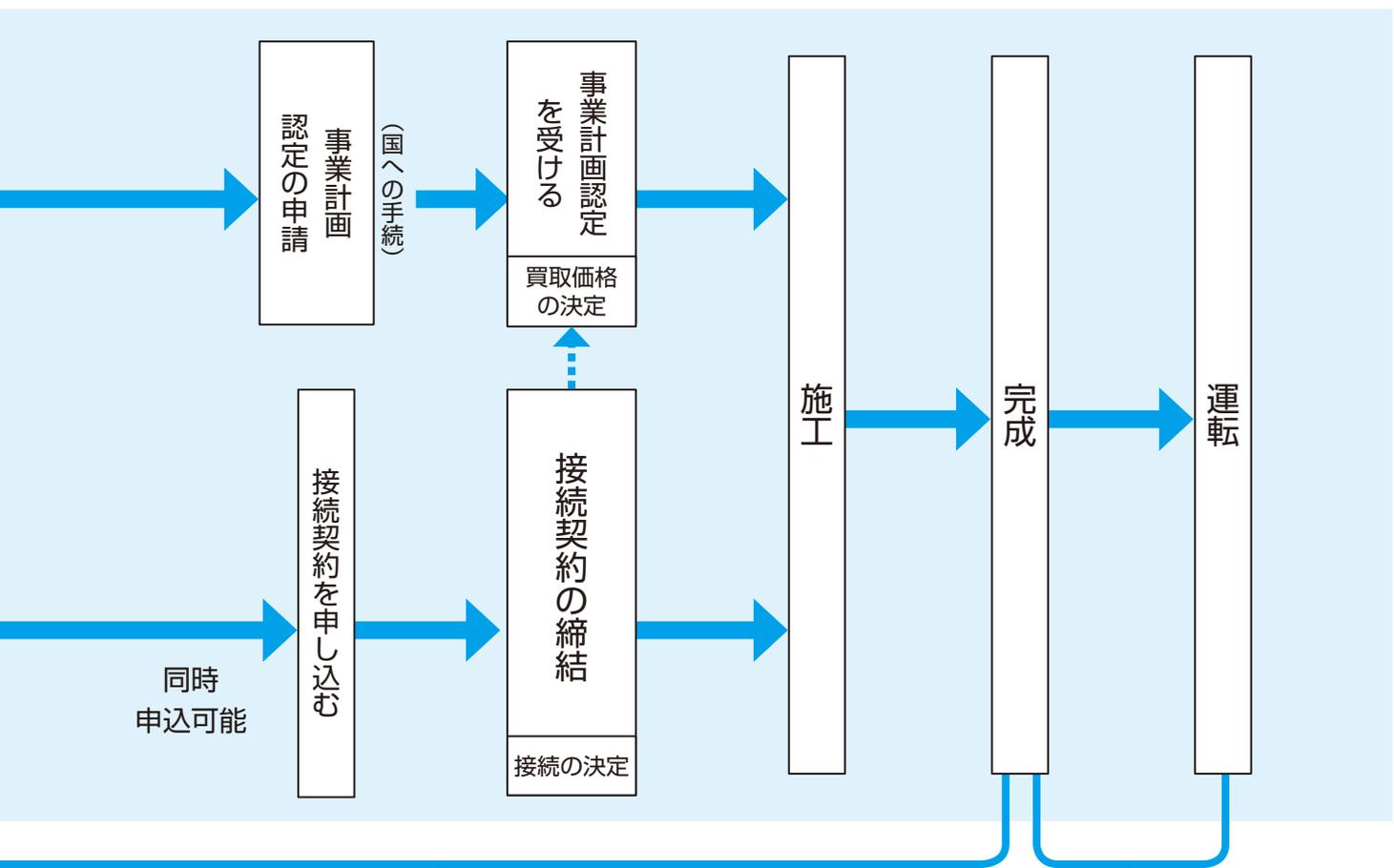
# ○地熱発電○



## 主な関連許認可手続

- 農地転用許可手続…………… 56
- 森林における開発許可等手続…………… 59
- 環境アセスメント…………… 61
- 開発許可手続…………… 63
- 土地の形質変更に係る届出手続…………… 65
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続… 67
- 土地売買等の契約届出手続…………… 69
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 砂防指定地における行為許可等…………… 75
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可… 76
- 地すべり防止区域内の行為許可…………… 77
- 行為許可申請等手続…………… 79
- 自然環境保全地域等における行為の許可  
又は届出…………… 80
- 生息地等保護区の管理地区内等における  
行為の許可等手続…………… 81
- 特別保護地区内における行為許可手続… 82
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変  
更の許可…………… 83
- 温泉の掘削の許可等手続…………… 90
- 温泉の採取の許可等手続…………… 91
- 増掘又は動力の装置の許可等手続…………… 92
- 高圧ガス貯蔵所設置届…………… 93
- 大気汚染に関する届出…………… 96
- 騒音規制に関する届出手続…………… 100
- 振動規制に関する届出手続…………… 101
- 水質汚濁に関する施設設置の届出手続 102

※関係する条例等を必ず確認してください



## 主な関連許認可手続

- 工事計画の届出手続…………… 45
- 主任技術者の選任及び届出…………… 47
- 保安規程の届出手続…………… 48
- 溶接事業者検査手続…………… 49
- 供給計画の届出…………… 52
- 建築確認申請（太陽光発電以外）…………… 54
- 消防法に基づく申請等…………… 55
- 道路使用許可等手続…………… 70
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 道路法に基づく車両制限…………… 72
- 遺跡・遺物等の発見報告…………… 84

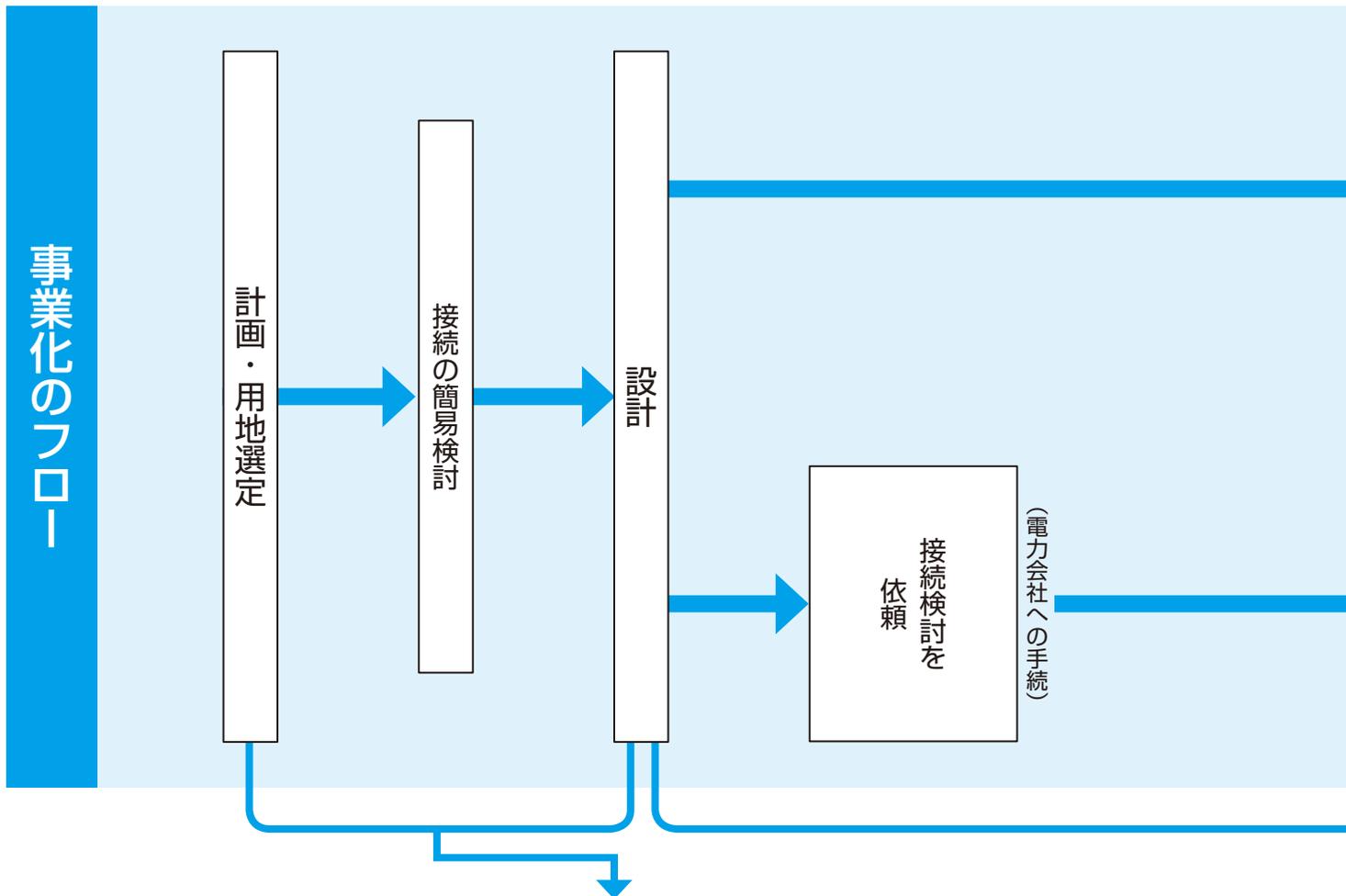
※関係する条例等を必ず確認してください

## 主な関連許認可手続

- 使用前安全管理検査手続…………… 50
- 定期安全管理検査手続…………… 51

※関係する条例等を必ず確認してください

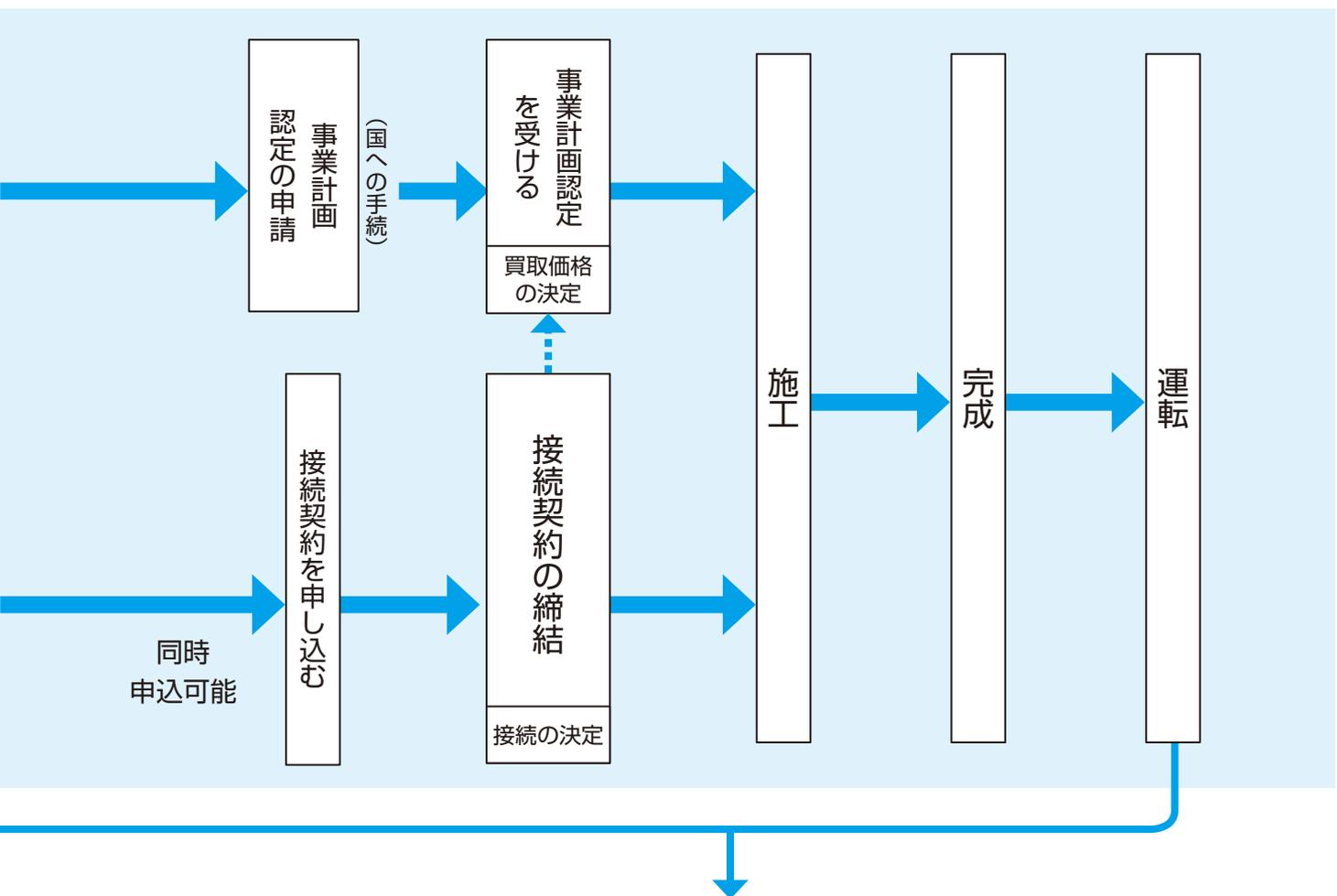
# 関連許認可手続ガイド ○中小水力発電○



## 主な関連許認可手続

- 農地転用許可手続…………… 56
- 森林における開発許可等手続…………… 59
- 環境アセスメント…………… 61
- 開発許可手続…………… 63
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続… 67
- 土地売買等の契約届出手続…………… 69
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 砂防指定地における行為許可等…………… 75
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可… 76
- 地すべり防止区域内の行為許可…………… 77
- 保護水面内での工事許可…………… 78
- 行為許可申請等手続…………… 79
- 自然環境保全地域等における行為の許可  
又は届出…………… 80
- 生息地等保護区の管理地区内等における  
行為の許可等手続…………… 81
- 特別保護地区内における行為許可手続… 82
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変  
更の許可…………… 83
- 河川の流水の占用の許可等手続…………… 94
- 騒音規制に関する届出手続…………… 100
- 振動規制に関する届出手続…………… 101
- 水質汚濁に関する施設設置の届出手続 102

※関係する条例等を必ず確認してください

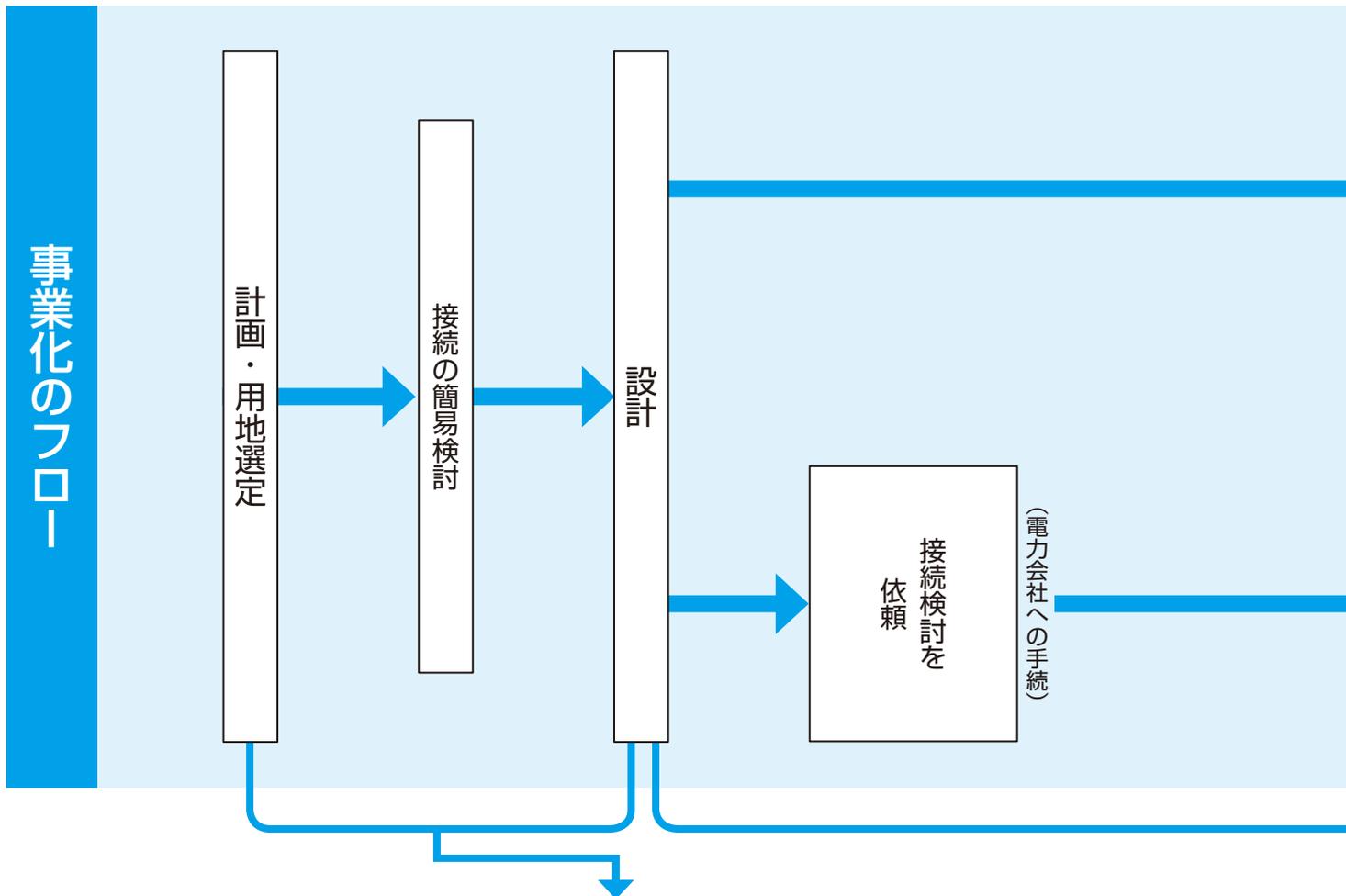


## 主な関連許認可手続

- 工事計画の届出手続…………… 45
- 主任技術者の選任及び届出…………… 47
- 保安規程の届出手続…………… 48
- 使用前安全管理検査手続…………… 50
- 供給計画の届出…………… 52
- 建築確認申請（太陽光発電以外）…………… 54
- 消防法に基づく申請等…………… 55
- 道路使用許可等手続…………… 70
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 道路法に基づく車両制限…………… 72
- 遺跡・遺物等の発見報告…………… 84

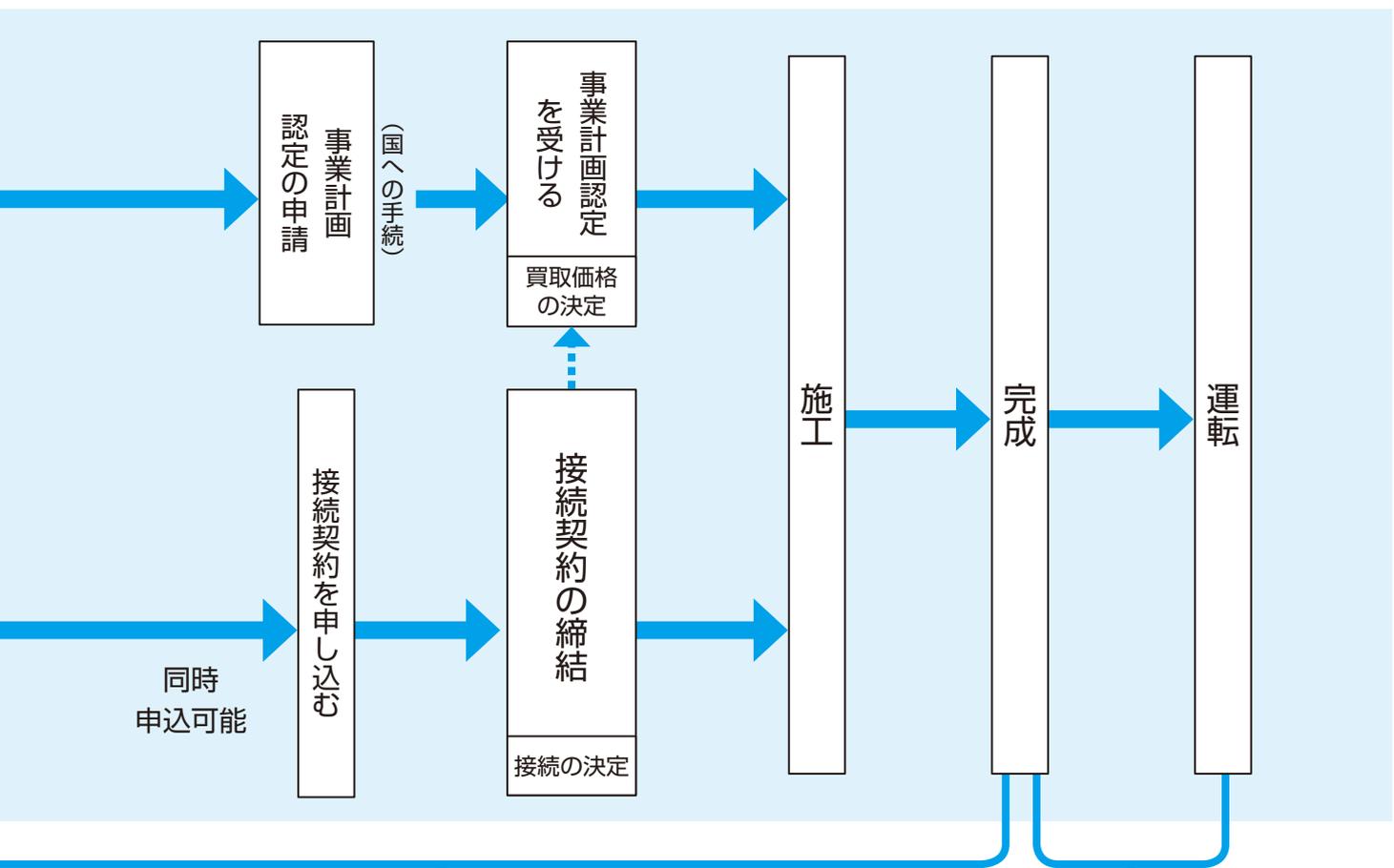
※関係する条例等を必ず確認してください

# 関連許認可手続ガイド ○バイオマス発電○



## 主な関連許認可手続

- 農地転用許可手続…………… 56
  - 森林における開発許可等手続…………… 59
  - 開発許可手続…………… 63
  - 土地の形質変更に係る届出手続…………… 65
  - 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続… 67
  - 土地売買等の契約届出手続…………… 69
  - 道路の占用許可手続等…………… 71
  - 砂防指定地における行為許可等…………… 75
  - 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可… 76
  - 地すべり防止区域内の行為許可…………… 77
  - 行為許可申請等手続…………… 79
  - 自然環境保全地域等における行為の許可  
又は届出…………… 80
  - 生息地等保護区の管理地区内等における  
行為の許可等手続…………… 81
  - 特別保護地区内における行為許可手続… 82
  - 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変  
更の許可…………… 83
  - 工場立地法に基づく届出…………… 85
  - 臨港地区内における行為の届出…………… 86
  - 海岸保全区域の占用の許可等…………… 87
  - 準用事業の開始の届出…………… 95
  - 大気汚染に関する届出…………… 96
  - 一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業及  
び処分業の許可手続…………… 97
  - 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設  
置許可手続…………… 98
  - 土地区画整理事業の施行地区内における  
建築行為等の許可手続…………… 99
  - 騒音規制に関する届出手続…………… 100
  - 振動規制に関する届出手続…………… 101
  - 水質汚濁に関する施設設置の届出手続 102
  - 空港周辺における建物等設置の制限… 103
- ※関係する条例等を必ず確認してください



## 主な関連許認可手続

- 工事計画の届出手続…………… 45
- 主任技術者の選任及び届出…………… 47
- 保安規程の届出手続…………… 48
- 溶接事業者検査手続…………… 49
- 供給計画の届出…………… 52
- 建築確認申請（太陽光発電以外）…………… 54
- 消防法に基づく申請等…………… 55
- 道路使用許可等手続…………… 70
- 道路の占用許可手続等…………… 71
- 道路法に基づく車両制限…………… 72
- 遺跡・遺物等の発見報告…………… 84
- 高圧ガス貯蔵所設置届…………… 93
- 昼間障害標識設置物件の届出…………… 104
- 伝搬障害防止区域における高層建築物  
等に係る届出…………… 105

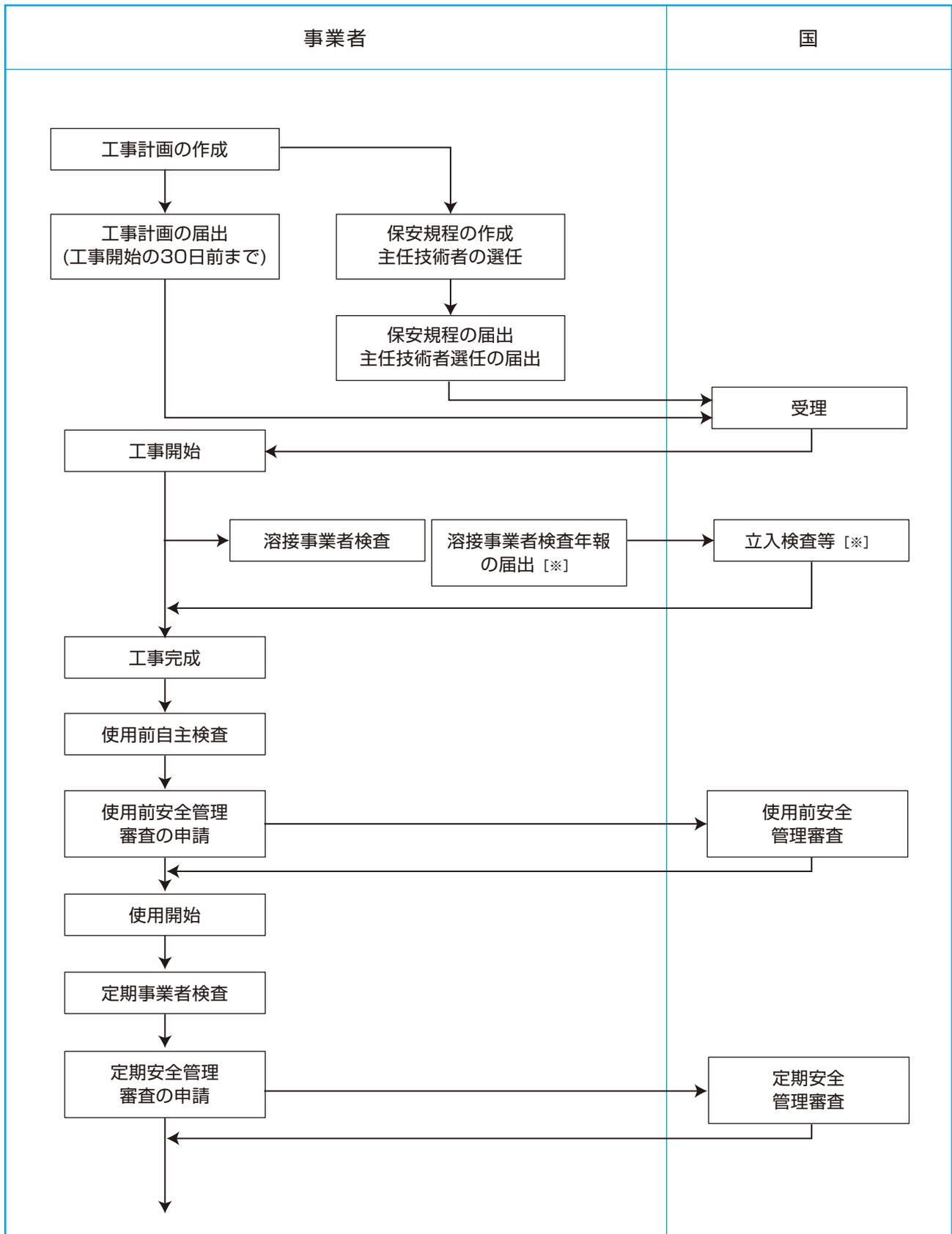
## 主な関連許認可手続

- 使用前安全管理検査手続…………… 50
- 定期安全管理検査手続…………… 51

※関係する条例等を必ず確認してください

※関係する条例等を必ず確認してください

# 電気事業法に係る工事計画届出等のフロー



[※] 溶接事業者検査年報の届出は、使用前自主検査又は定期事業者検査の対象となる電気工作物が存在する場合であって、使用前自主検査又は定期事業者検査を実施する組織が溶接事業者検査を実施する場合には、国に代わって登録安全管理審査機関が使用前安全管理審査及び定期安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認し、国にその確認結果を報告することで足りるとしています。また、国は確認結果の報告内容から、溶接事業者検査の適切性に疑義があった場合などには、立入検査等を通じて確認することがあります。

# 工事計画の届出手続 (電気事業法)

一定規模の発電設備を設置する場合、事前に国への工事計画の届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物を設置する場合

※太陽電池発電所（出力 2000kW 以上）

※風力発電所（出力 500kW 以上）

※水力発電所（出力 200kW 未満及び最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満のものであってダムを伴わないもの、土地改良法における農業用排水施設（ダムを除く）等特定の施設内に設置されるものを除く。）

※その他発電設備（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く）

## 確認方法・手続き内容

工事開始の 30 日前までに「工事計画届出書」を国に届け出なければならない。

### 【標準処理期間】

届出書受理日から 30 日

※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

## 使用前自己確認の届出手続 (電気事業法)

一定規模の発電設備を設置する場合、使用の開始前までに国への使用前自己確認の届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物を設置する場合

※太陽電池発電所（出力 500kW 以上 2000kW 未満）

### 確認方法・手続内容

技術基準に適合することについて、設置者自らが確認し、設備の使用を開始する前に、その結果を国に届け出なければならない。

### 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等

### 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

# 主任技術者の選任及び届出手続 (電気事業法)

一定規模の発電設備を設置する場合、事前に主任技術者を選任し、国に届け出ることが必要です。

## 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合

※発電設備

(出力 50kW 未満の太陽光発電設備を除く。)

(出力 20kW 未満の風力発電設備を除く。)

(出力 20kW 未満及び最大使用水量  $1\text{ m}^3 / \text{s}$  未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。)

(小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く)

## 確認方法・手続き内容

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主任技術者を選任し、国に届け出なければならない。地熱発電やバイオマス発電に係る監督はボイラー・タービン主任技術者を選任して、発電設備の使用開始前まで（工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）に国に届け出なければならない。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

# 保安規程の届出手続 (電気事業法)

一定規模の発電設備を設置する場合、保安規程を定め、使用の開始前までに国に届け出ることが必要です。

## 手続きが必要となる場合

事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合とその発電した電気を使用する設備の場合

※発電設備

(出力 50kW 未満の太陽光発電設備を除く。)

(出力 20kW 未満の風力発電設備を除く。)

(出力 20kW 未満及び最大使用水量 1 m<sup>3</sup> / s 未満の水力発電設備であってダムを伴わないものを除く。)

## 確認方法・手続内容

業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規程を定め、発電設備の使用の開始前まで（工事計画の届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）に国に届け出なければならない。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

# 溶接事業者検査手続 (電気事業法)

工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に溶接事業者検査を実施し、国等にその結果の確認を受けることが必要です。

## 手続が必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分を溶接する場合

## 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（溶接事業者検査）。

設置者は、溶接事業者検査の実施状況及びその結果について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者による確認を受けなければならない。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等  
登録安全管理審査機関

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

# 使用前安全管理検査手続 (電気事業法)

工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、使用前自主検査を実施するとともに、使用前安全管理審査の受審が必要です。

## 手続が必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合

## 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、工事計画の届出に従って行われ、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（使用前自主検査）。

設置者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（使用前安全管理審査）。

### 【標準処理期間】

審査結果通知書等受理日から 30 日

※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等  
登録安全管理審査機関

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

# 定期安全管理検査手続 (電気事業法)

工事計画を届け出た発電設備を使用する場合、定期事業者検査を実施するとともに、定期安全管理審査の受審が必要です。

## 手続が必要となる場合

工事計画の届出（変更を含む）等をして設置した事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合

## 確認方法・手続内容

設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（定期事業者検査）。

設置者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（定期安全管理審査）。

### 【標準処理期間】

審査結果通知書等受理日から 30 日

※ただし、書類の不備等がある場合、標準処理期間を大きく超える場合もあり得るため提出前に十分な確認を行って下さい。

## 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等  
登録安全管理審査機関

## 手続きの参考ウェブサイト

電力の安全に係る産業保安規制の業務内容

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi.html)

## 供給計画の届出 (電気事業法)

電気事業者は、毎年度開始前に国への供給計画の届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

電気事業者は、次年度以降 10 年間の電気の需要見通し及び電気の供給等の計画を作成し、国に届出なくてはならない

### 確認方法・手続き内容

電気事業者は、供給計画を電力広域的運営推進機関経由で国に、毎年度開始前（4 月 1 日以降年度途中で電気事業者となった事業者は遅滞なく）に届出なくてはならない。

### 問い合わせ先・提出先

電力広域的運営推進機関

### 手続きの参考ウェブサイト

供給計画に係るガイドラインについて

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electricity\\_measures/001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/001/)

# 建築確認申請（太陽光発電設備） （建築基準法）

発電設備及び付帯する建物を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除いて、市町村等の建築確認が必要です。

## 手続きが必要となる場合

○太陽光発電設備に係る手続

①土地に自立して設置するもの

以下の場合を除き、建築確認が必要

(1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの

(i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合

(ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合

(2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合

②既存の建築物の屋上に取り付けるもの

架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要

○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続

当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

## 確認方法・手続内容

建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関

※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体

## 手続きの参考ウェブサイト

※申請先の特定行政庁HP参照

## 建築確認申請（太陽光発電以外） （建築基準法）

発電設備及び付帯する建物を設置する場合、特定の要件に該当する場合を除いて、市町村等の建築確認が必要です。

### 手続きが必要となる場合

#### ○風力発電設備に係る手続

以下の場合を除き、建築確認が必要

- ・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合
- ・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合

#### ○風力発電設備に付属する建築物に係る手続

当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

#### ○地熱発電設備または中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続

当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要

#### ○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続

当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可が必要

### 確認方法・手続内容

建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

申請先の特定行政庁又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する特定行政庁又は当該建築物の工事施工地又は所在地の地域で業務を行う指定確認検査機関

※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体

### 手続きの参考ウェブサイト

※申請先の特定行政庁HP参照

## 消防法に基づく申請等 (消防法)

発電事業の実施に際して危険物に指定される物資を一定量以上使用する場合、事前に市町村の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

危険物施設等に該当する場合

- ※ (太陽光) 例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要
- ※ (中小水力) 例えば、潤滑油・操作油に使用しているタービン油の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要
- ※ (バイオマス) 例えば、木くずや潤滑油・非常用兼用発電機の燃料油等の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要
- ※ (地熱) 例えば、アンモニア・ペンタン等の貯蔵数量によって、届出又は申請が必要

### 確認方法・手続き内容

当該施設が設置される区域の市町村長等の許可等を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

各市町村の条例等にて個別に規定されています。

### 問い合わせ先・提出先

市町村の消防担当部局

### 手続きの参考ウェブサイト

危険物保安室 (総務省消防庁 HP)

<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kiken.html>

## 農地転用許可手続 (農地法・農業振興地域の整備に関する法律)

農地に発電設備等を設置する場合、農地以外の地目へと転用するため、事前に市町村農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村の長の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合

なお、農用地区域内の土地については、農用地区域から除外するために市町村の農業振興地域整備計画を変更しなければならない。

### 確認方法・手続内容

土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。

農用地区域内の土地であるか否かを市町村農振担当部局に確認する。

農業委員会を経由して、都道府県知事又は指定市町村（※）の長の農地転用許可を受けなければならない。

なお、農用地区域内の土地である場合、市町村の農業振興地域整備計画を変更する必要があるため、市町村の農振担当部局に農用地区域からの除外手続について相談すること。

※指定市町村とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のこと。

#### 【標準処理期間】

○農業委員会の処理

・申請書受理後4週間以内（30アール以下の場合3週間）

○都道府県知事等の処理

・農業委員会から送付された申請書等受理後2週間以内

### 問い合わせ先・提出先

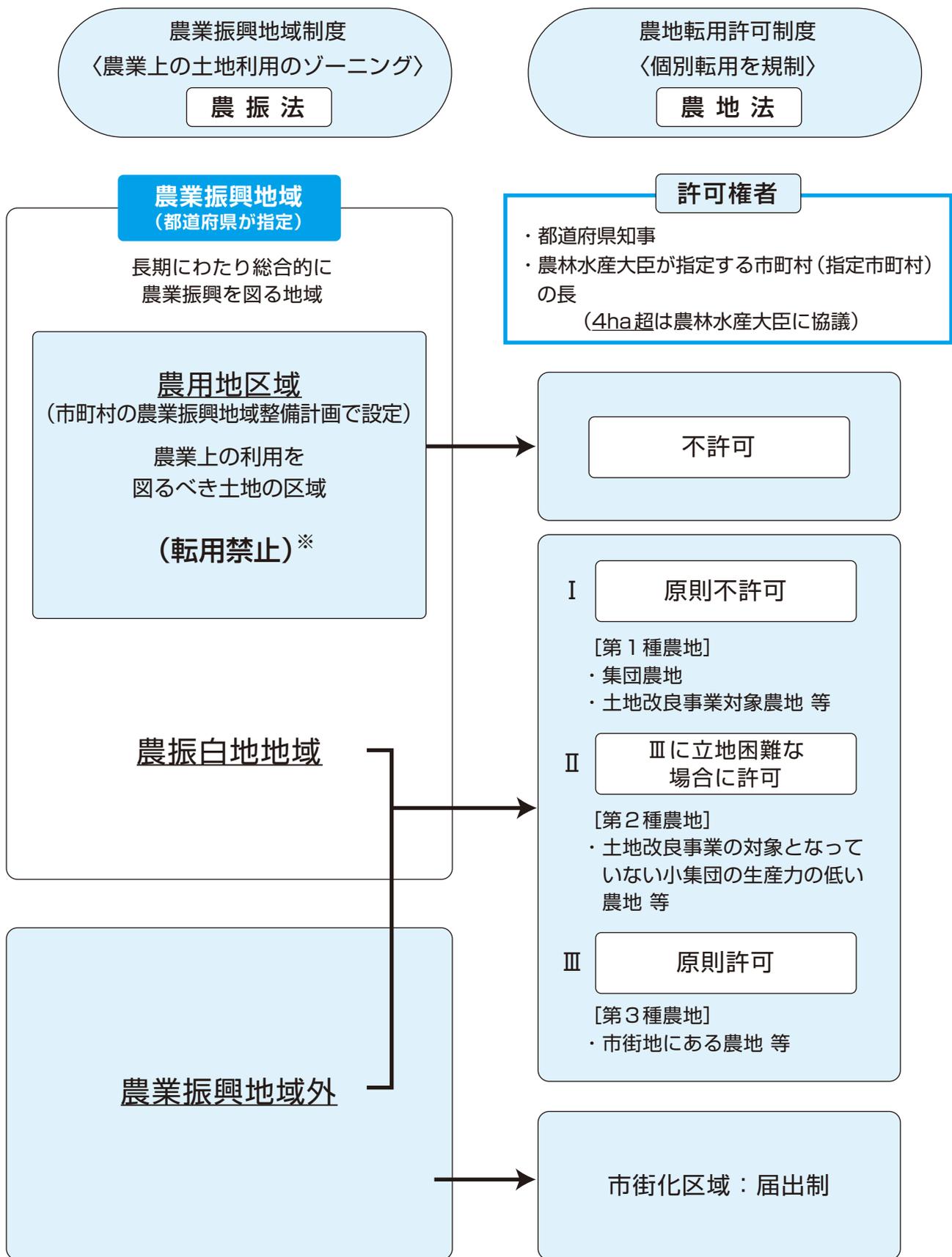
都道府県の農地転用担当部局、市町村の農振担当部局、農業委員会等

### 手続きの参考ウェブサイト

農業振興地域制度及び農地転用許可制度（農林水産省 HP）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/index.html>

# 現行の農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

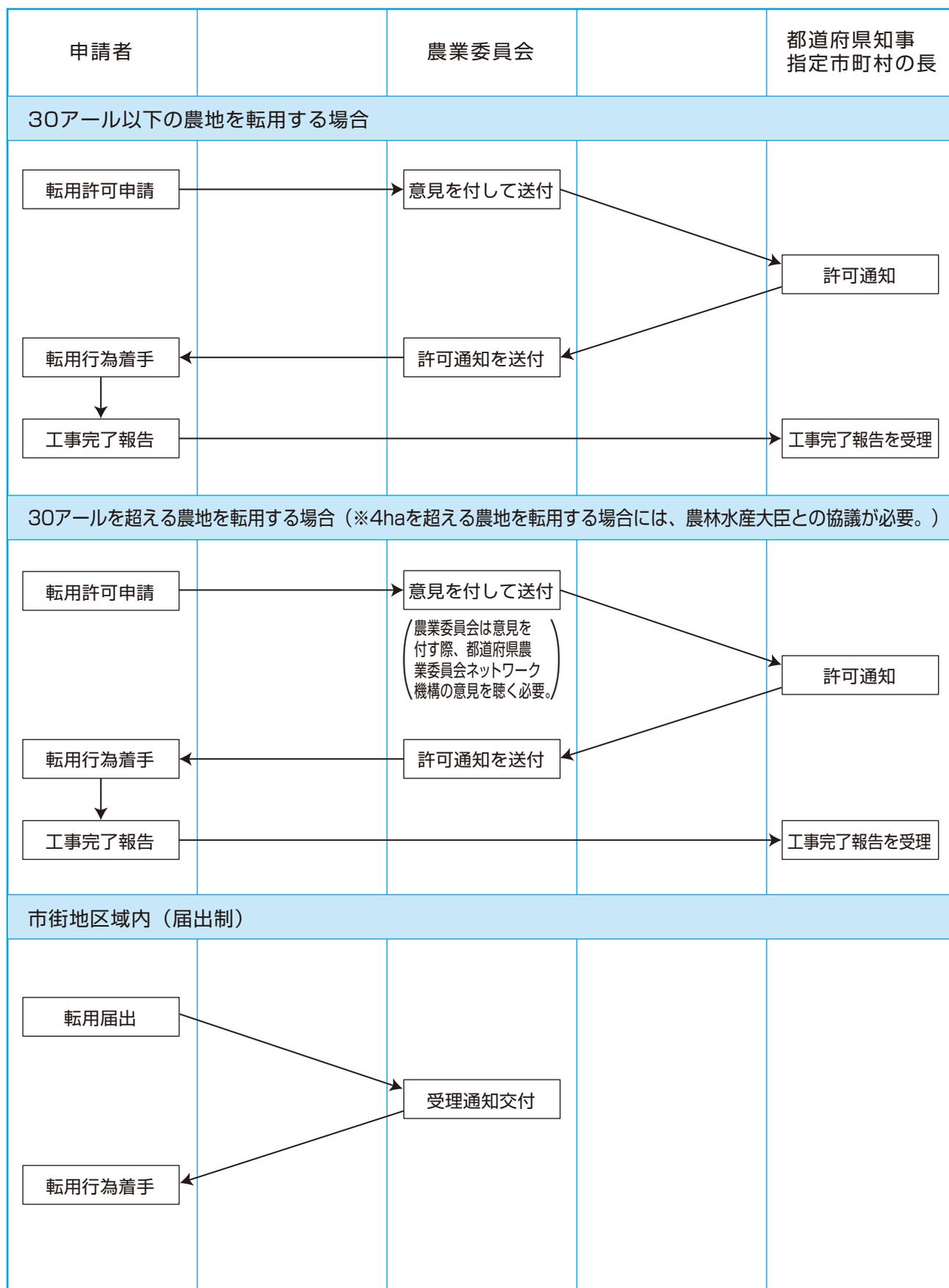


\* 農地転用を行うには、農用地区域の変更が必要。

注：農振法とは「農業振興地域の整備に関する法律」のことをいう。

資料：農林水産省作成

## 農地法に係る農地転用許可のフロー



# 森林における開発許可等手続 (森林法)

森林における開発行為には、事前に都道府県知事の許可等が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(林地開発許可制度：保安林以外の民有林)

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域の森林は除く）内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合

(保安林制度)

保安林に指定された森林において、

- ①立木を伐採する場合や、土地の形質の変更行為（土石の採掘、開墾等）をする場合
- ②保安林を森林以外の用途に供することを目的として、やむを得ず保安林の指定を解除する場合

## 確認方法・手続内容

(林地開発許可制度：保安林以外の民有林)

都道府県林務担当部局等に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。都道府県知事の許可を受けなければならない。

※なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

(保安林制度)

保安林台帳により管理されているため、都道府県林務担当部局等に問い合わせ、保安林に該当するか否かを確認する。

- ①都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、許可にあたっては、当該保安林に係る指定施業要件に適合することや、その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないことが必要である。
- ②保安林の指定の解除を、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。保安林の指定の解除は、(1)「指定理由の消滅」又は(2)「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われる。その場合、「その土地以外に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」等の要件をすべて満たす必要がある。なお、治山事業施行地や保全対象に近接する等により、解除できない保安林が存在することに留意が必要である。

### 【標準処理期間】

都道府県林務担当部局等にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

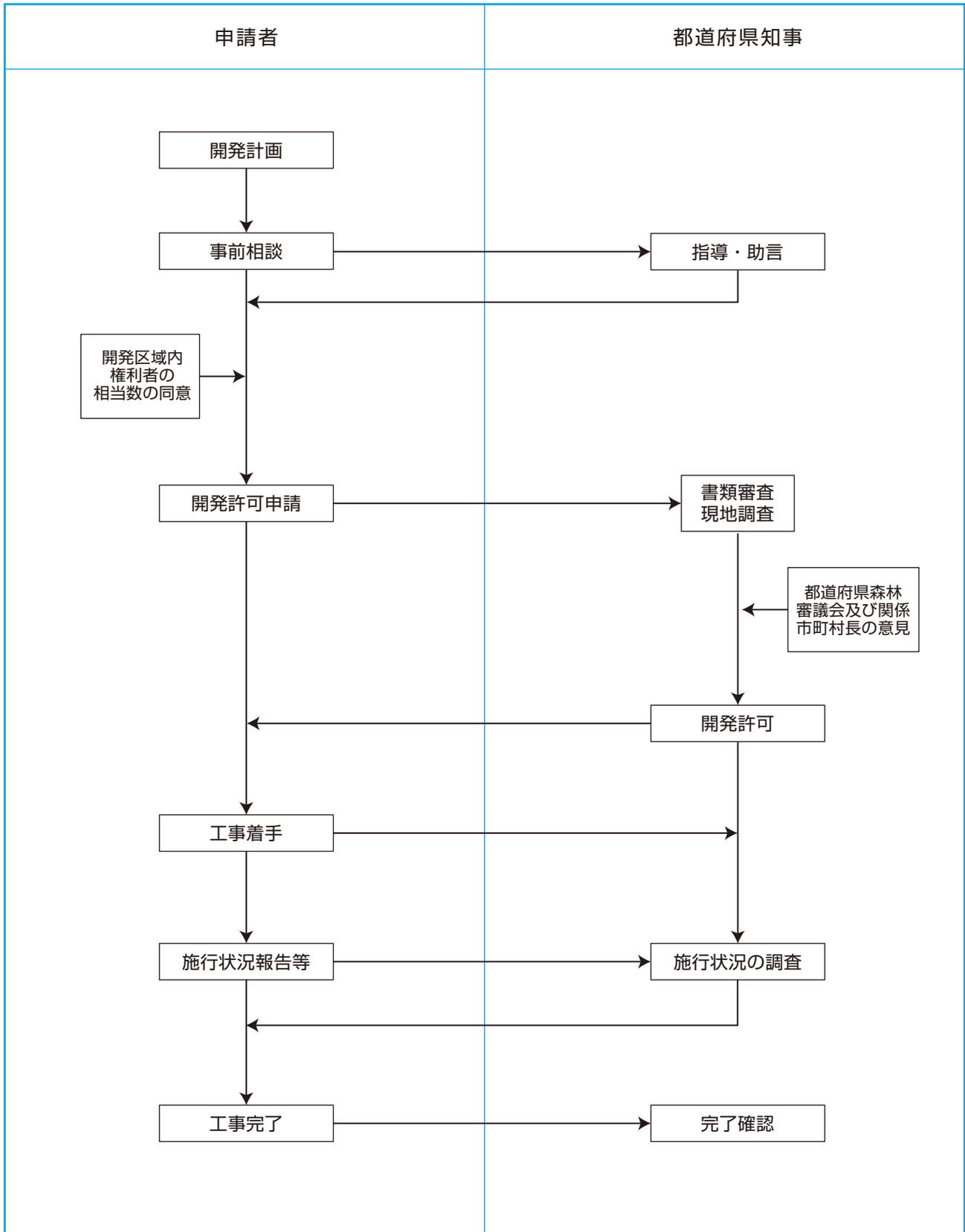
都道府県林務担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

林地開発許可制度（農林水産省林野庁 HP）

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con\\_4.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html)

## 森林法に係る林地開発許可のフロー



注) このフローは、林地開発許可に係る手続の主な流れを示したものであり、ここに書かれていない手続（例えば、地元からの同意の取得や、河川管理者からの同意の取得、市町村長への伐採及び伐採後の造林の届出書の提出等）が必要となる場合があります。詳細は、各都道府県林務担当部局等に問い合わせください。

# 環境アセスメント (環境影響評価法)

一定規模の発電設備を設置する場合、必要な手続きに則って環境への影響評価を行い、その結果を事業計画に反映しなければなりません。

## 手続きが必要となる場合

- ・規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある「第1種事業」に該当する場合
- ・「第1種事業」に準ずる規模であるもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要がある「第2種事業」に該当する場合（手続きは不要と判定された場合、方法書以降の手続きは不要）

### 第1種事業

風力発電所、地熱発電所：出力1万kW以上

水力発電所：出力3万kW以上

火力発電所 [ バイオマス燃料（混焼を含む） ]：出力15万kW以上

### 第2種事業

風力発電所、地熱発電所：出力7,500kW以上1万kW未満

水力発電所：出力2.25万kW以上3万kW未満

火力発電所 [ バイオマス燃料（混焼を含む） ]：出力11.25万kW以上15万kW未満

※地方公共団体の条例で対象となる事業は、各々の地方公共団体により異なるため個別に確認が必要

## 確認方法・手続内容

対象事業が周辺の自然環境、生活環境などに与える影響について、住民、地方公共団体などの意見を取り入れながら、配慮書の手続、方法書の手続、準備書の手続、評価書の手続、報告書の手続の流れに沿って事業者が調査・予測・評価を行わなければならない。

※配慮書の手続については、第2種事業では、事業者が任意に実施

### 【標準処理期間】

配慮書は、送付を受けてから90日

方法書は、届出から180日

準備書は、届出から270日

評価書は、届出から30日

## 問い合わせ先・提出先

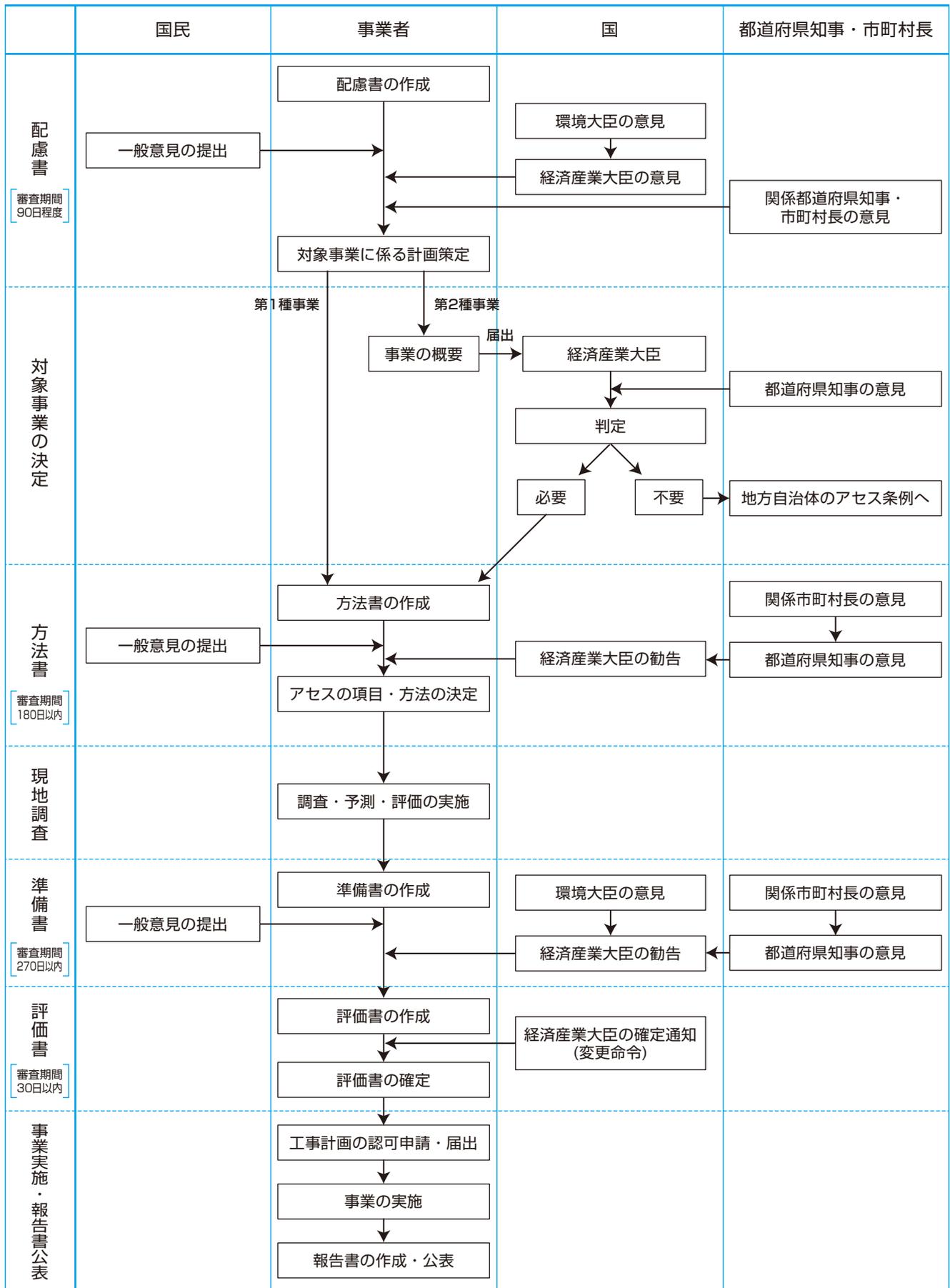
経済産業省 電力安全課

## 手続きの参考ウェブサイト

発電所の環境アセスメント情報（経済産業省 HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/electric/detail/index\\_assessment.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html)

# 環境影響評価法に基づく環境アセスメントのフロー



# 開発許可手続 (都市計画法)

発電設備の設置のため市街化区域等で開発行為を行う場合、都道府県等の許可が必要となる場合があります。

## 手続きが必要となる場合

開発行為をしようとする場合

- ・市街化区域：1,000 平方メートル以上
- ・市街化調整区域：全て
- ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000 平方メートル以上
- ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1 ヘクタール以上

※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるもの

※太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要

## 確認方法・手続内容

都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。

上記要件に該当する場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長）の許可を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

原則、1 ヶ月以内

## 問い合わせ先・提出先

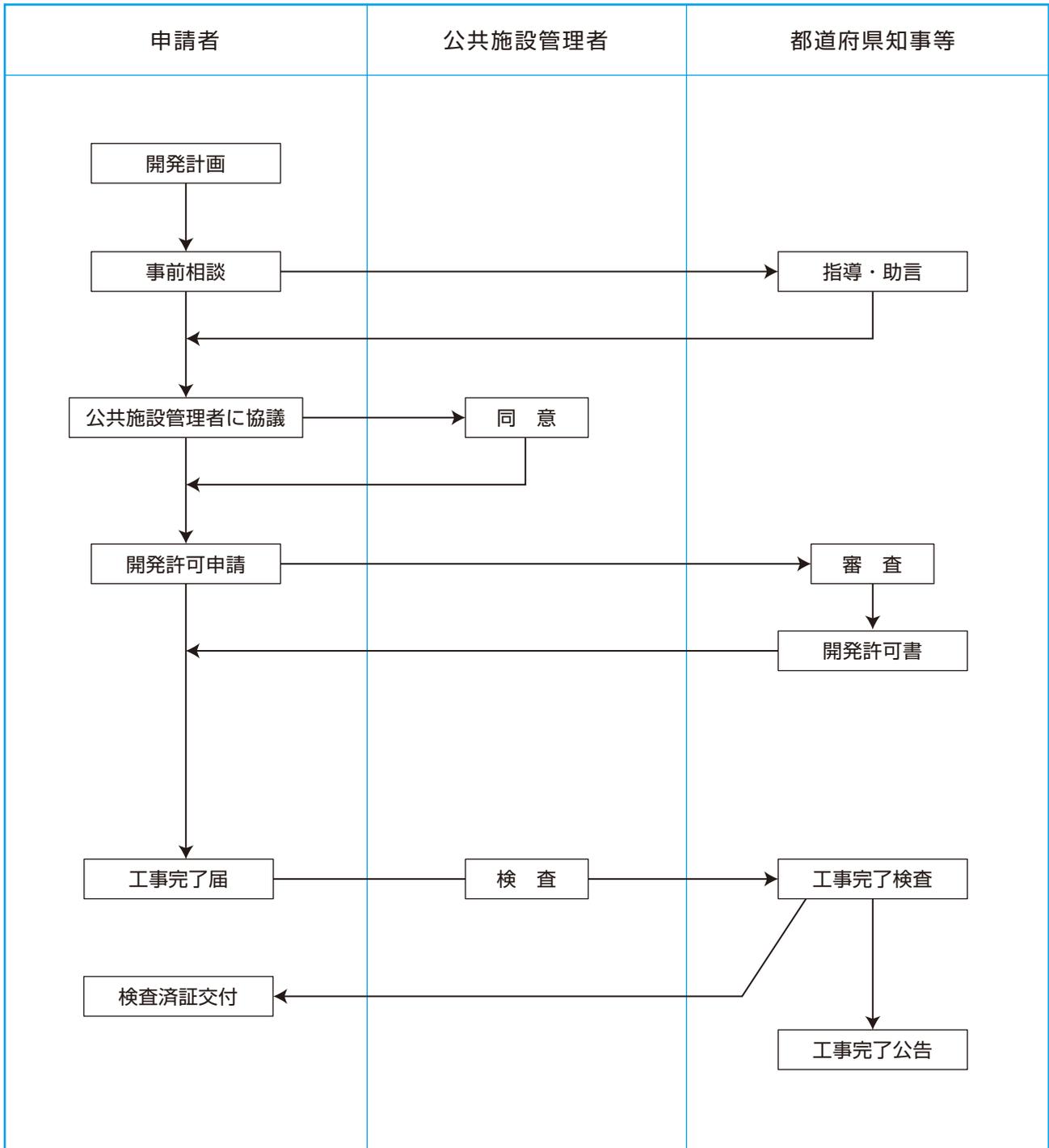
都道府県等の開発許可担当部局

## 手続きの参考ウェブサイト

開発許可制度の概要（国土交通省 HP）

[http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/toshi\\_city\\_plan\\_fr\\_000046.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000046.html)

## 都市計画法に係る開発許可のフロー



# 土地の形質変更に係る届出手続 (土壌汚染対策法)

一定規模の土地の掘削等を行う場合、事前に都道府県への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が 3,000 平方メートル以上の場合

## 確認方法・手続き内容

当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。

## 問い合わせ先・提出先

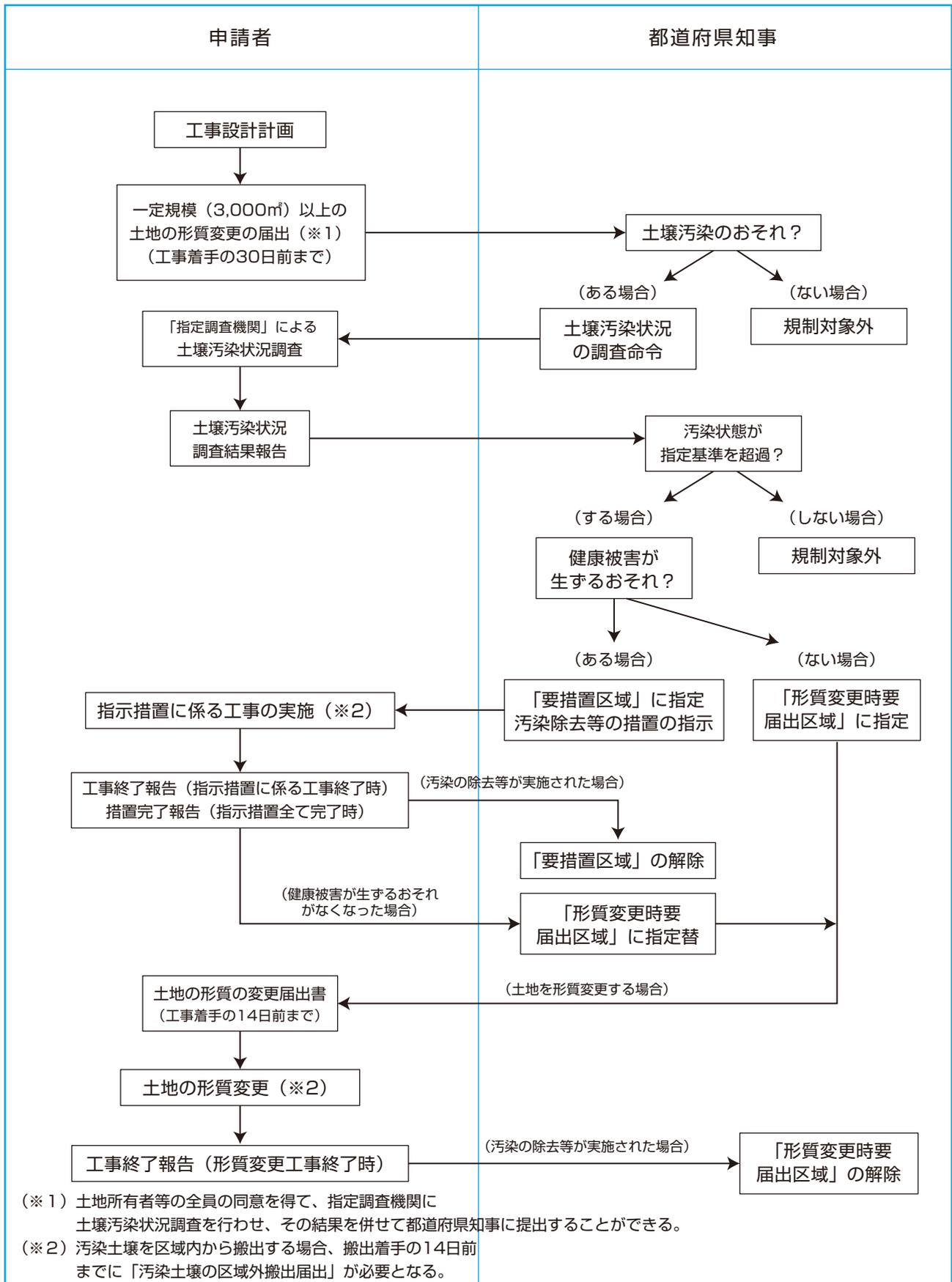
都道府県等の環境部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

パンフレット「土壌汚染対策法のしくみ」(環境省 HP)

[http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph\\_law-scheme/index.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html)

# 土壤汚染対策法に係る土地の形質変更に係るフロー



# 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 (文化財保護法)

埋蔵文化財が確認されている土地において発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県等への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合

## 確認方法・手続き内容

埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを教育委員会等に照会する。

発掘に着手しようとする日の 60 日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。

## 問い合わせ先・提出先

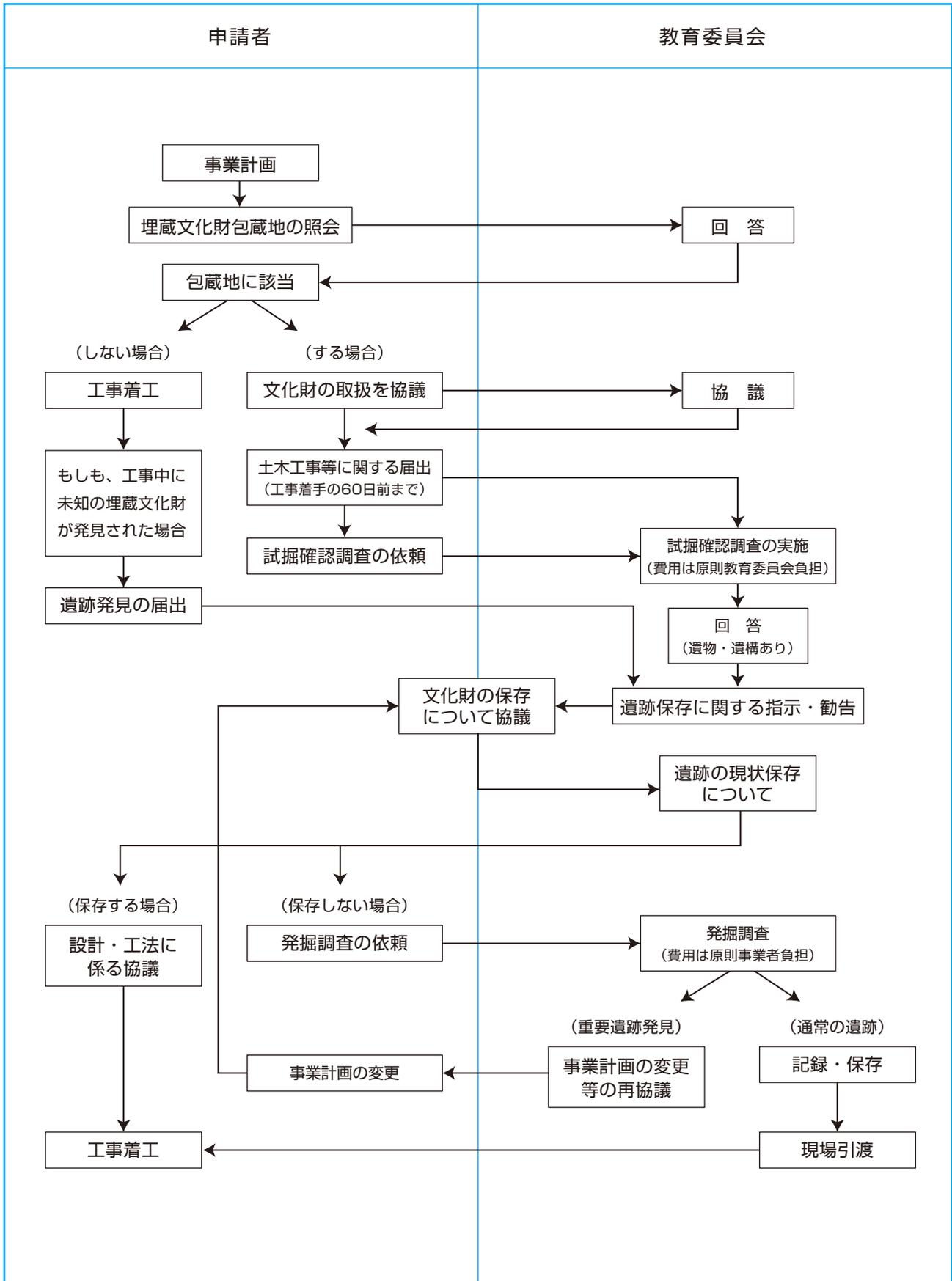
教育委員会等

## 手続きの参考ウェブサイト

埋蔵文化財（文化庁 HP）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html>

# 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係るフロー



## 土地売買等の契約届出手続 (国土利用計画法)

土地の売買等の契約を締結した場合、締結日から2週間以内に市町村を経由して都道府県等への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

土地売買等の契約を締結した場合

- ・市街化区域：2,000 平方メートル以上
- ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 平方メートル以上
- ・上記以外の区域：10,000 平方メートル以上

### 確認方法・手続内容

土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して（指定都市を除く）、都道府県知事又は指定都市の長に届け出なければならない。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県、市町村の土地取引規制担当

### 手続きの参考ウェブサイト

土地取引規制（国土交通省 HP）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html)

# ①道路使用許可手続

## ②制限外積載許可手続 (道路交通法)

- ①発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署長の許可が必要です。
- ②貨物の運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合、事前に車両の出発地を管轄する警察署長の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

- ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合
- ②運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合

### 確認方法・手続内容

- ①申請に係る行為が、交通の妨害となるおそれがないこと、条件付きで作業することにより妨害となるおそれがないこと、公益上、社会慣習上やむをえないことと認められた上で、所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- ②貨物が分割できず、車両の構造又は道路、交通の状況により支障がないことを認められた上で、車両の出発地を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

- ①7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間  
ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間
- ・道路交通法第79条に基づく道路の管理者との協議が必要なものは、当該協議に要する期間
  - ・二以上の警察署の管轄にわたるものは、他の警察署長との協議に要する期間
  - ・道路交通法第4条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止等の交通規制を必要とするものは、当該交通規制の手続に要する期間
- ②5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間

### 問い合わせ先・提出先

- ①所轄警察署
- ②車両の出発地を管轄する警察署

### 手続きの参考ウェブサイト

道路使用許可申請手続き

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html>

# 道路の占用許可手続等 (道路法)

道路区域内において工事等をするために道路を占有する場合、事前に道路管理者の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

道路区域内で設置や施工をするために、道路を占有する場合

## 確認方法・手続内容

- ①道路占有許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。
- ②道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。

### 【標準処理期間】

2～3週間

「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」(平成10年8月5日建設省道政発第93号道路局路政課長通達)

## 問い合わせ先・提出先

国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

## 手続きの参考ウェブサイト

道路占有 (国土交通省 HP)

<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

# 道路法に基づく車両制限 (道路法)

発電設備の工事等の際に、車両制限の範囲を超える工事車両が道路を通行する場合、事前に道路管理者の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合

## 確認方法・手続き内容

特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が

1. 申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している場合
2. 申請車両が超寸法車両および超重量車両でない場合
3. 申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合

には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。

- ・新規申請および変更申請の場合は3週間以内
- ・更新申請の場合は2週間以内

## 問い合わせ先・提出先

国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

## 手続きの参考ウェブサイト

特殊車両通行許可制度について（国土交通省 HP）

<http://www.mlit.go.jp/road/tokusya>

## 景観法等に基づく届出 (景観法)

景観の保全が定められている地域において発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に市町村等への届出や認定等が必要です。

### 手続きが必要となる場合

景観法に基づく景観行政団体が定めた景観計画区域内や景観地区内等で、一定の建築物、工作物等の新築、増改築等を行う場合

### 確認方法・手続き内容

景観計画区域内において一定の建築物、工作物等の新築、増改築等の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項等を景観行政団体の長に届け出なければならない。また、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものであることについて市町村長の認定を受けなければならない。

### 問い合わせ先・提出先

景観行政団体や市町村の景観担当部局

### 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の地方公共団体HP参照

# 宅地造成等規制法に基づく許可又は届出 (宅地造成等規制法)

宅地造成の規制区域内において発電設備工事を行う場合、以下の手続きが必要となる場合があります。

## 手続きが必要となる場合

- ①宅地造成工事規制区域内で宅地造成工事（宅地造成等規制法第2条第2号）を行う場合には許可が必要
- ②宅地造成等規制法第15条に規定されている工事等については届出が必要

## 確認方法・手続き内容

発電設備等の施工区域が宅地造成工事規制区域内か否か、宅地造成工事か否か等を都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局へ確認し、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）の許可を受ける等、必要な手続きを行わなければならない。

## 問い合わせ先・提出先

都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の宅地造成等規制法所管部局

## 手続きの参考ウェブサイト

宅地造成等規制法の概要

[http://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi\\_tobou\\_tk\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi_tobou_tk_000019.html)

# 砂防指定地における行為許可等 (砂防法)

砂防指定地において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(砂防指定地における一定の行為の許可)

砂防指定地において、

- ・掘削、盛土、切土等土地の形状を変更する行為
- ・土石又は鉱物の採取、堆積又は投棄をする行為
- ・木竹の伐採又は樹根の採取
- ・木竹の滑下又は地引による搬出
- ・施設又は工作物の新築改築、移転又は除去

等を行う場合

(砂防設備の占用の許可)

- ・砂防設備を占有しようとする場合

## 確認方法・手続内容

(砂防指定地における一定の行為の許可)

当該箇所が砂防指定地内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。

申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(砂防設備の占用の許可)

申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】

1ヶ月

## 問い合わせ先・提出先

都道府県砂防担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県HP参照

# 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

急傾斜地崩壊危険区域内において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

急傾斜地崩壊危険区域内において、

- ・水のしん透を助長する行為
  - ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
  - ・のり切、切土、掘さく又は盛土
  - ・立木竹の伐採
  - ・木竹の滑下又は地引による搬出
  - ・土石の採取又は集積
- 等を行う場合

## 確認方法・手続内容

当該箇所が急傾斜地崩壊危険区域内か否かを都道府県砂防担当部局等に照会する。  
申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

1ヶ月

## 問い合わせ先・提出先

都道府県砂防担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県HP参照

## 地すべり防止区域内の行為許可 (地すべり等防止法)

地すべり防止区域内において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に都道府県知事の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

地すべり防止区域内において、

- ・ 地下水の排除を阻害する行為（軽微な行為を除く）
- ・ 地表水のしん透を助長する行為（軽微な行為を除く）
- ・ のり切又は切土で一定規模以上のもの
- ・ 地すべり防止施設以外の施設又は工作物で一定規模以上のものの新設又は改良等を行う場合

### 確認方法・手続内容

当該箇所が地すべり防止区域内か否かを下記問い合わせ先に照会する。  
申請書を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

1ヶ月

### 問い合わせ先・提出先

(国交省所管)

都道府県砂防担当部局等

(農水省所管)

都道府県農林水産事務所等

### 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県HP参照

## 保護水面内での工事許可 (水産資源保護法)

保護水面に指定されている区域内において発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

保護水面（水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域）内で工事（埋立、しゅんせつ又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来すもの）を行う場合

### 確認方法・手続内容

申請書を提出し、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

農林水産大臣の許可に係る標準処理期間は、申請書が提出された日から起算して原則として1ヶ月以内です。

なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、当該保護水面を管理する都道府県の保護水面管理担当部局にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県又は国の保護水面管理担当部局

### 手続きの参考ウェブサイト

水産資源保護法に関する手続（※農林水産省 HP）

[http://www.maff.go.jp/j/denmado/d\\_tetuduki/c0100.html](http://www.maff.go.jp/j/denmado/d_tetuduki/c0100.html)

# 行為許可申請等手続 (自然公園法)

国立公園や国定公園等で開発行為を行う場合、事前に国等の許可や届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(国立公園・国定公園)

- ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合
- ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合
- ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合

(都道府県立自然公園)

都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。

## 確認方法・手続内容

下記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。

(国立公園・国定公園)

- ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。
- ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後 30 日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。

(都道府県立自然公園)

都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。

### 【標準処理期間】

環境大臣の許可に係る標準処理期間は、3ヶ月前後です(行為地、申請内容によって異なります。また、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではありません。)

なお都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、申請先の都道府県によって異なります。いずれも個別案件については、環境省各事務所や各都道府県にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は各都道府県自然公園担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

国立公園において許可又は届出が必要な行為(環境省 HP)

<http://www.env.go.jp/park/apply/basic/01.html>

# 自然環境保全地域等における行為の許可又は届出 (自然環境保全法)

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域（以下、「自然環境保全地域等」という。）において、発電設備等を設置するための工事を行う場合、事前に国又は都道府県の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

自然環境保全地域等において、建築物等工作物の新築・改築、土地の開墾等土地の形質変更、鉱物の掘採や土砂を採取、河川や湖沼の水位・水量に増減を及ぼす等の行為を行う場合

## 確認方法・手続き内容

発電設備等の施工区域及び影響を及ぼす範囲が自然環境保全地域等に該当するか否か、下記の間合せ先に確認する。

（原生自然環境保全地域）

自然生態系に影響を与える行為は原則禁止。

（自然環境保全地域特別地区）

行為の着手前に、環境大臣の必要な許可を得なければならない。

（自然環境保全地域普通地区）

行為の着手前に、環境大臣に必要な届出を行わなくてはならない。

（都道府県自然環境保全地域）

都道府県条例によって区域及び必要な手続き等が定められているため、詳細は各都道府県の担当部局に確認すること。

### 【標準処理期間】

環境大臣の許可に係る標準処理期間については、原則として1か月と3週間以内（ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない）。

なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、申請先の都道府県によって異なりますので各都道府県にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

- 各自然環境保全地域等を担当する、環境省各自然保護官事務所
- 各自然環境保全地域等を担当する都道府県の担当部局

## 手続きの参考ウェブサイト

自然環境保全法の概要（※環境省 HP）

<https://www.env.go.jp/nature/hozen/law.html>

# 生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の保護区域で開発行為を行う場合、国の許可や届出が必要です。

## 手続が必要となる場合

(管理地区)

管理地区の区域内において一定の行為をする場合

(監視地区)

生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合

※例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、土地の形質を変更させること、土石採取、水面の埋め立てや干拓、河川等の水位及び水量に増減を及ぼさせることなど

## 確認方法・手続内容

(管理地区)

対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。

(監視地区)

環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届け出を行わなければならない。

【標準処理期間】

(管理地区) 2ヶ月以内(ただし、内容の不備その他指導を要するものはこの限りではない)。

(監視地区) 届出のためなし

## 問い合わせ先・提出先

各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等

## 手続きの参考ウェブサイト

生息地等保護区による保護(※環境省HP)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html>

# 特別保護地区内における行為許可手続 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

鳥獣の特別保護区域内で開発行為を行う場合、事前に国等の許可が必要です。

## 手続が必要となる場合

特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合

※例えば、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立てや干拓、木竹の伐採など

## 確認方法・手続内容

鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。

環境大臣が指定する特別保護地区（国指定特別保護地区）にあつては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区（都道府県指定特別保護地区）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

環境大臣の許可に係る標準処理期間は、国指定特別保護地区については、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として1ヶ月以内です。

なお、都道府県知事の許可に係る標準処理期間については、各都道府県にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

各地方環境事務所、自然環境事務所、各都道府県鳥獣行政担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

鳥獣保護区制度の概要（※環境省 HP）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/area/area1.html>

# 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可 (文化財保護法)

史跡・名勝・天然記念物指定地において開発行為を行う場合、事前に国等への許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

史跡・名勝・天然記念物の指定地内で現状変更行為を行う場合又は保存に影響を与える場合

## 確認方法・手続き内容

市町村教育委員会等に、史跡・名勝・天然記念物の指定地を照会し確認する。

指定地において現状変更等を行う場合は、国指定の場合は文化庁長官、県指定の場合は県教育委員会、市指定の場合は市町村教育委員会の許可を受ける必要がある。その手続きは、市町村教育委員会に対して行う。

## 問い合わせ先・提出先

市町村教育委員会（文化財保護担当が教育委員会以外の場合は当該担当部局）

## 手続きの参考ウェブサイト

記念物（文化庁 HP）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/>

## 遺跡・遺物等の発見報告 (文化財保護法)

発電設備等の設置工事を行っている際に遺跡や遺物等を発見した場合は、市町村等への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

工事中に遺跡や遺物等を発見した場合

### 確認方法・手続き内容

工事中に遺跡や遺物を発見した場合は、遅滞なく市町村教育委員会に対して届出なければならない。

### 問い合わせ先・提出先

市町村教育委員会（文化財保護担当が教育委員会以外の場合は当該担当部局）

### 手続きの参考ウェブサイト

埋蔵文化財（文化庁 HP）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html>

## 工場立地法に基づく届出 (工場立地法)

一定規模以上の敷地又は建築面積を有する発電設備を設置する場合、事前に市町村への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の規模の製造業等に係る工場を新設又は変更する場合（水力、地熱及び太陽光発電所は除かれている）

### 確認方法・手続き内容

当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に、生産施設の面積や緑地の整備状況について届け出なければならない。

### 問い合わせ先・提出先

市町村の産業振興部局等

### 手続きの参考ウェブサイト

工場立地法（経済産業省 HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/koujourittihou/](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/)

## 臨港地区内における行為の届出 (港湾法)

臨港地区内において発電設備の設置工事等を行う場合、事前に港湾管理者への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

臨港地区内で下記の行為をしようとするとき

- ・ 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- ・ 臨港地区内で一定規模以上（床面積の合計が 2500 平方メートル以上又は敷地面積が 5000 平方メートル以上）の工場または事業場の新設や増設
- ・ 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

### 確認方法・手続内容

臨港地区に該当するか否かを港湾管理者に照会する。

臨港地区内行為届出書を、工事の開始の日の60日前までに港湾管理者に提出しなければならない。

### 問い合わせ先・提出先

当該港湾の港湾管理者

### 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の港湾管理者HP参照

# 海岸保全区域等の占用の許可等 (海岸法)

海岸保全区域等において開発行為を行う場合、事前に海岸管理者の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(海岸保全区域)

海岸保全区域（公共海岸の土地に限る）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとする場合

海岸保全区域内において、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における他の施設等の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合

(一般公共海岸区域)

一般公共海岸区域（水面を除く）内において、

・施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとする場合

一般公共海岸区域内において、

・土石の採取、水面における施設又は工作物の新設又は改築及び土地の掘削、盛土、切土等の行為をする場合

## 確認方法・手続き内容

当該箇所が海岸保全区域又は一般公共海岸区域内か否かを海岸管理担当部局に照会する。

許可申請書を作成し、当該海岸保全区域等を管理する海岸管理者の許可を受けなければならない。

【標準処理期間】

おおむね3週間

## 問い合わせ先・提出先

海岸管理担当部局

## 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の地方整備局・都道府県HP参照

## 港湾区域内等における占用許可 (港湾法)

発電設備等の設置のために港湾区域内の水域等を占用する場合、事前に港湾管理者の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。）  
又は港湾隣接地域内の公共空地を占用する場合

### 確認方法・手続き内容

港湾台帳により管理されているため、港湾区域又は港湾隣接地域内に該当するか否かを当該港湾の港湾管理者に照会するとともに、当該港湾の港湾計画に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」が設定されているかを確認する。

占用許可申請書等を提出し、港湾管理者の占用許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

当該港湾の港湾管理者にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

当該港湾の港湾管理者

### 手続きの参考ウェブサイト

「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針 Ver.1」]

「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－ ver.1」  
(国土交通省 HP)

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk4\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000008.html)

## 漁港の区域内の水域等における占用等の許可 (漁港漁場整備法)

漁港の区域内において発電設備の設置工事に伴い水面の占用等を行う場合、事前に漁港管理者の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等をする場合

### 確認方法・手続き内容

申請書を提出し、漁港管理者の許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

都道府県等の漁港管理担当部局にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

漁港管理者である都道府県等の漁港管理担当部局

### 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の漁港管理者HP参照

## 温泉の掘削の許可等手続 (温泉法)

地熱発電を行うために温泉を掘削する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合

### 確認方法・手続内容

掘削しようとする土地の所在、湧出路の口径、深さ、その他掘削の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

各都道府県にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

### 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省 HP）

<http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html>

## 温泉の採取の許可等手続 (温泉法)

地熱発電を行うために既存の源泉から温泉水を採取する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合

### 確認方法・手続内容

温泉の採取を行おうとする土地の所在、設備の配置図、構造図、メタンの濃度及び量の測定結果等を都道府県知事に申請して許可等を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

各都道府県にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

### 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省 HP）

<http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html>

## 増掘又は動力の装置の許可等手続 (温泉法)

地熱発電を行うために源泉の増掘やポンプ等を設置する場合、事前に都道府県の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置する場合

### 確認方法・手続内容

増掘等をしようとする土地の所在、温泉の湧出量、温度、成分、増掘後の湧出路の口径、深さ、その他増掘の工事の施工方法等を都道府県知事に申請して許可を受けなければならない。

#### 【標準処理期間】

各都道府県にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県担当窓口

### 手続きの参考ウェブサイト

温泉法の概要（環境省 HP）

<http://www.env.go.jp/nature/onsen/outline/index.html>

## 高圧ガス貯蔵所設置届 (高圧ガス保安法)

発電事業の実施に際して一定量以上の高圧ガスを使用する場合、事前に都道府県への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合

※例えば、アンモニアの貯蔵容量によって、設置届出や設置許可申請が必要となる。

### 確認方法・手続き内容

あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（「第二種貯蔵所」）において実施しなければならない。

### 問い合わせ先・提出先

都道府県の産業保安部局

### 手続きの参考ウェブサイト

高圧ガスの貯蔵（経済産業省 HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/detail/yougo\\_chozou.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/detail/yougo_chozou.html)

# 河川の流水の占用の許可等手続 (河川法)

発電のために河川の流水を取水する場合や、河川区域内に発電設備等を設置する場合、事前に河川管理者の許可等が必要です。

## 手続が必要となる場合

(流水の占用の許可)

河川の流水を取水して発電をしようとする場合

(流水の占用の登録)

既に許可を受けた流水等のみを利用して発電をしようとする場合

(土地の占用の許可)

河川区域内の土地を占有しようとする場合

(工作物の新築等の許可)

河川区域内に工作物を新築、改築又は除去しようとする場合

## 確認方法・手続内容

(流水の占用の許可)、(土地の占用の許可)、(工作物の新築等の許可)

申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。

(流水の占用の登録)

申請書を提出し、河川管理者の登録を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

(流水の占用の許可)、(土地の占用の許可)、(工作物の新築等の許可)

5ヶ月を目安とする(最大出力 1,000kw 未満)。

(流水の占用の登録)

1ヶ月を目安とする。ただし、登録の申請とともに法 24 条等の許可の申請がなされる場合にあっては、3ヶ月を目安とする。

## 問い合わせ先・提出先

河川区域を管理する地方整備局等の事務所又は都道府県等の担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

水利権申請の手続 (国土交通省 HP)

<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/>

## 準用事業の開始の届出 (ガス事業法)

バイオガスを製造・使用等する事業を行う場合、国への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

バイオガスの製造（発生）能力又は供給能力に関わらず

- ①家畜排せつ物を原料として発酵槽でバイオガスを発生させ、自ら燃料として使用する場合
- ②発生させたバイオガス等を特定導管以外の導管で特定の者に供給する場合

### 確認方法・手続き内容

準用事業の開始届出書に必要事項を記載し、事業開始後、遅滞なく産業保安監督部長へ届出なければならない。

なお、バイオガスの製造（発生）能力又は供給能力が一定規模以上の場合には、当該設備に技術基準適合義務等の保安規制が適用されますので、事業開始前に産業保安監督部等に相談するようにしてください。

### 問い合わせ先・提出先

各地方の産業保安監督部等

### 手続きの参考ウェブサイト

ガス事業法のページ（経済産業省 HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/law6.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/law6.html)

# 大気汚染に関する届出 (大気汚染防止法)

ばい煙の発生や水銀等の排出を伴う設備を設置する場合、事前に都道府県等への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

工場又は事業場にばい煙発生施設を設置しようとする場合

工場又は事業場に水銀排出施設を設置しようとする場合

なお、設置しようとするばい煙発生施設や水銀排出施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続に代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

## 確認方法・手続内容

ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置してはならない。

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとする際、必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る水銀排出施設を設置してはならない。

なお、ばい煙発生施設と水銀排出施設の両方に該当する場合は、両方の届出が必要となる。

## 問い合わせ先・提出先

都道府県等の環境部局等

(電気工作物の場合)

各地方の産業保安監督部

## 手続きの参考ウェブサイト

大気汚染防止法の概要 (環境省 HP)

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/>

水銀大気排出対策 (環境省 HP)

[http://www.env.go.jp/air/suigin/post\\_11.html](http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html)

# ①一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続

# ②産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可手続

## (廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理業)

バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために収集・運搬等を行う場合、事前に市町村等の許可が必要です。

### 手続きが必要となる場合

- ①一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合
- ②産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合

### 確認方法・手続内容

- ①一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村長の許可を受けなければならない。
  - ②産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
- ※政令市とは、政令指定都市、中核市、大牟田市をいう（同施行令第27条）

#### 【標準処理期間】

各都道府県又は市町村にお問い合わせください。

### 問い合わせ先・提出先

- ①一般廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は市町村
- ②産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合は都道府県又は政令市

### 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県又は市町村HP参照

# ①一般廃棄物処理施設の設置許可手続

## ②産業廃棄物処理施設の設置許可手続

### (廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物処理施設)

バイオマス発電の燃料として一般廃棄物や産業廃棄物を用いるために処理施設を設置する場合、事前に都道府県等の許可が必要です。

#### 手続が必要となる場合

- ①一般廃棄物処理施設につき、一定規模以上の処理施設を設置する場合
- ②産業廃棄物処理施設につき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に規定する処理施設を設置する場合

#### 確認方法・手続内容

- ①一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
  - ②産業廃棄物処理施設を設置する場合には都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければならない。
- ※政令市とは、政令指定都市、中核市、大牟田市をいう（同施行令第27条）

#### 【標準処理期間】

各都道府県又は政令市にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先・提出先

- ①一般廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市
- ②産業廃棄物処理施設を設置する場合は都道府県又は政令市

#### 手続きの参考ウェブサイト

※許可申請先の都道府県又は政令市HP参照

# 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可手続 (土地区画整理法)

土地区画整理事業の施工地区内において、発電設備等の設置のため開発行為を行う場合、事前に国等の許可が必要です。

## 手続きが必要となる場合

施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合

※移動の容易でない物件…その重量が5トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く）

## 確認方法・手続内容

都道府県等の区画整理担当部局等へ問合せ、土地区画整理事業の計画により、施行区域内に該当するか否かを確認する。

組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった日後、換地処分の公告がある日までの期間において、上記の行為を行おうとするとき、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

### 【標準処理期間】

都道府県等の区画整理担当部局等にお問い合わせください。

## 問い合わせ先・提出先

都道府県等の区画整理担当部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

土地区画整理事業（国土交通省 HP）

[http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html)

# 騒音規制に関する届出手続 (騒音規制法)

騒音の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合、事前に市町村への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(特定施設の設置)

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合

なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

(特定建設作業の実施)

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

## 確認方法・手続き内容

(特定施設の設置)

特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、市町村長に届け出なければならない。

(特定建設作業の実施)

特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、市町村長に届け出なければならない。

## 問い合わせ先・提出先

市区町村役場公害担当部局等

(電気工作物の場合)

各地方の産業保安監督部

## 手続きの参考ウェブサイト

騒音規制法の概要 (環境省 HP)

<http://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html>

# 振動規制に関する届出手続 (振動規制法)

振動の規制が行われる指定地域で施設を設置しようとする場合、事前に市町村への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

(特定施設の設置)

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合

なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

(特定建設作業の実施)

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

## 確認方法・手続き内容

(特定施設の設置)

特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、市町村長に届け出なければならない。

(特定建設作業の実施)

特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、市町村長に届け出なければならない。

## 問い合わせ先・提出先

市区町村役場公害担当部局等

(電気工作物の場合)

各地方の産業保安監督部

## 手続きの参考ウェブサイト

振動規制法の概要 (環境省 HP)

<http://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html>

# 水質汚濁に関する施設設置の届出手続 (水質汚濁防止法)

排水の水質の規制が必要な特定施設等を設置する場合、事前に都道府県等への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

### <特定施設>

工場又は事業場から公共水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合  
また、熱水の導出先の施設が水質汚濁防止法上の特定事業場に該当する場合には、その事業場からの公共水域への排水等については水質汚濁防止法に基づく規制が適用される。  
なお、特定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

### <有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設>

有害物質の製造、使用、処理を行う特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する場合又は有害物質を含む水を貯蔵する指定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置する場合  
なお、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が電気事業法で規定される電気工作物である場合には、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要となる。

## 確認方法・手続き内容

都道府県知事等に届け出なければならない。届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置してはならない。

## 問い合わせ先・提出先

都道府県等の環境部局等  
(電気工作物の場合)  
各地方の産業保安監督部

## 手続きの参考ウェブサイト

※届出先の都道府県等のHP参照

## 空港周辺における建物等設置の制限 (航空法)

空港周辺において、発電設備等を設置しようとする場合、制限表面の高さを確認し、その高さを超えないようにしなくてはなりません。

### 手続きが必要となる場合

空港周辺に設定された制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件（クレーン作業等一時的なものを含む）について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されている。

※航空機の安全な離着陸のため、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があり、空港周辺に「制限表面」を設定している。

### 確認方法・手続内容

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、事前に、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認する必要がある。

### 問い合わせ先・提出先

各々の空港を所管する各空港事務所

### 手続きの参考ウェブサイト

空港周辺における建物等設置の制限（国土交通省東京航空局 HP）

<http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/O2.html>

空港周辺における建物等設置の制限（国土交通省大阪航空局 HP）

<http://ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

## 昼間障害標識設置物件の届出 (航空法)

昼間において航空機からの視認が困難な発電設備等に昼間障害標識を設置した場合、国への届出が必要です。

### 手続きが必要となる場合

昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の物件で地表又は水面から 60 メートル以上の高さのものの設置者が、当該物件に昼間障害標識を設置した場合

### 確認方法・手続き内容

遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

### 問い合わせ先・提出先

地方航空局の航空灯火・電気技術課

### 手続きの参考ウェブサイト

航空障害灯・昼間障害標識／風力発電機の位置情報提供（国土交通省東京航空局 HP）

[http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial\\_beacon/O1.html](http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/O1.html)

# 伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出 (電波法)

伝搬障害防止区域に発電設備等を設置する場合で、一定の高さ以上となる場合、事前に国への届出が必要です。

## 手続きが必要となる場合

発電所建設地が伝搬障害防止区域（重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める）に指定されており、発電施設の最高部が31mを超える場合

## 確認方法・手続き内容

伝搬障害防止区域図により管理されているため、伝搬障害防止区域内に該当するか否かを地方総合通信局無線通信部局等に照会する。

高層建築物等予定工事届等を総務大臣へ届け出なければならない。

### 【標準処理期間】

3週間

## 問い合わせ先・提出先

地方総合通信局無線通信部局等

## 手続きの参考ウェブサイト

電波伝搬障害防止制度（総務省 HP）

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/obstacle/>

# 資金を調達する

## 再生可能エネルギー事業支援メニュー

## 再生可能エネルギー事業支援メニュー 目次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 支援メニュー概要一覧       | 108 |
| 各種支援施策           |     |
| 1. 設備導入          | 116 |
| 2. 実証・モデル事業      | 141 |
| 3. 調査            | 150 |
| 4. 研究開発・その他      | 158 |
| 電源 / フェーズ別支援メニュー | 174 |

### 使い方

「支援メニュー概要一覧」では、利用できる施策を設備導入、実証・モデル事業、調査、研究開発・その他に分類し、支援制度を探ることができるようになっています。

「電源別 / フェーズ別支援メニュー」では、再生可能エネルギー事業支援メニューを電源別（太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、蓄電池、その他（再エネ熱、送電線等））、フェーズ別（設備導入、実証・モデル事業、調査、研究開発・その他）に分類し、利用できる支援制度が一覧できるようになっています。

※各項目に該当する施策を表示しておりますので、1つの施策が複数の項目に表示されていることがあります。

### 留意事項

1. 掲載されている施策の内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。
3. 支援施策が採択された場合であっても、関連する許認可手続きについては、申請者の責任において確実に手続を実施してください。

## 支援施策概要一覧

|             | 概 要                                    | 施 策 名   | 太 | 風 | 地 | 中 | バ | 蓄 | そ | 頁   |
|-------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
|             |  |   | 陽 | 力 | 熱 | 小 | イ | 電 | 他 |     |
| 設           |  |   | 光 | 力 | 熱 | 水 | オ | 池 |   |     |
| 備<br>導<br>入 | 融資を受けたい                                | 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）  |   |   |   |   |   |   |   | 116 |
|             | 税制の優遇を受けたい                             | 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）  |   |   |   |   |   |   |   | 117 |
|             | 税制の優遇を受けたい                             | 住宅省エネリフォーム減税（投資型）   |   |   |   |   |   |   |   | 118 |
|             | 税制の優遇を受けたい                             | 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）                                      |   |   |   |   |   |   |   | 119 |
|             | 税制の優遇を受けたい                             | バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル） |   |   |   |   |   |   |   | 120 |
|             | 再生可能エネルギー熱利用設備を導入したい                   | 再生可能エネルギー熱事業者支援事業費補助金   |   |   |   |   |   |   |   | 121 |
|             | 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備の導入等をしたい | 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業  |   |   |   |   |   |   |   | 122 |
|             | 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい             | 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））            |   |   |   |   |   |   |   | 123 |

## 支援施策概要一覧

|                  | 概 要                                 | 施 策 名                                     | 太 | 風 | 地 | 中 | バ | 蓄 | そ | 頁   |
|------------------|-------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
|                  |                                     |   | 陽 | 力 | 熱 | 小 | イ | 電 | 他 |     |
| 設                |                                     |   | 光 | 力 |   | 水 | オ | 池 |   |     |
| 導                |                                     |   |   |   |   | 力 | マ |   |   |     |
| 入                |                                     |   |   |   |   |   | ス |   |   |     |
| 設<br>備<br>導<br>入 | 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい          | 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業<br>(避難解除区域等支援事業) |   |   |   |   |   |   |   | 124 |
|                  | 農山漁村活性化のために整備された施設等に再生可能エネルギーを供給したい | 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）                    |   |   |   |   |   |   |   | 125 |
|                  | 公立学校に太陽光発電設備等を導入したい                 | 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）                 |   |   |   |   |   |   |   | 126 |
|                  | 着床式洋上ウィンドファームを導入したい                 | 洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業       |   |   |   |   |   |   |   | 127 |
|                  | 既存の水力発電設備が、増出力または増電力量するための設備更新をしたい  | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事等事業）            |   |   |   |   |   |   |   | 128 |
|                  | 農業水利施設を活用した小水力発電を行いたい               | 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）                   |   |   |   |   |   |   |   | 129 |
|                  | バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい              | 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援）               |   |   |   |   |   |   |   | 130 |
|                  | バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい              | 農林漁業施設資金（共同利用施設 - バイオマス利活用施設）             |   |   |   |   |   |   |   | 131 |

## 支援施策概要一覧

|      | 概要                                  | 施策名                                  | 太陽光 | 風力 | 地熱 | 中小水力 | バイオマス | 蓄電池 | その他 | 頁   |
|------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----|----|----|------|-------|-----|-----|-----|
|      |                                     |                                      |     |    |    |      |       |     |     |     |
| 設備導入 | 木質バイオマスを利用する施設を導入したい                | 林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）        |     |    |    |      |       |     |     | 132 |
|      | 下水道バイオマス・下水熱を活用したい                  | 社会資本整備総合交付金                          |     |    |    |      |       |     |     | 133 |
|      | 廃棄物由来のエネルギーを有効活用したい                 | 低炭素型廃棄物処理支援事業（低炭素型設備等導入支援）           |     |    |    |      |       |     |     | 134 |
|      | 地域で活用されていない資源を利用し、地域の低炭素社会づくりを推進したい | 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業 |     |    |    |      |       |     |     | 135 |
|      | 再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい          | 再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業             |     |    |    |      |       |     |     | 136 |
|      | ゼロエネルギー住宅を建てたい                      | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業                 |     |    |    |      |       |     |     | 137 |
|      | 地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい            | 地域低炭素投資促進ファンド事業                      |     |    |    |      |       |     |     | 138 |
|      | 低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい         | 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業） |     |    |    |      |       |     |     | 139 |

## 支援施策概要一覧

|          | 概要  | 施策名  | 太陽光 | 風力 | 地熱 | 中小水力 | バイオマス | 蓄電池 | その他 | 頁   |
|----------|---|--|-----|----|----|------|-------|-----|-----|-----|
| 設備導入     | 再生可能エネルギー設備を、頭金の負担無く導入したい                   | エコリース促進事業  |     |    |    |      |       |     |     | 140 |
| 実証・モデル事業 | 地産地消型のエネルギーシステムを構築するための調査・計画策定や設備導入をしたい     | 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業） |     |    |    |      |       |     |     | 141 |
|          | 地域農業の特色に合わせた営農型太陽光発電の高収益農業を実証したい            | 食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証）                 |     |    |    |      |       |     |     | 142 |
|          | 水力発電の新技术について実際に発電機を用いて、実証したい                | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）                 |     |    |    |      |       |     |     | 143 |
|          | 自治体等と連携し、ゾーニングにおける環境保全と両立した風力発電の導入を計画的に進めたい | 風力発電に係るゾーニング実証事業                                 |     |    |    |      |       |     |     | 144 |
|          | 小水力発電設備や省エネ設備を導入したい                         | 上下水道システムにおける省CO2化推進事業                            |     |    |    |      |       |     |     | 145 |
|          | 廃棄物焼却施設の余熱等を有効利用したい                         | 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業                   |     |    |    |      |       |     |     | 146 |
|          | 下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証したい                   | 下水道革新的技術実証事業                                     |     |    |    |      |       |     |     | 147 |

## 支援施策概要一覧

|          | 概要                                      | 施策名   | 太陽光 | 風力 | 地熱 | 中小水力 | バイオマス | 蓄電池 | その他 | 頁   |
|----------|---|---|-----|----|----|------|-------|-----|-----|-----|
| 実証・モデル事業 | バイオマスエネルギーによる経済的に自立したシステムを構築したい         | バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業                    |     |    |    |      |       |     |     | 148 |
|          | 省エネルギービルを建てたい                           | ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業                         |     |    |    |      |       |     |     | 149 |
| 調査       | 農山漁村の活性化を目指した「再生可能エネルギーの地産地消」の導入に取り組みたい | 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業                    |     |    |    |      |       |     |     | 150 |
|          | 農業水利施設を活用した小水力等発電を行いたい                  | 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業                         |     |    |    |      |       |     |     | 151 |
|          | 地熱発電を行うために有望地域や発電の可能性について調査したい          | 地熱資源量の把握のための調査事業費補助金                        |     |    |    |      |       |     |     | 152 |
|          | 近所の川や農業用水路で水力発電の事業性を評価したい               | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（民間事業者等）） |     |    |    |      |       |     |     | 153 |
|          | 水力発電の有望地点を調査し、事業者を公募したい                 | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（地方公共団体）） |     |    |    |      |       |     |     | 154 |
|          | 既存の水力発電設備が、増出力または増電力量できるか調査したい          | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調査事業）               |     |    |    |      |       |     |     | 155 |

## 支援施策概要一覧

|          | 概要  | 施策名   | 太陽光 | 風力 | 地熱 | 中小水力 | バイオマス | 蓄電池 | その他 | 頁   |
|----------|---|---|-----|----|----|------|-------|-----|-----|-----|
| 調査       | 年間に利用可能な木質バイオマス資源の賦存量を調査し、再生可能エネルギー設備を導入したい | 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業                     |     |    |    |      |       |     |     | 156 |
|          | 廃棄物発電を有効活用し収集運搬の低炭素化を図りたい                   | 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業                             |     |    |    |      |       |     |     | 157 |
| 研究開発・その他 | 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい                  | 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業） |     |    |    |      |       |     |     | 158 |
|          | 新エネルギーに関する新たな技術を開発したい                       | ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業                               |     |    |    |      |       |     |     | 159 |
|          | 太陽光発電の発電コスト低減に貢献したい                         | 太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業                                   |     |    |    |      |       |     |     | 160 |
|          | 温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術開発について知りたい             | 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）   |     |    |    |      |       |     |     | 161 |
|          | 再生可能エネルギー熱利用について技術開発により効率向上・低コスト化したい        | 再生可能エネルギー熱利用技術開発事業                                      |     |    |    |      |       |     |     | 162 |
|          | 地熱発電について技術開発により効率向上・低コスト化したい                | 地熱発電技術研究開発事業  |     |    |    |      |       |     |     | 163 |

## 支援施策概要一覧

|          | 概 要                               | 施 策 名  | 太 | 風 | 地 | 中 | バ | 蓄 | そ | 頁   |
|----------|-----------------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|-----|
|          |                                   |  | 陽 | 力 | 熱 | 小 | イ | 電 | 他 |     |
|          |                                   |  | 光 |   |   | 水 | オ | 池 |   |     |
| 研究開発・その他 | 地熱発電を行うための探査及び発電所の建設を行いたい         | 地熱資源探査出資等事業  |   |   |   |   |   |   |   | 164 |
|          | 優れた環境技術を普及させたい                    | 環境技術実証事業（ETV 事業）   |   |   |   |   |   |   |   | 165 |
|          | 木質バイオマスの熱利用・熱電併給の導入に取り組みたい        | 林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策）                                   |   |   |   |   |   |   |   | 166 |
|          | 事業者や地域住民等と風力発電導入に向けた合意形成を図りたい     | 新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地方公共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業（風力発電地域協議会）） |   |   |   |   |   |   |   | 167 |
|          | 地域住民等の地熱開発に対する理解を促進したい            | 地熱発電に対する理解促進事業費補助金   |   |   |   |   |   |   |   | 168 |
|          | 地域とのコミュニケーションを図り、地域と水力発電の共生を促進したい | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）                               |   |   |   |   |   |   |   | 169 |
|          | 水力発電の建設、運転・保守等に対する人材育成を行いたい       | 水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）                                      |   |   |   |   |   |   |   | 170 |
|          | 浮体式洋上風力発電施設を導入したい                 | 浮体式洋上風力発電施設の安全認証   |   |   |   |   |   |   |   | 171 |

## 支援施策概要一覧

|          | 概要                | 施策名               | 太陽光 | 風力 | 地熱 | 中小水力 | バイオマス | 蓄電池 | その他 | 頁   |
|----------|-------------------|-------------------|-----|----|----|------|-------|-----|-----|-----|
| 研究開発・その他 | 海洋エネルギー発電施設を導入したい | 海洋エネルギー発電施設の安全認証  |     |    |    |      |       |     |     | 172 |
|          | 小水力発電を導入したい       | 小水力発電プロジェクト形成支援窓口 |     |    |    |      |       |     |     | 173 |

## 融資を受けたい

### 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）

中小企業における非化石エネルギーの導入促進を図るため、非化石エネルギー設備を取得するために必要な設備資金を融資します。

#### ■対象者

非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者

#### ■支援内容

##### ◆貸付期間

20年以内

##### ◆貸付限度額

中小企業事業：7億2千万円以内

国民生活事業：7千2百万円以内

※特利限度額4億円

##### ◆貸付利率

##### 【基準利率】

太陽光発電

【特別利率①】※基準金利-0.4%

太陽光発電（10kW以上の自家消費型）、地中熱、太陽熱

【特別利率②】※基準金利-0.65%

風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（発電・熱利用・燃料製造）、温度差エネルギー、雪氷熱

##### ◆貸付利率の具体例

中小企業事業：基準金利1.16%、国民生活事業：基準金利1.81%

※利率は中小企業事業及び国民生活事業ともに5年以内貸付の場合（2018年4月11日現在）。ただし適用利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（発電・熱利用・燃料製造）、太陽熱、地中熱、温度差エネルギー、雪氷熱

#### ■利用方法

株式会社日本政策金融公庫に相談して下さい。

#### 問い合わせ先：

株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）

## 税制の優遇を受けたい

### 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）

青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、事業の用に供した場合に、取得価額の20%特別償却できる税制優遇が受けられる制度です。

#### ■対象者

青色申告書を提出する個人又は法人

#### ■支援内容

普通償却に加えて取得価額の20%相当額を限度として償却できる特別償却

※固定価格買取制度との併用可

※国又は地方公共団体の補助金や、法人税や所得税等の国税に対する他の税制優遇措置との併用は不可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

| 対象設備                          | 各設備の要件   |
|-------------------------------|--|
| 中小水力発電設備（3万kW未満）              | ○1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの<br>200kW未満……………272万円/kW<br>200kW以上1,000kW未満……109万円/kW<br>1,000kW以上3万kW未満……39万円/kW  |
| 地熱発電設備（1,000kW以上）             | ○設備利用率80%を超えると見込まれるもの  |
| バイオマス利用装置                     | —  |
| 木質バイオマス発電設備（2万kW未満）           | ○木質バイオマス燃料の年間利用率80%を超えると見込まれるもの<br>○下記のいずれかを満たすもの<br>・設備利用率80%を超えると見込まれるもの<br>・熱電併給を行うもの<br>・1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの<br>2,000kW未満……………62万円/kW<br>2,000kW以上2万kW未満……41万円/kW |
| 木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h）         | ○木質バイオマス燃料の年間利用率が80%を超えると見込まれるもの<br>○装置のうち、ボイラーの熱効率80%を超えるもの   |
| バイオマス利用メタンガス製造装置              | ○熱電併給を行うもの   |
| 風力発電装置専用機械類                   | —  |
| 周波数変動制御装置                     | ○接続される風力発電装置の発電出力が1万kW以上のもの<br>(遠隔出力制御装置は、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。)   |
| 発電出力制御装置<br>(ウィンドファームコントローラー) |  |
| 異常検出装置<br>(コンディションモニタリングシステム) |  |
| 遠隔出力制御装置                      |  |
| 定置用蓄電設備                       | ○蓄電出力が接続される再エネ設備※の発電出力と比較して同等以下のもの   |
| 電線路（自営線）                      | ○再エネ設備※のいずれか又はその附属設備と接続するもの<br>○再エネ設備※を所有する者が維持し運用するもの   |

※太陽光発電設備（10kW以上）、風力発電設備（1万kW以上）、本税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置

#### ■事業年数

平成30年(2018年)4月1日から平成32年(2020年)3月末日までの間に対象設備を取得することが必要です。

#### ■利用方法

確定申告時に税務署に必要書類を提出して下さい。

#### 問い合わせ先：

##### 【税務手続きの詳細】

所轄の税務署

##### 【その他の問合せ】

資源エネルギー庁新エネルギー課

※省エネ部分の措置については、資源エネルギー庁省エネルギー課

## 税制の優遇を受けたい

### 住宅省エネリフォーム減税（投資型）

自らが所有し、居住する住宅に対して、ローンの借入れの有無に関わらず一定の省エネ改修工事（同時に設置する太陽光発電設備の設置工事を含む。）を行った場合の税制優遇措置です。

#### ■対象者

個人

#### ■支援内容

標準的な工事費用相当額の 10%を 25 万円を上限に所得税から控除。但し、太陽光発電設備を設置する場合は、控除上限額 35 万円。

※一定の要件を満たす窓の省エネ改修工事が必須。

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、再エネ熱（太陽熱利用）、燃料電池

#### ■利用方法

確定申告時に税務署に必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先：

所轄の税務署

## 税制の優遇を受けたい

### 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置です。

#### ■対象者

再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者

#### ■支援内容

固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減。

| 太陽光発電設備<br>(10kW以上) |                     | 風力発電設備     |                     | 中小水力発電設備      |                  | 地熱発電設備        |                  | バイオマス発電設備<br>(2万kW未満) |                  |
|---------------------|---------------------|------------|---------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 1,000kW<br>以上       | 3/4<br>(7/12~11/12) | 20kW<br>以上 | 2/3<br>(1/2~5/6)    | 5,000kW<br>以上 | 2/3<br>(1/2~5/6) | 1,000kW<br>以上 | 1/2<br>(1/3~2/3) | 1万kW<br>以上            | 2/3<br>(1/2~5/6) |
| 1,000kW<br>未満       | 2/3<br>(1/2~5/6)    | 20kW<br>未満 | 3/4<br>(7/12~11/12) | 5,000kW<br>未満 | 1/2<br>(1/3~2/3) | 1,000kW<br>未満 | 2/3<br>(1/2~5/6) | 1万kW<br>未満            | 1/2<br>(1/3~2/3) |

※軽減率について、各自治体が一定の幅(上記の $\pm 1/6$ )で独自に設定できる「わがまち特例」対象です。

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電（再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り）、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電（2万kW未満）

※太陽光発電以外は、固定価格買取制度の認定を受けたものに限り

#### ■事業年数

平成30年(2018年)4月1日から平成32年(2020年)3月末日までの間に対象設備を取得することが必要です。

#### ■利用方法

設備所在の市区町村に必要書類を提出して下さい。

#### 問い合わせ先：

設備所在の都道府県・市区町村

## 税制の優遇を受けたい

### バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置 (バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル)

「農林漁業バイオ燃料法(平成20年法律45号)」に基づく「認定生産製造連携事業計画」に従って、バイオ燃料製造設備を新設した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

#### ■対象者

法に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を受けた製造事業者

#### ■支援内容

「認定生産製造連携事業計画」に従って新設したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制(再エネ部分)との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

その他(バイオマス燃料製造)

#### ■利用方法

確定申告時に地方自治体税務担当に必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先:

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

TEL: 03-6738-6479

FAX: 03-6738-6552

# 再生可能エネルギー熱利用設備を導入したい

## 再生可能エネルギー熱事業者支援事業費補助金

民間事業者が導入する、木質バイオマスや地中熱等を利用した再生可能エネルギー熱利用設備の費用を補助します。

### ■対象者

再生可能エネルギー熱利用設備導入事業を行う民間事業者（民間企業及び青色申告を行っている個人事業者）

### ■支援内容

再生可能エネルギー利用設備の導入経費に対する補助

補助金額：補助対象経費の1/3以内

（民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業又は地域内エコシステムの構築に向けた取組として、木質バイオマス熱利用又は木質バイオマス燃料製造を導入する事業の場合、補助対象経費の2/3以内）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

#### ◆熱利用設備

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、雪氷熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

（共通要件）

熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合（再エネ率）が10%以上、または再生熱の年間総発熱量が200GJ以上。

再エネ熱の種類毎に要件あり。

### ■予算額

28.0 億円

### ■事業年数

原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大4年まで複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

公募期間内に一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に必要書類を提出してください。

必要書類については SII のホームページをご覧ください。

### 問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

<http://sii.or.jp/> TEL：03-5565-3850

# 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備の導入等をしたい

## 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応する取組等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を支援します。

### ■対象者

地方公共団体、非営利法人、民間事業者等（民間団体等を介した間接補助）

### ■支援内容

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業  
補助率：1／3、1／2、2／3
2. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業  
補助率：定額（上限 1,000 万円）
3. 温泉熱多段階利用推進調査事業  
補助率：定額（上限 2,000 万円）
4. 離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業  
補助率：2／3
5. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業  
補助率：1／2、2／3
6. 再生可能エネルギー事業者支援事業費  
補助率：1／3、1／2、2／3
7. 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業
  - ア 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム事業化計画策定事業  
補助率：定額（上限 1,000 万円）
  - イ 再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム導入事業  
補助率：1／2
8. 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業  
補助率 1／2

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### ■予算額

54.0 億円

### ■事業年数

原則単年度（平成 31 年 2 月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難であると確認できる事業については、原則 3 年まで複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

補助事業者が行う公募に申し込んでください。

### 問い合わせ先：

公益財団法人 日本環境協会（平成 30 年度補助事業者）

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業事務局

TEL：03-6231-0481、0487

FAX：03-6231-0489

E-mail：saiene@japan.email.ne.jp

# 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

## 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギーの導入支援事業(発電設備等))

福島県の阿武隈山地や県沿岸部における再生可能エネルギー導入拡大のため共用送電線に接続する発電設備やそれに付帯する蓄電池・送電線等の導入を支援します。

### ■対象者

発電事業を行う民間事業者等(法人及び青色申告を行っている個人事業者)、非営利民間団体及び地方公共団体等

※「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」に参画すること。協議会参画の条件は、以下のとおり。

①協議会趣旨に賛同し、協議会に負担金(100万円/MW)を毎年拠出すること。

②福島県に本社を有し、資本金の1/3以上が県内資本であること。

③事業にかかる総事業費の1/2以上が原則、県内投融資であること。

④事業が市町村復興計画に適合していること。

※リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は1申請について1社とする。

### ■支援内容

補助率：発電設備1/10以内(上限3億円)、蓄電池・送電線等1/2以内(上限15億円)

※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電(50kW以上)

風力発電(500kW以上)

地熱発電(規模要件なし)

中小水力発電(5,000kW以下)

バイオマス発電(50kW以上)

### ■予算額

75億円の内数

### ■事業年数

原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大8年まで複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### 問い合わせ先：

福島県企画調整部エネルギー課

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

TEL:024-521-8417

# 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

## 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）

福島県の避難解除区域等において、発電事業の収益の一部を復興活動に活用する再生可能エネルギー発電事業について、発電設備、蓄電池・送電線等の導入を支援します。

### ■対象者

発電事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等

※「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」に参画すること。協議会参画の条件は、以下のとおり。

①協議会趣旨に賛同し、協議会に負担金（100万円/MW）を毎年拠出すること。

②福島県に本社を有し、資本金の1/3以上が県内資本であること。

③事業にかかる総事業費の1/2以上が原則、県内投融資であること。

④事業が市町村復興計画に適合していること。

※リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は1申請について1社とする。

### ■支援内容

補助率：発電設備 1/10 以内（上限 3 億円）、蓄電池・送電線等 2/3 以内（上限 7 億円）

うち福島県内に本社を有する中小企業等については

発電設備 1/5 以内（上限 6 億円）、蓄電池・送電線等 2/3 以内（上限 7 億円）

※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電（50kW 以上）

風力発電（500kW 以上）

地熱発電（規模要件なし）

中小水力発電（1,000kW 以下）

バイオマス発電（50kW 以上）

### ■予算額

92.0 億円

### ■事業年数

原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大5年まで複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### 問い合わせ先：

福島県企画調整部エネルギー課

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

TEL:024-521-8417

## 農山漁村活性化のために整備された施設等に 再生可能エネルギーを供給したい

### 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村への定住や地域間交流等を図るために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等に係る発電設備の整備を支援します。

#### ■対象者

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

#### ■支援内容

1 / 2等

（※固定価格買取制度を活用して売電を行う場合、交付金の交付対象とはなりません。）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電

#### ■予算額

28.3 億円の内数

#### ■事業年数

原則3年以内

（ただし、不測の事態の発生等を考慮し、最大5年まで可）

#### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

#### 問い合わせ先：

○農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課 活性化支援班 TEL：03-3501-0814

○各地方農政局 農村振興部 地域整備課

（東北農政局）TEL：022-263-1111（内線 4171）

（関東農政局）TEL：048-740-0115

（北陸農政局）TEL：076-232-4726

（東海農政局）TEL：052-223-4639

（近畿農政局）TEL：075-414-9553

（中国四国農政局）TEL：086-224-9422

（九州農政局）TEL：096-300-6510

# 公立学校に太陽光発電設備等を導入したい

## 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）

太陽光発電設備等を設置するために必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ります。

### ■対象者

地方公共団体〔幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、高等学校（産業教育施設のみ）、特別支援学校（幼稚部、小中学部、高等部）、共同調理場〕

### ■支援内容

交付金

算定割合：1／2

※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備、蓄電池

### ■予算額

288 億円の内数

### ■事業年数

単年度

### ■利用方法

学校施設環境改善交付金交付要綱をご確認ください。

### 問い合わせ先：

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課技術係

TEL：03-6734-2078

FAX：03-6734-3743

## 着床式洋上ウィンドファームを導入したい

### 洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業

洋上風力発電の導入を推進するため、着床式洋上ウィンドファームの開発初期に行う風況精査、海域調査等、風車、基礎、海底ケーブル、変電所等の調査・設計にかかる費用の一部について支援します。

#### ■対象者

事業者等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の1/2

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電（着床式洋上風力発電に限る）

#### ■予算額

10.0 億円

#### ■事業年数

平成 25 年度～平成 34 年度

#### ■利用方法

NEDO の事業公募時に必要書類を提出してください。

必要書類については NEDO にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先：

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5273

FAX：044-520-5276

## 既存の水力発電設備が、増出力または増電力量するための 設備更新をしたい

### 水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事等事業）

水力発電の既存設備の有効利用を図るため、更新及び改造等を行います。

#### ■対象者

民間事業者等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の1／3以内

※補助対象経費は、増出力等を図るための、機械装置、構築物等。

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

#### ■予算額

21.0 億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度（平成30年2月末日まで）

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

## 農業水利施設を活用した小水力発電を行いたい

### 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

農業水利施設を活用した小水力発電に係る整備等費用の一部補助をします。

#### ■対象者

都道府県、市町村、土地改良区等

#### ■支援内容

補助金額：1 / 2 ほか

※固定価格買取制度との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電

#### ■予算額

916.5 億円の内数

#### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

#### 問い合わせ先：

（農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーに関する窓口）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/madoguchi.html>

農林水産省 農村振興局整備部 水資源課 保全対策班

TEL：03-3502-6246

## バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい

### 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援）

- ①バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。
- ②バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援します。

#### ■対象者

バイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

#### ■支援内容

補助率

① 1/2 以内

② 1/3 以内、1/2 以内

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可（①に限る）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

#### ■予算額

16.7 億円の内数

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

#### 問い合わせ先：

○農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 TEL：03-6738-6479 / FAX：03-6738-6552

○各地方農政局等

（北海道農政事務所事業支援課）TEL：011-330-8810

（東北農政局食品企業課）TEL：022-221-6146

（関東農政局食品企業課）TEL：048-740-0336

（北陸農政局食品企業課）TEL：076-232-4149

（東海農政局食品企業課）TEL：052-746-6430

（近畿農政局食品企業課）TEL：075-414-9024

（中国四国農政局食品企業課）TEL：086-222-1358

（九州農政局食品企業課）TEL：096-300-6335

（沖縄総合事務局食料産業課）TEL：098-866-1673

## バイオマスを活用した施設の整備に取り組みたい

### 農林漁業施設資金（共同利用施設 - バイオマス利活用施設）

日本政策金融公庫が、バイオマスを活用する共同利用使用施設の整備について、長期低利の融資で支援します。

#### ■対象者

農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、森林組合、水産業共同組合、5割法人・団体及び農林業振興法人等

#### ■支援内容

- (1) 利率：0.3%（平成30年4月18日現在）
- (2) 貸付限度額：負担額の80%
- (3) 償還期限：20年以内
- (4) 据置期間：3年以内
- ※固定価格買取制度との併用可
- ※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

#### ■利用方法

株式会社日本政策金融公庫へご相談をお願いします。

#### 問い合わせ先：

##### 【資金に関するご相談】

株式会社日本政策金融公庫の各支店（沖縄県にあたっては沖縄振興開発金融公庫）

##### 【制度に関するお問い合わせ】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

TEL：03-6738-6477 / FAX：03-6738-6552

## 木質バイオマスを利用する施設を導入したい

### 林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）

木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の施設導入を支援します。

#### ■対象者

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

#### ■支援内容

補助率：1/3 ほか

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

#### ■予算額

123 億円の内数

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

各都道府県の木材担当部局にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先：

各都道府県の木材担当部局

## 下水道バイオマス・下水熱を活用したい

### 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が行う下水污泥のエネルギー利用施設の整備等を支援し、環境負荷の削減、省エネルギー化を図ります。

#### ■対象者

地方公共団体

#### ■支援内容

交付対象額：社会資本総合整備計画に記載された事業費に国費率を乗じた額

国費率：1 / 2 または 5.5 / 10（公共下水道の場合）

1 / 2 または 2 / 3（流域下水道の場合）

（売電事業は補助対象にはなりません）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオガス、下水污泥固形燃料、再エネ熱（下水熱）

#### ■予算額

8939.6 億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度

#### ■利用方法

社会資本総合整備計画を提出の上、交付申請してください。

#### 問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

TEL：03-5253-8427

## 廃棄物由来のエネルギーを有効活用したい

### 低炭素型廃棄物処理支援事業（低炭素型設備等導入支援）

廃棄物処理の低炭素化を促進するため、廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理施設の省エネ化や、廃棄物エネルギーを活用した創エネを行う際の費用の一部を補助します。

#### ■対象者

民間事業者等（廃棄物処理業を行う者）

#### ■支援内容

補助率：補助対象経費の 1 / 3

※本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱、廃棄物燃料製造

#### ■予算額

19.0 億円の内数

#### ■事業年数

原則として単年度とします。ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間が複数年度に応募をすることができます。この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。

#### ■利用方法

執行団体である公益財団法人廃棄物・3R研究財団のHPに掲載する公募要領に従い、必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先：

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

<http://www.jwrf.or.jp/>

T E L : 03-6659-6424

## 地域で活用されていない資源を利用し、 地域の低炭素社会づくりを推進したい

### 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業

未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する設備等の導入または設備の部品等の交換・追加する事業に対し、支援を行います。

#### ■対象者

地方公共団体、民間団体等

#### ■支援内容

地方公共団体（政令指定都市未満）、中小企業：2/3

地方公共団体（上記以外）、民間企業（上記以外）等：1/2

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

廃熱・湧水等の未利用資源

#### ■予算額

22 億円

#### ■事業年数

原則単年度（平成 30 年 2 月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難であると確認できる事業については、原則最大 2 年まで複数年度事業として申請可能。

#### ■利用方法

補助事業者（執行団体）が行う公募に、申し込んでください。

#### 問い合わせ先：

一般社団法人温室効果ガス審査協会

<http://www.gaj.or.jp>

TEL：03-6261-4381

# 再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい

## 再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業

再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する者に対し、設備導入費用の一部を補助します。

### ■対象者

地方公共団体等

### ■支援内容

補助対象経費の3/4以内

※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、再エネ熱（太陽熱等）

### ■予算額

25.7 億円の内数

### ■事業年数

原則単年度（平成31年2月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については平成31年度までの複数年度事業として申請可能。

（本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保障するものではありません。）

### ■利用方法

事業の公募情報を執行団体のHPに掲載します。公募要領等を御確認いただき、執行団体あて必要書類を提出してください。

### 問い合わせ先：

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

TEL：03-5521-8302

# ゼロエネルギー住宅を建てたい

## ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ※）の導入・実証支援

ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（現行のZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。

※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅

### ■対象者

ZEH+：

新築住宅を建築・購入等する個人

集合住宅（高層ZEH-M（ゼッチ・マンション））・戸建分譲ZEH：

新築住宅を開発する事業者等

### ■支援内容

補助金額：

・ZEH+ 実証事業：115万円/戸

・戸建分譲ZEH 実証事業：115万円/戸（ZEH+の場合）、70万円/戸（ZEHの場合）

・高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業：補助対象経費の2/3以内（上限あり）

要件を満たす蓄電システムを導入する場合に限り、3万円/kWhを補助（上限あり、集合住宅の場合は専有部に設置する場合のみ）

※固定価格買取制度との併用可（ただし余剰買取方式に限る）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽熱利用等（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外）

### ■予算額

87.5億円の内数

### ■事業年数

原則単年度

ただし、集合住宅については、単年度では事業工程上事業完了が不可能な場合に限り、ZEH-M実証事業は最長3年間、戸建分譲ZEH実証事業は最長2年間。

（本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではありません。）

### ■利用方法

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。

必要書類については公募要領をご確認ください。

### ■問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

TEL：03-5565-4081

# 地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい

## 地域低炭素投資促進ファンド事業

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し「地域低炭素投資促進ファンド」から出資による支援を行います。

### ■対象者

地域における地球温暖化対策のための事業を行う事業者（対象事業者）

### ■支援内容

対象事業者への出資

※固定価格買取制度との併用可（固定価格買取制度の認定を受ける太陽光は除く。）

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### ■予算額

48.0 億円

### ■事業年数

個別案件毎に設定します（出資決定は年度内に行います）

### ■利用方法

執行団体である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（<http://greenfinance.jp/>）にご相談ください。

### 問い合わせ先：

【出資に関するご相談、申請手続きや出資事例に関するお問合せ】

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構 事業部

TEL：03-6257-3863、3864

【その他のお問い合わせ】

環境省大臣官房環境経済課

TEL：03-5521-8240

FAX：03-3580-9568

E-mail：SHIEN@env.go.jp

# 低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい

## 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）

環境リスク調査融資のうち低炭素化プロジェクトへの融資について、利子補給を行います。

### ■対象者

指定金融機関から融資を受ける事業者

### ■支援内容

利子補給率：年利 1.5%を貸付残高に乗じた額が限度

※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

事業者の提案に沿った再エネ設備等を支援

### ■予算額

15.7 億円の内数

### ■事業年数

最大5年間

### ■利用方法

指定金融機関にご相談ください。

【一般社団法人 環境パートナーシップ会議（EPC）HP 指定金融機関の平成 29 年度の選定状況

→ [https://epc.or.jp/fund\\_dept/risk\\_chousa/h29-3](https://epc.or.jp/fund_dept/risk_chousa/h29-3)】

### 問い合わせ先：

環境省大臣官房環境経済課

TEL：03-5521-8240

FAX：03-3580-9568

E-mail：KIGYO@env.go.jp

# 再生可能エネルギー設備を、頭金の負担無く導入したい

## エコリース促進事業

再生可能エネルギー設備をはじめとした低炭素機器について、初期投資費用（頭金）を必要としない「リース」で導入した場合に、リース総額の一部を助成します。

### ■対象者

環境省が定める基準を満たす、再生可能エネルギー設備を含む低炭素機器を、リースにより導入しようとするリース利用者（中小企業等）

### ■支援内容

補助率：リース総額の5%以下（ただし東北3県に係るリース契約は10%）

※固定価格買取制度との併用可

※経済産業省の低炭素設備リース信用保険との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、小水力発電、太陽熱、地中熱

### ■予算額

19.0億円の内数

### ■事業年数

単年度

### ■利用方法

指定リース事業者にご相談ください。

【一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 HP 平成30年度の指定リース事業者の一覧  
→ <http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>】

### 問い合わせ先：

一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会

エコリース促進事業部

TEL：03-5212-1606

FAX：03-5212-1607

環境省大臣官房環境経済課

TEL：03-5521-8240

FAX：03-3580-9568

E-mail：ECOLEASE@env.go.jp

## 地産地消型のエネルギーシステムを構築するための 調査・計画策定や設備導入をしたい

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）

地域のエネルギー需給の特性に応じて、地域に存在する分散型エネルギーを安定的かつ有効に活用するべく、再生可能エネルギーや未利用熱を地域内で面的に利用する先導的な地産地消型エネルギーシステムの事業化可能性調査やマスタープランの策定、エネルギーシステムを構築する事業者に対して、その費用の一部を補助します。

### ■対象者

地産地消型のエネルギーシステムの構築を行う非営利民間団体等、民間事業者等  
(地方公共団体単独での申請は不可)

### ■支援内容

- (1) - 1. 先導的な地産地消分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー等の地産地消型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの）の構築に向けた事業化可能性調査及びマスタープラン策定を行う事業の実施に要する経費の一部を補助。  
(補助率：3/4)  
※補助上限額：事業化可能性調査 750 万円、マスタープラン策定 2,000 万円
- (1) - 2. 先導的な分散型エネルギーシステムの構築に要する経費の一部を補助。  
(補助率：1/3、1/2、2/3)  
※補助上限額：3 億円 / 年（平成 28 年度からの継続事業を除く）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、再エネ熱、蓄電池・自営線、海洋発電

### ■予算額

70.0億円の内数

### ■事業年数

支援内容のうち(1) - 1. は単年度事業。(1) - 2. は複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

- (1) - 1. 構想普及支援事業  
一般社団法人 低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部 TEL：03-6264-8381
- (1) - 2. エネルギーシステム構築事業  
一般社団法人 低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部 TEL：03-6264-8381

## 地域農業の特色に合わせた営農型太陽光発電の高収益農業を 実証したい

### 食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証）

太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等の取組を支援します。

#### ■対象者

都道府県

#### ■支援内容

交付金：定額

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

#### ■予算額

16.7 億円の内数

#### ■事業年数

原則、事業実施初年度を含め 2 年

#### ■利用方法

問い合わせ先にご相談をお願いします。

#### 問い合わせ先：

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室

TEL：03-6744-1508

FAX：03-3502-8285

# 水力発電の新技术について実際に発電機を用いて、実証したい

## 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

水力発電の低コスト化や設置可能箇所の拡大等に向けた、水力発電のモデル設備を使って実証する事業に要する経費の一部を支援します。

### ■対象者

民間事業者等

### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の2／3以内（上限7億円）

※補助対象経費は、実証に必要な設計費、設備費、工事費及び人件費等。

※中古設備の導入は対象外。

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（20kW以上5,000kW以下）

### ■予算額

21億円の内数

### ■事業年数

原則単年度（平成31年2月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大4年まで複数年度事業として申請可能。

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

# 自治体等と連携し、ゾーニングにおける環境保全と両立した 風力発電の導入を計画的に進めたい

## 風力発電に係るゾーニング実証事業

ゾーニングに基づき環境保全と両立した形で風力発電の導入促進を図っていくため、ゾーニングマップの作成に加え、ゾーニングの実効性を確保し具体化するための仕組みについて実証を行う事業

### ■対象者

地方公共団体

### ■支援内容

委託業務に必要な経費

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電

### ■予算額

4 億円

### ■事業年数

1 年から 3 年

### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。(平成 30 年度の 1 次公募は終了しています。)

### 問い合わせ先：

環境省大臣官房環境影響評価課

TEL：03-3581-3351（内線 6235）

## 小水力発電設備や省エネ設備を導入したい

### 上下水道システムにおける省CO2化推進事業

水道施設の小水力発電設備等の再エネ設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入、下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等の再エネ設備の導入、IoT等を用いた監視システムや運転制御システム等の導入・改修を支援します。

#### ■対象者

水道事業者等

#### ■支援内容

太陽光発電設備のみ 1 / 3

太陽光発電設備以外 1 / 2以下 を補助

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電、太陽光発電

#### ■予算額

50.0 億円の内数

#### ■事業年数

原則 2 年以内

#### ■利用方法

補助事業者が行う公募に申し込んでください。

#### 問い合わせ先：

一般社団法人 静岡県環境資源協会

<http://www.siz-kankyou.jp/index.html>

TEL：054-252-9023

FAX：054-652-0667

## 廃棄物焼却施設の余熱等を有効利用したい

### 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業

廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するため、余熱見込量や事業採算性の検討を行う実現可能性調査を行います。また、地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要施設（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行います。

#### ■対象者

地方公共団体又は民間団体（廃棄物処理業者）

#### ■支援内容

- ①実現可能性調査事業：定額補助
- ②設備等導入補助事業：補助対象経費の1/2補助
- ※固定価格買取制度との併用可
- ※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可（補助対象設備以外に限る）
- ※省エネルギー投資促進に向けた支援補助金との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

#### ■予算額

4.0億円の内数

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

補助事業の公募を環境省のHPに掲載します。公募要領等に従い、必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

TEL：03-3581-3351（内線 6803）

# 下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証したい

## 下水道革新的技術実証事業

下水道における革新的な技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金を活用しつつ、全国展開を目指します。

### ■対象者

民間事業者等

### ■支援内容

国からの委託により実証事業を実施します。

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオガス、下水汚泥固形燃料、再エネ熱（下水熱）

### ■予算額

下水道事業調査費等39.3億円の内数

### ■事業年数

原則単年度

### ■利用方法

毎年公表する公募要領にしたがい応募してください。

### 問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

TEL：03-5253-8427

# バイオマスエネルギーによる経済的に自立したシステムを構築したい

## バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進するためには、熱利用等を有効に回り効率よく運用するとともに、地域の特性を活かした最適なシステム化が必要です。このために、NEDO で策定する技術指針、導入要件にもとづき、地域自立システムの事業性評価（FS）及び実証を行います。

### ■対象者

地方公共団体及び企業（団体等を含む）、大学等

### ■支援内容

事業性評価（FS）：100%

実証事業：2 / 3 以内

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

### ■予算額

23.0 億円

### ■事業年数

平成 26 年度～平成 32 年度

### ■利用方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提案内容等をご登録ください。

詳細については、各機関にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5271

# 省エネルギービルを建てたい

## ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業

2020年までにZEB（※）を実現することを目指し、そのガイドラインを作成するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取組に対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる建築物

### ■対象者

民生用建築物の建築主、所有者、ESCO 事業者、リース事業者等

※平成30年度の対象者の詳細につきましては、公募要領をご確認下さい。

※なお、地方公共団体の建築物等（延床面積要件なし）、延床面積2,000㎡未満の業務用建築物については、環境省が実施する「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（業務用施設等における省CO2促進事業）」の補助対象事業となります。

### ■支援内容

補助金額：補助対象費用の2/3以内

※固定価格買取制度との併用可（ただし余剰買取方式に限る）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽熱利用、井水・河川水・地熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、排水熱・廃棄物利用等（太陽光発電等の再生可能エネルギーによる発電は補助対象外）

### ■予算額

87.5億円の内数

### ■事業年数

原則単年度。ただし、事業工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、最長3年間までを補助対象期間とします。

（本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではありません。）

### ■利用方法

申込み時に執行団体に必要書類を提出してください。

必要書類については公募要領をご確認ください。

### 問い合わせ先：

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

TEL：03-5565-4063

## 農山漁村の活性化を目指した 「再生可能エネルギーの地産地消」の導入に取り組みたい

### 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等について、継続地区を支援します。

#### ■対象者

地方公共団体と民間団体等からなる協議会

#### ■支援内容

補助率：定額

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、再エネ熱、蓄電池・送電線

#### ■予算額

0.4 億円

#### ■事業年数

原則単年度（平成 30 年 3 月末日まで）

#### ■利用方法

平成 30 年度の公募は終了しています。

（新規採択事業者は平成 28 年度まで）

#### 問い合わせ先：

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室

TEL：03-6744-1508

FAX：03-3502-8285

# 農業水利施設を活用した小水力等発電を行いたい

## 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

- (1) 小水力等の利活用の促進による土地改良施設の維持管理費節減のため、小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組の支援を行います。
- (2) 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組の支援を行います。

### ■対象者

- (1) 地方公共団体、土地改良区等  
(2) 民間団体等

### ■支援内容

- (1) 補助率：定額、1／2以内  
(2) 補助率：定額  
※固定価格買取制度との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電、風力発電、中小水力発電

### ■予算額

2.1 億円

### ■事業年数

単年度

### ■利用方法

補助事業の実施に際して、事業実施計画を提出してください。  
なお、提出前に問い合わせ先にご相談をお願いします。

### 問い合わせ先：

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課 農村資源利活用推進班  
TEL：03-6744-2209

# 地熱発電を行うために有望地域や発電の可能性について調査したい

## 地熱資源量の把握のための調査事業費補助金

地熱発電は、CO<sub>2</sub> 排出量がほぼゼロであり、自然条件によらず安定的な発電が可能なベースロード電源として活用できるものです。我が国は世界第3位の資源量（2,347 万 kW）を有する一方で、地質情報が限られており事業リスクが高いことから、資源量把握に向けた地表調査や掘削調査等の初期調査に対して支援を行います。

### ■対象者

開発事業者等

### ■支援内容

#### 【補助率】

- ①地表調査：3／4
- ②掘削調査：1／2（2／3、3／4）  
（※2／3、3／4は大規模開発の場合。  
※地方自治体等が行う調査については3／4。  
※対象は開発規模 1,000kW 以上。）
- ③モニタリング調査等：10／10
- ④広域ポテンシャル調査（JOGMEC が実施）  
※固定価格買取制度との併用可  
※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

### ■予算額

90.0 億円

### ■事業年数

単年度（原則事業年度の2月末日まで）

### ■利用方法

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に必要書類を提出してください。必要書類については、JOGMEC にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱部  
TEL：03-6758-8001（直通）

## 近所の川や農業用水路で水力発電の事業性を評価したい

### 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（民間事業者等））

設備導入

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費の一部を補助します。

#### ■対象者

民間事業者等（法人、青色申告を行っている個人事業者及び地方公共団体）

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の1/2以内（上限：1発電所当たり1,500万円/年）

※補助対象経費は、水力発電の事業性評価に必要な人件費、外注費及びリース料等。

※固定価格買取制度との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（20kW以上10,000kW以下）

#### ■予算額

21億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度（平成31年2月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大2年まで複数年度事業として申請可能。

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

## 水力発電の有望地点を調査し、事業者を公募したい

### 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業（地方公共団体））

地方公共団体による地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点で発電を行う者（コンセッション方式による PFI 事業を含む）の公募用資料作成に要する経費を補助します。

#### ■対象者

地方公共団体（法人、青色申告を行っている個人事業者及び地方公共団体）

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の10/10以内（上限：1申請当たり5,000万円/年、1発電所当たり1,000万円/年）

※補助対象経費は、水力発電の事業性評価に必要な外注費、リース料及び公募用資料作成に要するホームページ掲載費等。

※固定価格買取制度との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（1地点あたり20kW以上10,000kW以下）

※都道府県は2地点以上、市町村等は1地点以上の調査・公募を実施すること。

#### ■予算額

21億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度（平成31年2月末日まで）。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大3年まで複数年度事業として申請可能。

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364 / FAX：03-3982-5101

## 既存の水力発電設備が、増出力または増電力量できるか調査したい

### 水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調査事業）

本事業では、水力発電の既存設備の有効利用を図るため、更新及び改造等の調査を行い、出力増加等の可能性について評価します。

#### ■対象者

民間事業者等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の2/3以内

※補助対象経費は、増出力等を図るための、調査費、試験費。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

#### ■予算額

21億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度（平成30年2月末日まで）

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

## 年間に利用可能な木質バイオマス資源の賦存量を調査し、 再生可能エネルギー設備を導入したい

### 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業

森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対する支援を行います。

#### ■対象者

地方公共団体

#### ■支援内容

定額

都道府県及び政令指定都市（上限 2,000 万円）

市町村及び特別区（上限 1,500 万円）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電

再エネ熱（木質バイオマス資源の賦存量に応じた熱利用やバイオマス発電等の計画策定）

#### ■予算額

5.0 億円

#### ■事業年数

3 年間

#### ■利用方法

補助事業者（執行団体）が行う公募に、申し込んでください。

#### 問い合わせ先：

公益財団法人イオン環境財団

TEL：043-212-6022

## 廃棄物発電を有効活用し収集運搬の低炭素化を図りたい

### 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ります。これらの一体的な取組に対して補助します。

#### ■対象者

地方公共団体

#### ■支援内容

①給電・蓄電システム等

補助対象経費の1/2補助

②EVパッカー車

EVパッカー車と同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼルパッカー車の価格と補助対象となる経費の差額の2/3補助

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電

#### ■予算額

2.0億円

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

補助事業の公募を環境省のHPに掲載します。公募要領等に従い、必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

TEL：03-3581-3351

(内線 6803)

## 福島復興のために再生可能エネルギー発電事業を始めたい

### 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業)

東日本大震災後新たに研究開発が進められてきた福島県内の再生可能エネルギー関連技術について、その実用化・事業化のための実証研究を支援します。

#### ■対象者

民間事業者、技術研究組合、大学等

#### ■支援内容

補助率：2/3以内（上限：3年間で3億円以内）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

全て

#### ■予算額

75億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度。ただし、単年度で事業完了が困難である事業については、最大3年まで複数年度事業として申請可能。

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

福島県産業創出課

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/>

TEL:024-521-8286

FAX:024-521-7932

## 新エネルギーに関する新たな技術を開発したい

### ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業

ベンチャー企業等が有する潜在的技術シーズを発掘し、その開発及び実用化を支援することで、更なる新エネルギーの導入の促進が図られるとともに、新しい産業の創出に貢献します。また、福島イノベーション・コースト構想の推進につながる新エネルギー分野の技術開発や実用化・実証研究については、支援を強化して取り組みます。

#### ■対象者

中小企業等

#### ■支援内容

- ・フェーズA FS調査（1千万円以内（10／10））
- ・フェーズB 基盤研究（5千万円以内（10／10））
- ・フェーズC 実用化研究開発（5千万円以内（2／3以内））
- ・フェーズD 大規模実証研究開発（3億円以内（定額補助））

※福島イノベーション・コースト構想の対象地域で実施するものについては、上記上限額をフェーズAは1千5百万円以内、フェーズB・Cは7千5百万円以内。

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

全て

#### ■予算額

19.0億円

#### ■事業年数

- ・フェーズA FS調査（1年間以内）
- ・フェーズB 基盤研究（1年間程度）
- ・フェーズC 実用化研究開発（1年間程度）
- ・フェーズD 大規模実証研究開発（1～2年間程度）

#### ■利用方法

公募期間中にNEDOに申請書を提出して下さい。

#### 問い合わせ先：

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5171

FAX：044-520-5178

# 太陽光発電の発電コスト低減に貢献したい

## 太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業

太陽電池の変換効率向上、製造コスト低減技術や PCS 等周辺機器の高機能化、BOS コスト低減、維持管理技術の高度化及び太陽光パネルの低コストリサイクルに関する技術開発を行います。

### ■対象者

民間企業、大学等

### ■支援内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託、NEDO との共同研究（NEDO 負担率 2 / 3、または 1 / 2）又は助成（1 / 2）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

太陽光発電

### ■予算額

54.0 億円

### ■事業年数

5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）

### ■利用方法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5277

FAX：044-520-5276

## 温室効果ガス削減に大きな可能性を有する 技術開発について知りたい

未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進  
 (「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域)

温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、かつ従来技術の延長線上にない世界に先駆けた画期的な革新的技術の研究開発を推進します。

### ■対象者

民間事業者、大学・研究機関 等

### ■支援内容

委託費

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

全て

### ■予算額

6.8 億円

### ■事業年数

最長 10 年間

### ■利用方法

公募期間中に公募要領に記載の書類をご提出ください。

### 問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構未来創造研究開発推進部低炭素研究推進グループ

<http://www.jst.go.jp/mirai/jp/>

TEL：03-3512-3543

FAX：03-3512-3533

## 再生可能エネルギー熱利用について 技術開発により効率向上・低コスト化したい

### 再生可能エネルギー熱利用技術開発事業

コストダウンを目的とした地中熱利用技術およびシステムの開発を行います。また、その他の再生可能エネルギー熱の利用も含めて、蓄熱利用等を含むトータルシステムの高効率化・規格化、熱量評価技術の高精度化等に取り組むことで、コストダウンを促し、熱利用の普及拡大に貢献することを目的とします。

#### ■対象者

民間企業、大学等

#### ■支援内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託又は NEDO との共同研究（NEDO 負担率 2 / 3）

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

再エネ熱

#### ■予算額

8.0 億円

#### ■事業年数

平成 26 年度～平成 30 年度

#### ■利用方法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください（追加公募は未定）。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5183

FAX：044-520-5276

# 地熱発電について技術開発により効率向上・低コスト化したい

## 地熱発電技術研究開発事業

設備導入

実証・モデル事業

調査

研究開発・その他

国内地熱資源の有効活用のため、導入ポテンシャルの高い自然公園内での利用に適する環境配慮型地熱発電システム、各地に分散する現在未利用の低温地熱資源の有効利用に適する高効率地熱発電システム及び環境保全対策技術の開発を行います。

### ■対象者

民間企業、大学等

### ■支援内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの委託又は助成（NEDO 負担率 2 / 3）

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

### ■予算額

11 億円

### ■事業年数

平成 25 年度～平成 32 年度

### ■利用方法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業公募時に必要書類を提出してください。必要書類については、NEDO にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

<http://www.nedo.go.jp/>

TEL：044-520-5183

FAX：044-520-5276

## 地熱発電を行うための探査及び発電所の建設を行いたい

### 地熱資源探査出資等事業

地熱資源の探査や発電に必要な井戸の掘削、発電設備の設置等に対して出資・債務保証を行います。

#### ■対象者

開発事業者等

#### ■支援内容

##### 【出資比率等】

探査段階への出資比率：50%以内（ただし、JOGMEC が単独で最大出資者にならない範囲）

建設段階への債務保証比率：80%以内

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

#### ■予算額

76.0 億円

#### ■事業年数

採択案件によって異なります。

#### ■利用方法

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に必要書類を提出してください。必要書類については、JOGMEC にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先：

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱部

TEL：03-6758-8001（直通）

## 優れた環境技術を普及させたい

### 環境技術実証事業（ETV 事業）

既に実用化されているものの、環境保全効果等について客観的な情報がないために普及が進んでいない先進的環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関（実証機関）が環境保全効果を実際の現場等で実証し、その結果を公表することで環境技術の普及を支援します。

#### ■対象者

先進的環境技術の開発者や販売代理店等

#### ■支援内容

請負業務に必要な経費の一部又は全部

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電、地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム等

#### ■予算額

0.9 億円の内数

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

環境省の公募に応募してください。

#### 問い合わせ先：

環境省大臣官房総合政策課 環境研究技術室

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

TEL：03-5521-8239

E-mail：etv@env.go.jp

## 木質バイオマスの熱利用・熱電併給の導入に取り組みたい

### 林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策）

「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、F/S調査、協議会の運営、小規模な技術開発等の取組を支援します。

#### ■対象者

民間事業者

#### ■支援内容

定額

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

バイオマス発電、再エネ熱

#### ■予算額

3.9 億円の内数

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

平成 30 年度の公募は終了しています。

#### 問い合わせ先：

農林水産省林野庁木材利用課

TEL：03-6744-2296

## 事業者や地域住民等と風力発電導入に向けた合意形成を図りたい

### 新エネルギー等の導入促進のための広報等事業 (地方公共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業(風力発電地域協議会))

地方自治体や事業者等による地域協議会を設置し、風力発電の導入と環境保全の両立、地域の合意形成などに向けた調整を促進します。

#### ■対象者

地方自治体

#### ■支援内容

委託業務に必要な経費

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制(再エネ部分)との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電

#### ■予算額

0.4億円

#### ■事業年数

原則単年度

#### ■利用方法

資源エネルギー庁が実施する公募(企画競争)に応募してください。

#### 問い合わせ先:

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

TEL: 03-3501-4031

## 地域住民等の地熱開発に対する理解を促進したい

### 地熱発電に対する理解促進事業費補助金

地熱に関する勉強会や協議会等を実施する事業、地熱発電後の熱水利活用等の地熱のメリットを活かした事業、地熱開発地点の周辺の温泉において万が一何らかの理由により温泉の湧出量等が過度に減少した場合の温泉井戸の代替掘削等を行う事業に対して補助を行います。

#### ■対象者

民間団体等

#### ■支援内容

##### 【補助率】

- ①勉強会等事業（開発規模 100kW 以上）：10 / 10
  - ②地熱利活用事業
    - ・開発規模 5,000kW 以上：2 / 3
    - ・開発規模 100kW 以上 5,000kW 未満：1 / 2
  - ③温泉影響調査等事業（開発規模 5,000kW 以上）：10 / 10
- ※固定価格買取制度との併用可  
 ※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

地熱発電

#### ■予算額

3.0 億円

#### ■事業年数

単年度

#### ■利用方法

対象地域を担当する経済産業局に対して、必要書類を提出してください。

#### 問い合わせ先：

経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課  
 TEL：03-3501-2773（直通）

## 地域とのコミュニケーションを図り、 地域と水力発電の共生を促進したい

### 水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）

本事業では、将来にわたり、水力発電所が安定した運転を行うため、地域とのコミュニケーションを図り、地域と水力発電の共生を促進します。

#### ■対象者

民間事業者、地方公共団体等

#### ■支援内容

補助金額：補助対象経費の 10 / 10 以内

※補助対象経費は、水力発電の地域理解のために必要なセミナー、PR 資料等整備、安全柵・周辺整備等。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

#### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

#### ■予算額

21 億円の内数

#### ■事業年数

原則単年度（平成 30 年 2 月末日まで）

#### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

#### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

# 水力発電の建設、運転・保守等に対する人材育成を行いたい

## 水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）

水力発電を行う新規事業者等における開発計画策定や、建設、運転・保守等に対する知識の向上を図るための人材育成教育を行う事業者を支援します。

### ■対象者

民間事業者、地方公共団体等

### ■支援内容

水力発電を行う新規事業者等を対象とした、開発計画策定や、建設、運転・保守等の研修を行う事業者を支援します。

※固定価格買取制度との併用可

※省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ部分）との併用可

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電（一般水力を含む水力発電全般）

### ■予算額

21 億円の内数

### ■事業年数

原則単年度（平成 30 年 2 月末日まで）

### ■利用方法

公募期間内に公募要領記載の申請書一式を提出してください。

### 問い合わせ先：

一般財団法人新エネルギー財団（NEF）

<http://www.nef.or.jp/>

TEL：03-6810-0364

FAX：03-3982-5101

# 浮体式洋上風力発電施設を導入したい

## 浮体式洋上風力発電施設の安全認証

浮体式洋上風力発電施設の導入を促進するため、新技術に対応した安全基準の整備や審査の円滑化を図っています。

### ■対象者

浮体式洋上風力発電施設を設置する事業者等

### ■支援内容

浮体式洋上風力発電施設の安全認証を取得することができます。

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

風力発電

### ■利用方法

一般財団法人日本海事協会（ClassNK）再生可能エネルギー一部にお問い合わせ下さい。

### 問い合わせ先：

一般財団法人 日本海事協会

再生可能エネルギー一部

TEL：03-5226-2032

e-mail：re@classnk.or.jp

# 海洋エネルギー発電施設を導入したい

## 海洋エネルギー発電施設の安全認証

海洋エネルギー発電施設の導入を促進するため、新技術に対応した安全基準の整備や審査の円滑化を図っています。

### ■対象者

海洋エネルギー発電施設を設置する事業者等

### ■支援内容

海洋エネルギー発電施設の安全認証を取得することができます。

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

海洋発電

### ■利用方法

一般財団法人日本海事協会（ClassNK）再生可能エネルギー部にお問い合わせ下さい。

### 問い合わせ先：

一般財団法人 日本海事協会

再生可能エネルギー部

TEL：03-5226-2032

e-mail：re@classnk.or.jp

# 小水力発電を導入したい

## 小水力発電プロジェクト形成支援窓口

小水力設置事業者が円滑に河川法の手続きを行えるよう、国土交通省地方整備局等及び河川事務所に設置した窓口を通じ、小水力発電のプロジェクト形成を支援します。

### ■対象者

小水力発電の導入を検討している法人や個人等

### ■支援内容

河川法の申請手続きの相談、河川管理者が調査したデータの提供、先行事例の紹介など。

### ■対象となる再生可能エネルギー等の種類

中小水力発電

### ■利用方法

お近くの地方整備局等や河川事務所にお問い合わせください。

### 問い合わせ先：

国土交通省

水管理・国土保全局

発電水利相談窓口

TEL：03-5253-8441

[http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku\\_madoguchi.html](http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/syousuiryoku_madoguchi.html)

# 電源 / フェーズ別支援メニュー

| フェーズ別<br>電源別 | 1 設備導入  | 2 実証・モデル事業   |
|--------------|---|--|
| 1<br>太陽光     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）<br/>…………… 116</li> <li>• 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>• 住宅省エネリフォーム減税（投資型）<br/>…………… 118</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）<br/>…………… 119</li> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>• 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）… 125</li> <li>• 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）<br/>…………… 126</li> <li>• 再生水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業<br/>…………… 136</li> <li>• 地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>• 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> <li>• エコリース促進事業…………… 140</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> <li>• 食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益農業の実証）<br/>…………… 142</li> <li>• 上下水道システムにおける省CO2化推進事業…… 145</li> </ul> |
| 2<br>風力      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）<br/>…………… 116</li> <li>• 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）<br/>…………… 119</li> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>• 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）… 125</li> <li>• 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）<br/>…………… 126</li> <li>• 洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業…………… 127</li> <li>• 再生水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業<br/>…………… 136</li> <li>• 地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>• 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> <li>• エコリース促進事業…………… 140</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> <li>• 風力発電に係るゾーニング実証事業…………… 144</li> </ul>   |

| フェーズ別<br>電源別 | 3 調査  | 4 研究開発・その他  |
|--------------|---|---|
| 1<br>太陽光     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業<br/>…………… 150</li> <li>• 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業… 151</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための<br/>支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証<br/>研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業<br/>…………… 159</li> <li>• 太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業 …… 160</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究<br/>開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」<br/>領域）…………… 161</li> </ul>   |
| 2<br>風力      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業<br/>…………… 150</li> <li>• 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業… 151</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための<br/>支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証<br/>研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業<br/>…………… 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究<br/>開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」<br/>領域）…………… 161</li> <li>• 新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地方公<br/>共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業<br/>（風力発電地域協議会））…………… 167</li> <li>• 浮体式洋上風力発電施設の安全認証…………… 171</li> </ul> |

| フェーズ別<br>電源別          | 1 設備導入   | 2 実証・モデル事業  |
|-----------------------|--|---|
| 3<br>地<br>熱           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）<br/>…………… 116</li> <li>・省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）<br/>…………… 119</li> <li>・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>・福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>・再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>・再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業<br/>…………… 136</li> <li>・地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>・環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> <li>・エコリース促進事業…………… 140</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> </ul>  |
| 4<br>中<br>小<br>水<br>力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）<br/>…………… 116</li> <li>・省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）<br/>…………… 119</li> <li>・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>・福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>・再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）… 125</li> <li>・水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事等事業）<br/>…………… 128</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）… 129</li> <li>・再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業<br/>…………… 136</li> <li>・地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>・環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> <li>・エコリース促進事業…………… 140</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> <li>・水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）<br/>…………… 143</li> <li>・上下水道システムにおける省CO<sub>2</sub>化推進事業…………… 145</li> </ul> |

| フェーズ別<br>電源別          | 3 調査   | 4 研究開発・その他  |
|-----------------------|--|---|
| 3<br>地<br>熱           | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業<br/>…………… 150</li> <li>• 地熱資源量の把握のための調査事業費補助金… 152</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための<br/>支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証<br/>研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業<br/>…………… 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究<br/>開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」<br/>領域）…………… 161</li> <li>• 地熱発電技術研究開発事業…………… 163</li> <li>• 地熱資源探査出資等事業…………… 164</li> <li>• 地熱発電に対する理解促進事業費補助金…………… 168</li> </ul>   |
| 4<br>中<br>小<br>水<br>力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業<br/>…………… 150</li> <li>• 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業…………… 151</li> <li>• 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事<br/>業性評価等支援事業（民間事業者等））…………… 153</li> <li>• 水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事<br/>業性評価等支援事業（地方公共団体））…………… 154</li> <li>• 水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調<br/>査事業）…………… 155</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための<br/>支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証<br/>研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業<br/>…………… 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究<br/>開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」<br/>領域）…………… 161</li> <li>• 環境技術実証事業（ETV 事業）…………… 165</li> <li>• 水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促<br/>進等関連事業）…………… 169</li> <li>• 水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）<br/>…………… 170</li> <li>• 小水力発電プロジェクト形成支援窓口…………… 173</li> </ul> |

| フェーズ別<br>電源別 | 1 設備導入   | 2 実証・モデル事業  |
|--------------|--|---|
| 5<br>バイオマス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）<br/>…………… 116</li> <li>• 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）<br/>…………… 119</li> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>• 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）… 125</li> <li>• 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援）<br/>…………… 130</li> <li>• 農林漁業施設資金（共同利用施設・バイオマス利活用施設）<br/>…………… 131</li> <li>• 林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）<br/>…………… 132</li> <li>• 社会資本整備総合交付金…………… 133</li> <li>• 低炭素型廃棄物処理支援事業（低炭素型設備等導入支援）<br/>…………… 134</li> <li>• 再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業<br/>…………… 136</li> <li>• 地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>• 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> <li>• 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業…………… 146</li> <li>• 下水道革新的技術実証事業…………… 147</li> <li>• バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業<br/>…………… 148</li> </ul> |
| 6<br>蓄電池     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）<br/>…………… 117</li> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））<br/>…………… 123</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）<br/>…………… 124</li> <li>• 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）<br/>…………… 126</li> <li>• 地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>• 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）<br/>…………… 139</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）… 141</li> <li>• ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業…………… 149</li> </ul>   |

| フェーズ別<br>電源別 | 3 調査  | 4 研究開発・その他  |
|--------------|---|---|
| 5<br>バイオマス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援）…………… 130</li> <li>• バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業…………… 148</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業…………… 150</li> <li>• 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業…………… 156</li> <li>• 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業…………… 157</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業…………… 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）…………… 161</li> <li>• 林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策）…………… 166</li> </ul> |
| 6<br>蓄電池     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業…………… 150</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業）…………… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業…………… 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）…………… 161</li> </ul>  |

| フェーズ別<br>電源別                          | 1 設備導入  | 2 実証・モデル事業   |
|---------------------------------------|---|--|
| <b>7<br/>その他<br/>(再エネ熱、<br/>送電線等)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）…………… 116</li> <li>• 省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー部分）…………… 117</li> <li>• 住宅省エネリフォーム減税（投資型）…………… 118</li> <li>• バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル）…………… 120</li> <li>• 再生可能エネルギー熱事業者支援事業費補助金…………… 121</li> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業…………… 122</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））…………… 123</li> <li>• 再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業（避難解除区域等支援事業）…………… 124</li> <li>• 学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）…………… 126</li> <li>• 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援）…………… 130</li> <li>• 農林漁業施設資金（共同利用施設・バイオマス利活用施設）…………… 131</li> <li>• 林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）…………… 132</li> <li>• 社会資本整備総合交付金…………… 133</li> <li>• 低炭素型廃棄物処理支援事業（低炭素型設備等導入支援）…………… 134</li> <li>• 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業…………… 135</li> <li>• 再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業…………… 136</li> <li>• ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業…………… 137</li> <li>• 地域低炭素投資促進ファンド事業…………… 138</li> <li>• 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）…………… 139</li> <li>• エコリース促進事業…………… 140</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業…………… 135</li> <li>• ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業…………… 137</li> <li>• 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）…………… 141</li> <li>• 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業…………… 146</li> <li>• 下水道革新的技術実証事業…………… 147</li> <li>• バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業…………… 148</li> <li>• ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業…………… 149</li> </ul> |

| フェーズ別<br>電源別                | 3 調査  | 4 研究開発・その他  |
|-----------------------------|---|---|
| 7<br>その他<br>(再エネ熱、<br>送電線等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業… 122</li> <li>• 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への支援)… 130</li> <li>• バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 … 148</li> <li>• 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 … 150</li> <li>• 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業… 156</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル)… 120</li> <li>• 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業)… 158</li> <li>• ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業 … 159</li> <li>• 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域)… 161</li> <li>• 再生可能エネルギー熱利用技術開発事業… 162</li> <li>• 環境技術実証事業（ETV 事業)… 165</li> <li>• 林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策)… 166</li> <li>• 海洋エネルギー発電施設の安全認証… 172</li> </ul> |



## 固定価格買取制度の問い合わせ先

| 局・部・課室名   | 電話番号                   |
|---|------------------------|
| <b>北海道</b>  |                        |
| 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                        | 011-709-2311 (内線 2638) |
| <b>青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県</b>                      |                        |
| 東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                         | 022-221-4932           |
| <b>茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県</b> |                        |
| 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課                        | 048-600-0361           |
| <b>富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県</b>                          |                        |
| 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                         | 052-951-2775           |
| <b>福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</b>                 |                        |
| 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                         | 06-6966-6043           |
| <b>鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県</b>                          |                        |
| 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室                        | 082-224-5818           |
| <b>徳島県・香川県・愛媛県・高知県</b>                              |                        |
| 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                         | 087-811-8535           |
| <b>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県</b>                 |                        |
| 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課                         | 092-482-5475           |
| <b>沖縄県</b>  |                        |
| 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課                           | 098-866-1759           |

## 支援メニュー問い合わせ先

| 省庁・企業・団体名 | 部署                              | 電話番号                   |
|-----------|---------------------------------|------------------------|
| 経済産業省     | 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課             | 03-3501-2773 (直通)      |
| 経済産業省     | 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 | 03-3501-4031           |
| 環境省       | 水・大気環境局 自動車環境対策課                | 03-5521-8302           |
| 環境省       | 大臣官房 環境影響評価課                    | 03-3581-3351 (内線 6235) |
| 環境省       | 大臣官房 環境経済課                      | 03-5521-8240           |
| 環境省       | 大臣官房総合政策課 環境研究技術室               | 03-5521-8239           |
| 環境省       | 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課           | 03-3581-3351 (内線 6803) |
| 農林水産省     | 食料産業局 バイオマス循環資源課                | 03-6738-6477 / 6479    |
| 農林水産省     | 食料産業局 バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室     | 03-6744-1508           |
| 農林水産省     | 農村振興局 整備部 地域整備課 農村資源活用推進班       | 03-6744-2209           |
| 農林水産省     | 農村振興局 整備部 地域整備課 活性化支援班          | 03-3501-0814           |
| 農林水産省     | 農村振興局 整備部 水資源課 保全対策班            | 03-3502-6246           |
| 農林水産省     | 林野庁 木材利用課                       | 03-6744-2296           |
| 農林水産省     | 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課          | 011-330-8810           |
| 農林水産省     | 東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課            | 022-221-6146           |
| 農林水産省     | 東北農政局 農村振興部 地域整備課               | 022-263-1111 (内線 4171) |
| 農林水産省     | 関東農政局 農村振興部 地域整備課               | 048-740-0115           |
| 農林水産省     | 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課            | 048-740-0336           |
| 農林水産省     | 北陸農政局 農村振興部 地域整備課               | 076-232-4726           |
| 農林水産省     | 北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課            | 076-232-4149           |
| 農林水産省     | 東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課            | 052-746-6430           |
| 農林水産省     | 東海農政局 農村振興部 地域整備課               | 052-223-4639           |
| 農林水産省     | 近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課            | 075-414-9024           |

| 省庁・企業・団体名                         | 部署                        | 電話番号  |
|-----------------------------------|---------------------------|---|
| 農林水産省                             | 近畿農政局 農村振興部 地域整備課         | 075-414-9553                                |
| 農林水産省                             | 中国四国農政局 農村振興部 地域整備課       | 086-224-9422                                |
| 農林水産省                             | 中国四国農政局 経営・事業支援部<br>食品企業課 | 086-222-1358                                |
| 農林水産省                             | 九州農政局 農村振興部 地域整備課         | 096-300-6510                                |
| 農林水産省                             | 九州農政局 経営・事業支援部<br>食品企業課   | 096-300-6335                                |
| 内閣府                               | 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課       | 098-866-1673                                |
| 国土交通省                             | 水管理・国土保全局 下水道下水道企画課       | 03-5253-8427                                |
| 国土交通省                             | 水管理・国土保全局 発電水利相談窓口        | 03-5253-8441                                |
| 文部科学省                             | 大臣官房 文教施設企画部 施設助成課技術係     | 03-6734-2078                                |
| 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) |                           | 044-520-5171 / 5271 /<br>5273 / 5277 / 5183 |
| 国立研究開発法人科学技術振興機構                  | 未来創造研究開発推進部低炭素研究推進グループ    | 03-3512-3543                                |
| 一般財団法人新エネルギー財団 (NEF)              |                           | 03-6810-0364                                |
| 一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)           |                           | 03-5565-3850 / 4063 /<br>4081               |
| 一般社団法人温室効果ガス審査協会                  |                           | 03-6261-4381                                |
| 一般社団法人 グリーンファイナンス推進機構             | 事業部                       | 03-6257-3863 / 3864                         |
| 一般財団法人 日本海事協会                     | 再生可能エネルギー部                | 03-5226-2032                                |
| 公益財団法人 日本環境協会                     | 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業事務局 | 03-6231-0481 / 0487                         |
| 公益財団法人 イオン環境財団                    |                           | 043-212-6022                                |
| 福島県                               | 企画調整部 エネルギー課              | 024-521-8417                                |
| 福島県                               | 産業創出課                     | 024-521-8286                                |
| 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)   | 地熱部                       | 03-6758-8001 (直通)                           |
| 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団                 |                           | 03-6659-6424                                |
| 株式会社日本政策金融公庫                      | 事業資金相談ダイヤル                | 0120-154-505                                |
| 沖縄振興開発金融公庫                        |                           | 098-941-1795                                |
| 一般社団法人 低炭素投資促進機構                  | スマートコミュニティ業務推進部           | 03-6264-8381                                |

| 省庁・企業・団体名                    | 部署         | 電話番号         |
|------------------------------|------------|--------------|
| 一般社団法人 静岡県環境資源協会             |            | 054-252-9023 |
| 一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会 | エコリース促進事業部 | 03-5212-1606 |



## ～ 索引 ～

### え

エコリース促進事業……………140

### か

海洋エネルギー発電施設の安全認証……………172

学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）  
……………126

環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）  
……………116

環境技術実証事業（ETV 事業）……………165

環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査  
融資促進利子補給事業）……………139

### け

下水道革新的技術実証事業……………147

### さ

再エネ水素を活用し社会インフラの低炭素化促進事業……………136

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業……………122

再生可能エネルギー熱事業者支援事業費補助金……………121

再生可能エネルギー熱利用技術開発事業……………162

再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業  
（避難解除区域等支援事業）……………124

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置  
（固定資産税）……………119

### し

社会資本整備総合交付金……………133

住宅省エネリフォーム減税（投資型）……………118

省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー  
部分）……………117

上下水道システムにおける省CO<sub>2</sub>化推進事業……………145

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業……………151

小水力発電プロジェクト形成支援窓口……………173

食料産業・6次産業化交付金（営農型太陽光発電の高収益  
農業の実証）……………142

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用への  
支援）……………130

新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地方公共  
団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業  
（風力発電地域協議会））……………167

### す

水力発電の導入促進のための事業費補助金（人材育成）  
……………170

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業  
性評価等支援事業（地方公共団体））……………154

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業  
性評価等支援事業（民間事業者等））……………153

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証  
モデル事業）……………143

水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新工事  
等事業）……………128

水力発電の導入促進のための事業費補助金（設備更新調査  
事業）……………155

水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進  
等関連事業）……………169

### た

太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業……………160

### ち

地域低炭素投資促進ファンド事業……………138

地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費  
補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）……………141

地熱資源探査出資等事業……………164

地熱資源量の把握のための調査事業費補助金……………152

地熱発電技術研究開発事業……………163

地熱発電に対する理解促進事業費補助金……………168

### て

低炭素型廃棄物処理支援事業（低炭素型設備等導入支援）  
……………134

## ね

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業……………137
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業……………149

## の

- 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業・150
- 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）……………125
- 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）……………129
- 農林漁業施設資金（共同利用施設 - バイオマス利活用施設）……………131

## は

- バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル）……………120
- バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業・148
- 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業……………146
- 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業……………157
- 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業……………135

## ふ

- 風力発電に係るゾーニング実証事業……………144
- 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー関連技術の実証研究事業）……………158
- 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギーの導入支援事業（発電設備等））……………123
- 浮体式洋上風力発電施設の安全認証……………171

## へ

- ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業……………159

## み

- 未来社会創造事業 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進（「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域）……………161

## も

- 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業……………156

## よ

- 洋上風力発電等技術研究開発 / 着床式洋上ウインドファーム開発支援事業……………127

## り

- 林業成長産業化総合対策（木材需要の創出・輸出力強化対策）……………166
- 林業成長産業化総合対策（林業・木材産業成長産業化促進対策）……………132





# コンシェルジュ・プログラム

- 再エネコンシェルジュは、みなさまの事業計画をお伺いした上で、国が実施している各種の支援施策からみなさまに適したものをご紹介します。
- 事業を進めるに当たって必要となる許認可手続きについてご案内します。
- その他、さまざまな助言を通して、みなさまの事業が円滑にスタートするようサポートします。
- 上記サービスは、無料で活用いただけます。



## 相談会

事業者や自治体のみなさまからのご相談にお答えするため、個別面談による相談会を全国各地で行います。<sup>(※1)</sup>

個別相談では、みなさまの事業計画をお伺いした上で、国が実施している各種の支援施策からみなさまに適したもの、事業を進めるに当たって必要となる許認可手続きなどをご紹介しますとともに、それぞれの具体的な問合せ先についてご案内します。<sup>(※2)</sup>

<sup>(※1)</sup> 随時お申込みを受け付けています。

<sup>(※2)</sup> 質問内容によっては、電話でのご相談も対応します。



## 事業計画策定支援研修会

地域が抱える課題（観光まちづくり、子育て・福祉、地域活性化など）を再生可能エネルギー発電・熱事業と連携して解決を図る取り組みについて、事業計画の策定等を目指した研修会を開催します。



## 案件形成支援(公募)

再生可能エネルギーの事業化を検討する事業者や自治体のみなさまに、再エネコンシェルジュは、事業化に向けた調査、協議、手続等に関する助言を行うとともに、事業化までの支援を行います。

再エネコンシェルジュが案件形成支援を行う事業計画は公募により決定します。公募の詳細はホームページを参照下さい。

●再エネコンシェルジュへのご相談は、WEBもしくはお電話にてご予約ください。

コンシェルジュ・プログラムの詳細  
WEBでのご相談予約はこちらから

<https://renewable-energy-concierge.go.jp/>



再エネコンシェルジュ

検索

お電話でのご相談予約はこちらから

☎ 0570-001-318

(平日10:00~12:00、13:00~17:00)

再エネコンシェルジュは経済産業省資源エネルギー庁の「平成30年度新エネルギー等の導入促進のための広報等事業(再エネコンシェルジュ事業)」の受託事業者として三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が運営しています。



経済産業省  
資源エネルギー庁

## 再エネコンシェルジュ(国の支援施策検索等) Webサイトのご紹介

国の再生可能エネルギーの支援施策情報をウェブサイトでも提供しています。

- ・本ガイドブックで紹介した補助金の最新の公募状況を提供
- ・新たに設けられた補助金も順次追加更新
- ・支援施策の検索、公募ページへのリンクを掲載

<https://renewable-energy-concierge.go.jp/>

再エネコンシェルジュ

検索

